

(参考資料)

令和4年度
取組概要（施策別）

令和4年6月

三重県

目 次

1 施策 取組概要	・ ・ ・	1 頁
2 行政運営の取組 取組概要	・ ・ ・	1 3 3 頁

(注) 本資料は、令和4年2月に作成しました「みえ元気プラン（最終案）に基づく令和4年度当初予算取組概要（施策別）」について、その後の議論の進捗を可能な限り反映しています。

施 策 別 目 次

の 四 柱 本	政 策	施 策		頁
1 安全・安心の確保	1 防災・減災、県土の強 靱化	1-1	災害対応力の充実・強化	2
		1-2	地域防災力の向上	6
		1-3	災害に強い県土づくり	10
	2 医療・介護・健康	2-1	地域医療提供体制の確保	14
		2-2	感染症対策の推進	18
		2-3	介護の基盤整備と人材確保	20
		2-4	健康づくりの推進	22
	3 暮らしの安全	3-1	犯罪に強いまちづくり	24
		3-2	交通安全対策の推進	28
		3-3	消費生活の安全確保	30
		3-4	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保	32
	4 環境	4-1	脱炭素社会の実現	34
		4-2	循環型社会の構築	36
		4-3	自然環境の保全と活用	38
		4-4	生活環境の保全	40
	2 活力ある産業・地域づくり	5 観光・魅力発信	5-1	持続可能な観光地づくり
5-2			戦略的な観光誘客	44
5-3			三重の魅力発信	46
6 農林水産業		6-1	農業の振興	48
		6-2	林業の振興と森林づくり	52
		6-3	水産業の振興	54
		6-4	農山漁村の振興	56
7 産業振興		7-1	中小企業・小規模企業の振興	58
		7-2	ものづくり産業の振興	60
		7-3	企業誘致の推進と県内再投資の促進	62
		7-4	国際展開の推進	64
8 人材の育成・確保		8-1	若者の就労支援・県内定着促進	66
		8-2	多様で柔軟な働き方の推進	68
9 地域づくり		9-1	市町との連携による地域活性化	70
		9-2	移住の促進	72
		9-3	南部地域の活性化	74
		9-4	東紀州地域の活性化	76
		9-5	DXの推進	78
10 交通・暮らしの基盤		10-1	道路・港湾整備の推進	80
		10-2	公共交通の確保・充実	84
	10-3	安全で快適な住まいまちづくり	86	
	10-4	水の安定供給と土地の適正な利用	88	

の四柱	政策	施策		頁
の3 実現 共生社会	11 人権・ダイバーシティ	11-1	人権が尊重される社会づくり	90
		11-2	ダイバーシティと女性活躍の推進	92
		11-3	多文化共生の推進	94
	12 福祉	12-1	地域福祉の推進	96
		12-2	障がい者福祉の推進	100
4 未来を拓くひとづくり	13 教育	13-1	未来の礎となる力の育成	102
		13-2	未来を創造し社会の担い手となる力の育成	106
		13-3	特別支援教育の推進	108
		13-4	いじめや暴力のない学びの場づくり	110
		13-5	誰もが安心して学べる教育の推進	112
		13-6	学びを支える教育環境の整備	114
	14 子ども	14-1	子どもが豊かに育つ環境づくり	116
		14-2	幼児教育・保育の充実	120
		14-3	児童虐待の防止と社会的養育の推進	122
		14-4	結婚・妊娠・出産の支援	124
	15 文化・スポーツ	15-1	文化と生涯学習の振興	126
		15-2	競技スポーツの推進	128
		15-3	地域スポーツと障がい者スポーツの推進	130

	行政運営の取組		頁
行政運営	1	総合計画の推進	134
	2	県民の皆さんから信頼される県行政の推進	136
	3	持続可能な財政運営の推進	138
	4	適正な会計事務の確保	140
	5	広聴広報の充実	142
	6	行政DXの推進	144
	7	公共事業推進の支援	146

主 担 当 部 局 別 目 次

防災対策部

災害対応力の充実・強化（１－１）	２頁
地域防災力の向上（１－２）	６頁

戦略企画部

総合計画の推進（行政運営１）	１３４頁
広聴広報の充実（行政運営５）	１４２頁

総務部

県民の皆さんから信頼される県行政の推進（行政運営２）	１３６頁
持続可能な財政運営の推進（行政運営３）	１３８頁

医療保健部

地域医療提供体制の確保（２－１）	１４頁
感染症対策の推進（２－２）	１８頁
介護の基盤整備と人材確保（２－３）	２０頁
健康づくりの推進（２－４）	２２頁
食の安全・安心と暮らしの衛生の確保（３－４）	３２頁

子ども・福祉部

地域福祉の推進（１２－１）	９６頁
障がい者福祉の推進（１２－２）	１００頁
子どもが豊かに育つ環境づくり（１４－１）	１１６頁
幼児教育・保育の充実（１４－２）	１２０頁
児童虐待の防止と社会的養育の推進（１４－３）	１２２頁
結婚・妊娠・出産の支援（１４－４）	１２４頁

環境生活部

交通安全対策の推進（３－２）	２８頁
消費生活の安全確保（３－３）	３０頁
脱炭素社会の実現（４－１）	３４頁
循環型社会の構築（４－２）	３６頁
生活環境の保全（４－４）	４０頁
人権が尊重される社会づくり（１１－１）	９０頁
ダイバーシティと女性活躍の推進（１１－２）	９２頁
多文化共生の推進（１１－３）	９４頁
文化と生涯学習の振興（１５－１）	１２６頁

地域連携部

市町との連携による地域活性化（9-1）	70頁
移住の促進（9-2）	72頁
南部地域の活性化（9-3）	74頁
東紀州地域の活性化（9-4）	76頁
公共交通の確保・充実（10-2）	84頁
水の安定供給と土地の適正な利用（10-4）	88頁
競技スポーツの推進（15-2）	128頁
地域スポーツと障がい者スポーツの推進（15-3）	130頁

農林水産部

自然環境の保全と活用（4-3）	38頁
農業の振興（6-1）	48頁
林業の振興と森林づくり（6-2）	52頁
水産業の振興（6-3）	54頁
農山漁村の振興（6-4）	56頁

雇用経済部

持続可能な観光地づくり（5-1）	42頁
戦略的な観光誘客（5-2）	44頁
三重の魅力発信（5-3）	46頁
中小企業・小規模企業の振興（7-1）	58頁
ものづくり産業の振興（7-2）	60頁
企業誘致の推進と県内再投資の促進（7-3）	62頁
国際展開の推進（7-4）	64頁
若者の就労支援・県内定着促進（8-1）	66頁
多様で柔軟な働き方の推進（8-2）	68頁

県土整備部

災害に強い県土づくり（1-3）	10頁
道路・港湾整備の推進（10-1）	80頁
安全で快適な住まいまちづくり（10-3）	86頁
公共事業推進の支援（行政運営7）	146頁

デジタル社会推進局

DXの推進（9-5）	78頁
行政DXの推進（行政運営6）	144頁

出納局

適正な会計事務の確保（行政運営4）	140頁
-------------------	------

教育委員会

未来の礎となる力の育成（13-1） 102頁
未来を創造し社会の担い手となる力の育成（13-2） 106頁
特別支援教育の推進（13-3） 108頁
いじめや暴力のない学びの場づくり（13-4） 110頁
誰もが安心して学べる教育の推進（13-5） 112頁
学びを支える教育環境の整備（13-6） 114頁

警察本部

犯罪に強いまちづくり（3-1） 24頁

施策 取組概要

【主担当部局：防災対策部】

現状と課題

- ①災害対応力の強化を図るため、毎年度、総合図上訓練や総合防災訓練を実施しており、情報収集力、分析・対策立案力の向上、防災関係機関との連携強化等に取り組んでいます。近い将来の発生が想定される南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害に、より迅速かつ的確に対応できるよう、組織体制の強化や人材育成に取り組むとともに、災害対策活動を支える環境の整備が必要です。
- ②災害対策本部は、警戒体制時は防災対策部内の災害対策室、非常体制時は県庁講堂や講堂棟の会議室等を活用することとしていますが、南海トラフ地震や激甚化・頻発化している風水害に備えるためには、ハード面を含めたオペレーション機能の一層の強化が必要です。
- ③「三重県防災・減災対策行動計画」に基づく防災・減災対策の取組を進めました。今後も、本計画に基づき着実に取組を推進するとともに、市町の防災・減災対策の取組を支援していく必要があります。また、県の業務の継続体制を定めた「三重県業務継続計画（三重県BCP）」を運用しており、継続的な検証が必要です。
- ④国立研究開発法人海洋研究開発機構が開発・整備した、南海トラフ地震を海底で直接検知するためのDONETを活用し、県南部地域9市町において津波予測・伝達システムを運用しています。今後も、伊勢湾岸地域も含めた運用に向けて、引き続き取組を進める必要があります。
- ⑤「三重県職員防災人材育成指針」をふまえて毎年度策定する計画に基づき研修を実施し、役割や階層に応じて必要となる能力の向上に取り組みました。今後も計画的・継続的に職員の人材育成を進めていく必要があります。
- ⑥国や他都道府県等からの応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるためには、県と市町が連携した受援体制を構築する必要があり、「三重県市町受援計画策定手引書」を活用した市町受援計画策定の支援など、市町の受援体制の整備を推進しています。引き続き、県と市町とが一体となった受援体制が整備されるよう市町の取組を支援していく必要があります。
- ⑦本県への台風襲来が予想される場合は、タイムラインを発動し、各段階に応じた「抜け・漏れ・落ち」のない災害対策を講じています。また、市町にタイムラインの策定を働きかけ、令和2年度末には全市町がタイムラインを策定したことから、令和3年度から県内の全市町でタイムラインの運用が開始されています。引き続き、「三重県版タイムライン」について、市町のタイムラインと連携して運用・検証し、台風接近時の適切な災害対策活動に取り組んでいく必要があります。
- ⑧物資の備蓄について、「三重県備蓄・調達基本方針」に基づき、セーフティネットとして現物備蓄をしている食料や飲料水、生活必需品を適切に管理するとともに、県と市町で公的備蓄・調達目標に対する充足状況を把握・共有しました。引き続き、備蓄目標に達していない哺乳瓶等の品目については、確保に努めていく必要があります。

- ⑨「南海トラフ地震臨時情報」への対応について、市町に対して地域防災計画の修正や事前避難対象地域の設定に関する助言を行うなどの支援を行うとともに、市町と連携して市町域を越える広域避難の検討に取り組みました。引き続き、市町と連携し、市町域を越える広域避難の検討等に取り組むとともに、県民等に対して南海トラフ地震臨時情報への対応を周知していく必要があります。
- ⑩広域防災拠点について、災害発生時に物資集配機能や情報通信機能等が十分発揮できるよう、施設の修繕や消防設備・フォークリフトの点検などの維持管理を行っています。引き続き、適切な維持管理に努めていく必要があります。
- ⑪防災通信ネットワークについて、常に良好な通信状態を確保するため、適正な維持管理を行うとともに、無線設備の新基準・新規格への適合や、機器の老朽化対応など、市町施設等に設置する地上系防災行政無線設備の更新を実施しています。引き続き、更新作業を計画的に進める必要があります。
- ⑫消防団の入団促進や消防本部の連携強化に取り組んでいます。近年の大規模な災害の発生により、消防に寄せられる県民の期待はますます大きくなっていることから、引き続き、消防体制および消防力のさらなる充実・強化に取り組んでいく必要があります。
- ⑬高圧ガス施設等において事故が発生していることから、高圧ガス等の保安の確保に向けた取組を行いました。高圧ガス等の取扱事業者に対して保安検査および立入検査等を実施し、適正な保安管理等の徹底を指導することにより、引き続き、事業者の自主保安を推進し、産業保安の確保を図る必要があります。
- ⑭防災ヘリコプターの運航により山岳遭難、水難事故等における要救助者及び傷病者等の救助、救急搬送や林野火災における空中消火を行っています。引き続き、安全管理を徹底し、適正に運航を行う必要があります。
- ⑮消防学校において消防職団員等に各種教育訓練を実施しています。引き続き、消防職団員の人材育成や資質向上に取り組んでいく必要があります。
- ⑯有事への対応を迅速かつ的確に行うため、令和3年7月に国、市町、関係機関と国民保護共同図上訓練を実施しました。引き続き、関係機関と連携した訓練の実施や、県民への情報提供を行う必要があります。
- ⑰BCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルの整備促進に取り組むとともに、災害医療コーディネーター研修等の実施やDMAT訓練への参加促進、DHEATの体制強化等に取り組んでいます。引き続き、災害発災時における保健医療体制の充実・強化に取り組む必要があります。
- ⑱災害等発生時における警察の初動対応に際して、事態の把握・被災者の有無等を確認するために必要な情報を集約する機能が脆弱な状況にあります。この課題に対処し、的確な現場指揮機能を確保するため、移動指揮車及び高い情報収集機能を有するドローンを整備する必要があります。

防災対策部

- ① いつ大規模災害が発生しても迅速かつ的確に対応できるよう、組織体制の強化や実践的で大規模な防災訓練を実施する等、訓練の充実を図ることにより、災害に即応できる人材育成に取り組むとともに、情報収集、分析・対策立案をより効果的に実施するための機器整備等を行います。
- ② 市町や国、防災関係機関等と連携した災害対応が迅速に実施できるよう、災害対策活動のオペレーション機能の強化に向けた調査等を実施します。
- ③ 「三重県防災対策推進条例」や「三重県防災・減災対策行動計画」に基づく取組を進めるとともに、令和4年度は「三重県防災・減災対策行動計画」の最終年度となることから、現計画の総括を行い、新たな計画の策定に取り組めます。また、県の業務の継続体制を定めた「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、各部局における検証と見直しを進めます。
- ④ 南海トラフ地震による津波を早期に検知し、迅速な初動対応や的確な避難につなげていくため、「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を引き続き運用するとともに、伊勢湾岸地域への運用拡大に向けて取り組んでいきます。
- ⑤ 「三重県職員防災人材育成指針」をふまえて毎年度策定する研修計画に基づき、災害（被災）イメージ力の向上等を図るために作成した研修教材を活用しながら、役割や階層別の研修等を通じて職員の防災・減災に対する能力の向上を図ります。
- ⑥ 市町において、避難所までの物資輸送、他県等から市町への応援職員やボランティアの受け入れ等が円滑に進むよう、市町における受援体制の整備を支援していきます。
- ⑦ 「三重県版タイムライン」を市町のタイムラインと連携して運用・検証し、台風接近時の適切な災害対策活動に取り組み、被害の最小化につなげます。
- ⑧ 物資の備蓄について、現物備蓄している物資の適切な管理を行うとともに、市町と連携して必要な物資を現物備蓄または流通備蓄により確保します。
- ⑨ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の適切な避難行動に資する啓発や市町域を越える広域避難の検討など、市町と連携し、「南海トラフ地震臨時情報」の発表に備えた対策の充実・強化を図ります。
- ⑩ 広域防災拠点施設について、機能が維持されるよう必要な修繕や点検など、適切な維持管理を行います。
- ⑪ 救助・救援に必要な情報の伝達・共有を確実にし、災害時における県・市町や防災関係機関との通信を確保するための防災通信ネットワークについて、災害拠点病院等に設置する地上系防災行政無線設備の更新や衛星系防災行政無線設備の新規格への対応を進め、より信頼性の高い設備に更新するとともに、適切に維持管理します。

- ⑫減少傾向にある消防団員を確保するため、市町および三重県消防協会と連携し、機能別消防団員制度の導入を支援するとともに、女性や学生など幅広い層を対象に消防団員の裾野を広げられるよう加入促進に継続して取り組み、消防団の充実・強化を図ります。また、「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」に基づき、消防の広域化および連携・協力の推進に取り組みます。
- ⑬高圧ガス等の産業保安について、適正な保安管理等を徹底するため、保安検査、立入検査等を実施するとともに、自主保安の推進を支援するための研修等を行います。また、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者の防災対策を促進します。
- ⑭防災ヘリコプターの運航により山岳遭難、水難事故等における要救助者及び傷病者等の救助、救急搬送や林野火災における空中消火を迅速かつ的確に行います。また、二人操縦士体制により、運航の安全性を確保します。
- ⑮消防学校において消防職団員等に各種教育訓練を実施し、知識・技術の習得を図ります。また、映像やデータなどデジタル教材を活用したより高度な座学や実技等の教育訓練を実施します。
- ⑯有事への対応をより迅速かつ的確に行うため、「三重県国民保護計画」の所要の見直しを行うとともに、計画に基づき、国、関係機関と連携した図上訓練を実施します。また、ホームページ等により県民へわかりやすく情報提供していきます。

医療保健部

- ⑰災害時においても必要な保健医療が提供できるよう、BCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルの整備促進と定着化を図るとともに、保健医療活動を支える人材の育成に取り組みます。さらに、広域搬送体制の充実を図るため、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の整備を行います。

警察本部

- ⑱災害等発生時の初動対応や指揮機能を強化するため、現場指揮に特化した移動指揮車と高い情報収集機能を有するドローンを整備します。

現状と課題

- ①近い将来の発生が想定される南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害に備えるため、「みえ防災・減災センター」と連携し、県民の「自助」や地域の「共助」による防災活動を支援する防災人材の育成をはじめ、シンポジウムの開催や「みえ防災・減災アーカイブ」の活用による県民の防災意識の醸成、課題に応じた研修会の実施や防災相談への対応など市町や企業等の支援に取り組みました。今後も育成した人材を活用するとともに、さまざまな防災関係機関、県民等が相互に連携し、防災対策に取り組んでいく必要があります。
- ②避難所の適切な運営や避難所における感染症対策に関するアセスメントを実施しました。また、災害リスクの高い区域に立地する社会福祉施設における実効性のある避難対策を進めるため、モデル施設を選定の上、適切な避難実施に向けた調査に基づく課題の洗い出しと訓練による解決策の検証に取り組みました。今後も、県民の皆さんの適切な避難行動を促進するための取組を支援していく必要があります。
- ③少子高齢化の進展により、地域の防災活動を担う若い人材が不足し、若者の参画が進まない現状があります。地域における防災活動を持続的に推進するためには、若者の防災意識の向上を図り、次代の地域防災を担う人材を育成する必要があります。
- ④県民の災害への備えや地域防災力の向上を図るため、防災啓発活動に取り組むとともに、地区防災計画の策定や同計画に基づく取組を支援しました。引き続き市町と連携して県民の皆さんの「自助」や地域の「共助」の取組を促進する必要があります。
- ⑤ハザードマップの作成や地域の避難計画、避難行動要支援者の個別避難計画の策定など、市町が取り組む風水害対策や南海トラフ地震対策の充実・強化について、地域減災力強化推進補助金による支援を行いました。また、同補助金を活用して、避難所運営マニュアルの作成や新型コロナウイルス感染症対策に必要な資機材整備など、市町による避難所の運営・環境整備の取組を支援しました。さらに、海拔ゼロメートル地帯の広域避難対策として、桑員地域2市2町と県で策定した「桑員地域広域避難タイムライン」にかかる図上訓練や、三泗地区1市3町における広域避難の取組への支援を行いました。引き続き、市町が実施する防災・減災対策の取組を支援する必要があります。
- ⑥災害時の県民の適切な避難行動を促進するとともに、県民の皆さんの防災意識の向上を図るため、気象や災害に関する防災情報を、ホームページやSNSなどさまざまな手段を用いてわかりやすく提供しています。また、より適切な避難行動につなげるため、発災の恐れのある状況や発災直後の現場等からの情報をSNSやAIを活用してリアルタイムに収集するシステム等を導入し、運用しています。今後も、避難を必要とするすべての人が適切に避難を行えるよう、きめ細かな防災情報を多様な媒体により迅速にわかりやすく提供していく必要があります。

- ⑦「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画し、コロナ禍におけるボランティア活動に関する研修会等を開催しました。引き続き、大規模災害時に、県内外からのボランティアや専門性を有するNPO等が、円滑かつ効果的に支援活動ができる環境を充実・強化していく必要があります。
- ⑧防災ノートを新入生等に配付するとともに、外国人児童生徒には外国語版を配付しました。今後、家庭における防災ノートの活用を進めるとともに、地震発生時の模擬体験や避難時の適切な判断・行動力を身につけるためのデジタルコンテンツの活用を図る必要があります。

令和4年度の実行方針

防災対策部

- ①「みえ防災・減災センター」と連携し、県民の「自助」や地域の「共助」による防災活動を支援する人材を育成するとともに、みえ防災人材バンクへの登録を進め、登録した人材を地域の防災活動へ派遣します。また、県民の防災意識の醸成につながるシンポジウムや研修会、みえ防災・減災アーカイブを活用した普及啓発を行うとともに、企業や市町・自主防災組織等の活動支援に取り組みます。
- ②感染症対策など新しい課題に対応した避難所運営が求められることから、アセスメントの実施などにより運営に携わる自主防災組織等の対応力向上を図ります。また、災害リスクの高い区域に立地する社会福祉施設における実効性のある避難を促進します。
- ③県内の学生等を地域防災の担い手として育成し、その方々が若年層の防災意識の向上を図るとともに、他の若者を巻き込んで地域で防災活動を行うことにより、災害に強い地域づくりを進めます。また、SNSを活用した参加型のキャンペーンを通じて、若年層を含めた幅広い層の防災活動への参加を促進します。
- ④県民の災害への備えや地域の防災力の向上を図るため、防災啓発活動に取り組むとともに、地域における地区防災計画の策定を促進します。
- ⑤市町が取り組む風水害対策や南海トラフ地震対策の充実・強化、避難所運営マニュアルの作成や避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組、海拔ゼロメートル地帯での広域避難を含めた避難対策を支援します。
- ⑥「防災みえ.jp」のホームページやメールにより気象や災害に関する防災情報を提供するとともに、SNSを用いて県民にわかりやすい表現で防災情報を提供することで、県民の適切な避難行動を促します。また、SNSにより県民等から寄せられた災害情報を、AIを活用して集約することで、県民へのタイムリーな情報提供や早期の現場対応などの災害対策につなげます。

環境生活部

- ⑦コロナ禍においても、大規模災害時に県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画します。また、研修会の開催等を通じ、市町・社会福祉協議会・NPO等と連携して市町における受援体制の整備の支援に取り組みます。

教育委員会

- ⑧県内の小学校、中学校、高校、特別支援学校等に防災ノートを配付するとともに、1人1台学習端末を活用して、防災教育用デジタルコンテンツと防災ノートを組み合わせた防災教育を推進します。また、保護者と児童生徒が、防災ノートや防災教育用デジタルコンテンツを活用して、家庭の防災対策を話し合うことを促進するなど、家庭における防災の取組を進めます。
- ⑨新型コロナウイルス感染症への対応など防災教育の実施方法に工夫を講じながら、学校が行う家庭や地域と連携した体験型防災学習等を支援するとともに、学校防災リーダー等教職員を対象とする防災研修に、学校が避難所になった場合の運営体験メニューを取り入れるなど、災害時の実践につながる研修とし、教職員の防災意識と指導力の向上を図ります。また、県内の中高生を東日本大震災の被災地に派遣し、現地の方との交流や学習を通して、災害時に地域で自ら行動できる防災人材の育成に取り組みます。
- ⑩「三重県災害時学校支援チーム」隊員のスキルアップを図り、県内外で災害が発生した際には、被災した学校にチーム隊員を派遣して、教育再開等の支援を行います。

【主担当部局：県土整備部】

現状と課題

- ①令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など頻発・激甚化する水害・土砂災害や大規模地震から、県民の皆さんの生命と財産を守るため、通常予算に加え「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算を活用し、河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を進めています。一方、対策が必要な箇所はまだ多数存在するため、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な治水対策として「流域治水」の全体像を示した流域治水プロジェクトを令和3年度までに県内全ての水系（80水系）において策定しています。防災・減災対策の必要性は、ますます高まっており、ハード・ソフトの両面からさらなる推進が求められています。
- ②ソフト対策としては、210河川を目標としていた洪水浸水想定区域図の作成において、「防災・減災国土強靱化のための5か年加速化対策」予算を活用することで、全ての県管理河川（全546河川）での作成が完了しています。また、土砂災害警戒区域の指定、土砂災害警戒基準雨量の見直しを進めていますが、県民の皆さんが主体的な避難行動をとるための情報として、多くの方によりわかりやすく伝えることが求められています。
- ③河川等の堆積土砂および樹木繁茂により浸水被害などが助長されるおそれがあることから、河川の流下能力等を回復するため、令和2年度に創設された緊急浚渫推進事業も活用して河川や砂防えん堤の堆積土砂撤去および樹木伐採を進めています。また、老朽化が進んでいる道路・河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の機能を確保するため、修繕・更新を実施していますが、対策が必要な箇所はまだ多数存在します。引き続き、適切な維持管理と施設の老朽化対策が求められています。
- ④大規模地震発生後の津波・高潮等による浸水被害を軽減するため、海拔ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策を進めています。引き続き、河川管理施設や海岸保全施設等の機能の確保と強化が求められています。
- ⑤地震等発災後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路について、橋梁耐震化やのり面の防災対策を重点的に進めています。引き続き、災害対応力の充実・強化に取り組むことが求められています。

令和4年度の実行方針

県土整備部

- ①「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、「5年後の達成目標」をふまえ、防災・減災、国土強靱化を計画的に推進します。

- ②頻発化・激甚化する水害・土砂災害や大規模地震から県民の皆さんの生命と財産を守るため、三重県国土強靱化地域計画に基づき、河川・海岸・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を推進します。
- ③洪水・地震・高潮洪水などに対し重要度や緊急性の高い河川を中心に改修を進めるとともに、治水上ネック点となっている橋梁等の河川横断構造物を重点的に改築することにより、治水安全度の向上を図ります。鳥羽河内ダムについては、引き続き本体工事の着手に向けた工事用道路の整備を進めます。また、河川・海岸・砂防の国直轄事業、試験湛水中の川上ダム（水資源機構事業）の早期運用開始を促進します。このほか令和元年から令和4年に被災した公共土木施設の早期復旧に取り組むとともに、水災害を軽減させるために、これまで河川管理者が実施してきた治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む治水対策「流域治水プロジェクト」を県内全ての水系（80水系）において策定し終えたことから、このプロジェクトに位置付けた取組を着実に進めていきます。また、防災・減災や地球温暖化対策などの観点から、グリーンインフラ*を推進します。
- ④河川等の堆積土砂および樹木繁茂により浸水被害等が助長されるおそれがあることから、関係市町と共に優先度等を検討し、河川や砂防えん堤の堆積土砂撤去・伐採を積極的に進めるとともに、砂利採取制度の拡充により官民連携の強化も図ります。さらに、治山部局との連携により、土砂の発生抑制に向けた取組を促進します。
- ⑤土砂災害防止施設の整備により、特に自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や避難所の保全を進めます。土砂災害警戒区域等の指定については、引き続き、開発等で地形改変などがあつた箇所を抽出し、2巡目の基礎調査に取り組みます。また、違法な盛土の対応として砂防指定地等における違反行為への行政指導や住民からの通報対応等を強化します。
- ⑥地震・津波による被害軽減のため、県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門の耐震対策を推進します。また、高潮・侵食対策による堤防背後住民の生命・財産の保全を進めるとともに、県南部においては短時間で大きな津波に襲われることが想定される海岸堤防を津波に対して粘り強い構造とする海岸堤防強靱化対策を進めます。
- ⑦災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路における橋の落橋や倒壊対策、道路の土砂崩れ防止対策に取り組みます。
- ⑧県民の皆さんが主体的な避難行動に資するソフト対策として、洪水浸水想定区域図の指定・公表、「河川DX中期計画 2022～2026 ver. 1」に基づく危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置、高潮特別警戒水位の設定などに取り組みます。また、大規模災害への備えとして、災害コントロールルームの高度化や排水ポンプ車の配備、現場での実動訓練を重ねる等、被災箇所を早期発見し、初動を迅速化する危機管理体制の強化に取り組みます。
- ⑨老朽化が進んでいる道路・河川・海岸・土砂災害防止施設については、長寿命化計画に基づく計画的な施設の修繕・更新を行います。

農林水産部

- ⑩台風等による山地災害からの早期復旧に取り組むとともに、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所では治山事業を実施し、災害の未然防止を図ります。また、土砂流出防止等の公益的機能が低下した保安林内の森林整備を進めるとともに、長寿命化計画に基づき老朽化した治山施設の改修に取り組めます。

- ⑪漁港海岸堤防等については、引き続き耐震・耐津波対策や高潮対策を計画的に実施するとともに、長寿命化計画に基づき適切な機能維持に取り組み、大規模地震や津波・高潮に対する安全性の確保を図ります。

【主担当部局：医療保健部】

現状と課題

- ①令和2年度に行った「第7次三重県医療計画」の中間見直しをふまえ、5疾病・5事業および在宅医療の対策等の医療提供体制の構築を進めるとともに、地域医療構想の実現に向け、県内8地域に設置する地域医療構想調整会議において医療機能の分化・連携に係る検討を進めています。今般の新型コロナウイルス感染症が地域の医療提供体制に与えた影響をふまえた上で、取組を進めていく必要があります。
- ②若手医師を中心に、県内の医師数は着実に増加していますが、国から示された都道府県ごとの医師偏在指標は下位（医師少数都道府県）に位置づけられるなど、依然として不足している状況にあり、また、地域偏在等の課題もあることから、引き続き、地域医療に従事する医師の確保を図る必要があります。
- ③看護職員数は年々増加の傾向にはありますが、需給推計では依然として不足が見込まれており、特に訪問看護等在宅医療を担う看護職員や、新型コロナウイルス感染症に対応する専門的な看護師が不足していることから、引き続き、看護職員総数の確保を図るとともに、不足する領域の看護師の確保を図る必要があります。
- ④「第7次三重県医療計画」に基づき、脳卒中や心筋梗塞等への対策として、発症予防や急性期における医療体制の構築などを進めています。循環器病対策基本法をふまえ策定した「三重県循環器病対策推進計画」に基づき、循環器病対策を総合的かつ計画的に進めていく必要があります。
- ⑤「三重県がん対策推進計画（第4期三重県がん対策戦略プラン）」に基づき、避けられるがんを防ぐことや、さまざまながんの病態に応じて、適切ながん医療や支援を受けられるよう、総合的かつ計画的ながん対策を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、がん検診の受診や医療機関への受診を控える傾向が見られることから、がん検診の受診や医療機関への早期受診を促す必要があります。
- ⑥国民健康保険の財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担っており、市町ごとの納付金の額の決定や、各市町への保険給付費等交付金の交付等を通じて、財政運営の安定化に努めました。制度の持続可能性を高めるため、引き続き各市町とともに保険財政の安定化や医療費適正化を図っていく必要があります。
- ⑦子ども・一人親家庭等・障がい者が、経済的理由から必要な医療を受けられないことにより、疾病が重症化することを防ぎ、安心して必要な医療を受けられるようにするため、各市町が実施する福祉医療費助成事業を支援していく必要があります。

- ⑧救命率の向上を図るため、消防職員の救急救命士養成機関への入校を支援し、救急救命士の養成に取り組むとともに、救急救命士が行う輸液などの特定行為を円滑に行うための講習、通信指令員に係る救急教育を実施するなど救急救命士の資質向上に取り組んでいます。引き続き、三重県救急搬送・医療連携協議会によるメディカルコントロール体制のもと、救急救命士の養成や資質向上に取り組む必要があります。
- ⑨新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、各県立病院において、引き続き同感染症に係る専用病床の確保や検査などに対応しながら、診療機能を維持していく必要があります。
- ⑩県立こころの医療センターにおいては県内の精神科医療の中核病院としての取組を、県立一志病院においてはプライマリ・ケアの実践や人材育成の取組を、県立志摩病院においては指定管理者制度のもと地域の中核病院としての取組を進めています。今後も、それぞれの役割やニーズに応じた医療を提供しながら、健全な病院運営を行っていく必要があります。

令和4年度の取組方向

医療保健部

- ①地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制の構築をめざして、新型コロナウイルス感染症に係る対応等をふまえ、「第7次三重県医療計画」における目標の達成に向けた取組を進めるとともに、地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議等を通じて、医療機関の機能分化や連携に係る協議を進めます。
- ②医師の確保について、「三重県医師確保計画」に基づき、医師修学資金貸与制度の運用や、地域枠医師等に対するキャリア形成支援と医師不足地域への医師派遣を進めるなど、医師の総数の確保と偏在の解消に取り組みます。
- ③看護職員の確保・定着を図るため、看護職員修学資金貸与制度の運用や、三重県ナースセンターにおける潜在看護職員の復職支援などにより、県全体の看護職員の確保に努めるとともに、訪問看護等在宅医療を担う看護職員の育成や感染管理認定看護師の養成に取り組みます。
- ④脳卒中や心筋梗塞等の循環器病対策を進めるため、令和3年度に策定した「三重県循環器病対策推進計画」に基づき、予防や正しい知識の普及啓発、保健、医療および福祉に係るサービス提供体制の充実、対策を推進するための基盤整備など、総合的かつ計画的に取組を推進します。
- ⑤がん対策のさらなる推進をめざし、「三重県がん対策推進計画(第4期三重県がん対策戦略プラン)」における3つの柱である「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」のそれぞれの段階に応じた総合的ながん対策を実施することで、より効果的な事業の展開を図ります。とりわけ、がんの早期発見・早期治療の観点から、市町や医療機関等と連携して、がん検診の受診や医療機関への受診が遅れないよう、さらなる受診勧奨等に努めていきます。

- ⑥国民健康保険の財政運営の責任主体として市町や関係団体と連携し、安定的な財政運営や効率的な事業実施に努めるとともに、三重県国民健康保険運営方針等に沿って、市町の国保事業の安定的な運営を支援しつつ、保険者努力支援制度等を活用し、医療費適正化や収納率向上等の取組を促進します。
- ⑦子ども・一人親家庭等・障がい者が安心して必要な医療を受けられるようにするため、市町が実施する医療費助成事業を引き続き支援します。

防災対策部

- ⑧救命率の向上を図るため、引き続き、消防職員の救急救命士養成機関への入校を支援し、救急救命士の養成に取り組むとともに、指導救命士の養成講習や救急救命士が行う特定行為を円滑に行うための講習を実施するなど救急救命士の資質向上に取り組めます。

病院事業庁

- ⑨新型コロナウイルス感染症による今後の影響が見通せない中、それぞれの県立病院において、引き続き徹底した感染対策を講じながら診療機能を維持するとともに、同感染症にかかる専用病床の確保や検査、ワクチン接種など、県立病院としての必要な役割を関係機関と連携しながら果たしていきます。
- ⑩県立こころの医療センターにおいては、本県における精神科医療の中核病院として、政策的医療のほか訪問看護やデイケア等の地域生活支援、認知症治療や依存症治療等の専門的医療の提供に取り組めます。県立一志病院においては、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践やプライマリ・ケア人材の育成、地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護・予防等の多職種連携に取り組めます。県立志摩病院においては、志摩地域の中核病院としての役割を果たせるよう、指定管理者と密接に連携しながら地域の医療ニーズをふまえた診療機能の充実に向けて取り組めます。

【主担当部局：医療保健部】

現状と課題

- ①新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を確保するため、病床の確保や臨時応急処置施設、宿泊療養施設の運営に取り組むとともに、自宅療養者への健康フォローアップ等にも対応しています。また、医療機関、民間検査機関などさまざまな関係機関と連携・協力し、検査体制を確保するとともに、市町等と連携し、円滑なワクチン接種の推進に取り組んでいます。今後も新型コロナウイルス感染症の発生動向を注視するとともに、感染状況に応じた的確な対策を講じていく必要があります。
- ②季節性インフルエンザやノロウイルスなど感染症全般に係る予防や拡大防止を図るため、県民等へ感染予防の普及啓発を行っています。引き続き、感染症発生動向調査システム等を活用し、感染症発生情報の収集・解析を行った上で、関係機関や県民への情報提供を行う必要があります。
- ③HIV感染症やウイルス性肝炎、結核等の感染症の検査を実施するとともに、相談体制の充実に取り組んでいます。感染拡大や発病の予防には早期発見と適切な医療が重要であることから、引き続き、これらの取組を進めていく必要があります。

令和4年度の実行方向

- ①新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を確保するため、引き続き、病床の確保や臨時応急処置施設、宿泊療養施設の運営に取り組むとともに、自宅療養者への健康フォローアップ等にも対応してまいります。また、検査需要に対応できるよう、医療機関、民間検査機関などさまざまな関係機関と連携・協力し、検査体制を確保するとともに、ワクチン接種について、今後の状況を見据えつつ、市町等と連携し円滑に進めてまいります。
- ②県民一人ひとりが感染症の予防や拡大防止に関する理解を深め、適切な行動がとれるよう、正しい知識の啓発や流行状況に応じた情報発信等を行います。
- ③HIV感染症やウイルス性肝炎、結核等の感染症について、検査や検診の受診を促し、早期発見と適切な治療につなげるため、相談体制の充実に取り組めます。

【主担当部局：医療保健部】

現状と課題

- ①施設サービスを必要とする方の増加が見込まれることから、特別養護老人ホームの整備を進めるとともに、特別養護老人ホームの入所基準の適正な運用に向けた施設への訪問調査を行っています。引き続き、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、入所基準の適正な運用に向けた取組を行う必要があります。
- ②介護人材を確保するため、県福祉人材センターによる参入促進のための取組や介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、介護未経験者を対象とした研修の実施や、外国人材を対象とした奨学金の支給に係る事業所への支援、「介護助手」の導入に向けた支援を行っています。引き続き、介護人材の新規参入および定着促進に向けて取り組む必要があります。
- ③介護職員の負担軽減や介護現場における業務効率化に資する介護ソフト、タブレット端末などのICTや介護ロボットの導入を支援するとともに、介護支援専門員の各種研修を実施し資質向上を図っています。引き続き、これらの取組を実施し、介護サービスの質の向上や人材の確保を図る必要があります。
- ④地域の中で認知症サポーターを組織化し、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の構築の支援等を行っています。今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、それぞれの地域で本人と家族を支えるための支援体制を構築するとともに、医療と介護の連携を進め、認知症の予防や早期診察、診断後の支援等に取り組む必要があります。

令和4年度の実施方針

- ①施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、入所基準の適正な運用に向けた取組を行います。
- ②介護人材を確保するため、県福祉人材センターによる無料職業紹介、マッチング支援等の取組や介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、介護未経験者や外国人材の参入促進に取り組めます。また、介護職場における機能分担を進めるための「介護助手」の導入支援や「働きやすい介護職場応援制度」の普及啓発等、介護人材の参入と定着促進に向けた取組を進めます。
- ③介護サービスの一層の充実を図るため、介護現場の生産性向上に資する介護ロボットやICTの導入促進に取り組むとともに、介護支援専門員の資質向上に向けた研修を実施します。
- ④認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざして、「共生」と「予防」を車の両輪として総合的に施策を推進するため、認知症サポーターの養成やチームオレンジの構築を支援するとともに、認知症の予防や早期診療、診断後の支援等に取り組めます。

【主担当部局：医療保健部】

現状と課題

- ① 県民の主体的な健康づくりを推進するため「三重とこわか健康マイレージ事業」を実施するとともに、企業における健康経営の取組を推進するため「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度の普及定着に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症の影響により、生活習慣が変化し、心身等への影響が生じる一方で、健康への関心が高まり、健康づくりに取り組む県民の皆さんが増加しているこの機を捉え、社会全体で健康づくりの取組をさらに推進していく必要があります。
- ② 「三重の健康づくり基本計画」に基づき、企業、関係機関・団体、市町と連携して、健康的な食生活に関する啓発や「健康づくり応援の店」の登録を行っています。また、喫煙・受動喫煙が健康に及ぼす影響等について情報発信を行うとともに、「たばこの煙の無いお店」の認定に取り組んでいます。適正な生活習慣の定着に向け、引き続き取組を推進していく必要があります。
- ③ 令和2年度に改正した「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、歯と口腔の健康づくりに関する施策の充実を図っています。引き続き、関係機関・団体、市町等と連携して、各ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりを計画的に推進する必要があります。

令和4年度の取組方向

- ① コロナ禍において健康づくりの重要性が再認識されていることをふまえ、企業、関係機関・団体、市町と連携し、社会全体で継続して健康づくりに取り組む気運の醸成を図るとともに、新しい生活様式にも対応した個人の主体的な健康づくりや企業の健康経営を推進します。
- ② さまざまな主体との連携により食育活動を推進し、バランスのとれた食事の重要性について広く県民に啓発を行います。また、受動喫煙防止に係る事業所等からの相談に応じるとともに、喫煙・受動喫煙が健康に及ぼす影響等について、県民に情報発信を行います。
- ③ 県民の皆さんの歯科口腔保健の保持増進を図るため、関係機関・団体、市町等と連携し、各ライフステージに応じた対策や医科歯科連携による疾病対策等に取り組めます。

【主担当部局：警察本部】

現状と課題

- ①大台警察署は、近い将来に発生が予想される南海トラフ地震等の災害発生時、南部地域の災害活動拠点として、警察活動を迅速かつ確に展開できるよう建て替えを進める必要があります。また、尾鷲警察署は、外壁のひび割れが多数存在し、屋上防水機能が低下するなど、老朽化が著しく、大規模改修により長寿命化を図る必要があります。これらの築年数が経過した警察施設は、施設利用者にとって利用しやすい状況となっていないことから、その改善に取り組む必要があります。
- ②犯罪が悪質化・巧妙化し、その早期検挙が重要となる中、裁判員裁判制度が導入されるなど、犯罪の立証において客観証拠の重要性が高まり、科学捜査力の充実、鑑定の高度化・効率化が求められています。現在、本部庁舎内にある科学捜査研究所の作業スペースは極めて狭く、狭隘化が過度に進んでいることから、独立庁舎を整備する必要があります。
- ③110番通報を適切に受理し、パトカー等を現場へ急行させるための通信指令システムが、令和4年度中にリース契約期間満了となるため、システムの更新整備を行う必要があります。
- ④72か所の交番・駐在所が耐用年数を超過し、老朽化が著しい施設もあることから、建替整備等を進めて地域住民の利便性の向上や施設のセキュリティの強化を図るほか、パトカーが配備されていない24か所の駐在所の機動力を確保するなど、警察活動を支える基盤の強化に取り組む必要があります。
- ⑤サイバー犯罪に関する相談件数は、令和3年度中は増加に転じ、また、国内では、ランサムウェア等の不正プログラムによる被害も発生するなど、サイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢にあることから、サイバー犯罪の取締を強化するほか、被害防止対策を推進する必要があります。
- ⑥社会のデジタル化に向けた機運が急速に高まる中、警察の業務を高度化、効率化するためのシステム開発を行う人材が不足し、開発環境も不十分な状況にあります。このため、警察のデジタル化基盤の強化に向けて、システム開発を行う人材の育成と開発環境の整備を行う必要があります。
- ⑦令和3年度中の刑法犯認知件数は、戦後最少を更新しましたが、子供や女性が被害に遭う性犯罪等の重要犯罪が増加し、高齢者等が被害に遭う特殊詐欺も依然として多く発生していること等から、引き続き、犯罪防止に向けた取組を推進する必要があります。
- ⑧自主防犯活動の促進を図るため、防犯ボランティア団体等に対する活動用物品の配布や地域安全情報の発信等の支援、「子ども安全・安心の店」認定事業所の拡充等に取り組むとともに、子供の犯罪被害防止等を目的としてリモート形式による防犯教室等を実施しました。引き続き、自主防犯活動を促進するための支援や、子供の犯罪等被害防止に向けた取組を推進する必要があります。

- ⑨ストーカーやDV事案、児童虐待等の人身安全関連事案に対しては、組織的対応による加害者の検挙措置、ストーカー規制法に基づく禁止命令や文書警告などの行政措置、被害者等に対する宿泊費の一時公費負担等の保護措置を実施しました。引き続き、被害者等の安全確保を最優先に取り組む必要があります。
- ⑩特殊詐欺被害を減少させるため、高齢者宅に対する警察官の訪問による直接的な注意喚起や、金融機関、コンビニエンスストア等の関係機関と連携した被害防止対策を実施しました。一方で、被害全体に占める高齢者の割合が8割を超えるなど、特殊詐欺被害が後を絶たない状況にあることから、引き続き、自治体を始めとした関係機関、高齢者と接する機会が多い各種業界団体等と連携した被害防止対策に取り組む必要があります。
- ⑪安全で安心な三重のまちづくりを推進していくため、市町に加え県民の皆さんや、事業者等との連携を強化するとともに、地域防犯力の向上に向けて人材育成や意識啓発に継続して取り組む必要があります。また、県内市町における犯罪被害者等支援条例の制定等が進みつつある中、総合的な支援体制のさらなる底上げが求められるとともに、二次被害を防止するため犯罪被害者等に対する県民の皆さんの理解を一層促進していく必要があります。

令和4年度の実行方針

警察本部

- ①災害等有事の際の即応体制、災害活動拠点としての機能に配慮しつつ、人口減少・高齢化社会に適応した大台警察署の整備に取り組めます。また、老朽化した尾鷲警察署を大規模改修して長寿命化を図るとともに、ユニバーサルデザインを取り入れ、来庁者が利用しやすい施設の整備に取り組めます。
- ②DNA型の鑑定や解析を緻密かつ効率的に実施できるよう科学捜査研究所の独立庁舎整備を進めるほか、必要な捜査資機材を整備し、重要犯罪を始め、県民の皆さんに不安を与える各種犯罪の早期検挙を図ります。
- ③さまざまな警察事象に迅速・的確に対応するため、既存の通信指令システムの更新整備にあわせて機能強化を図ります。
- ④老朽化した交番・駐在所の建て替え、人口増加が著しい朝日町への交番の新設、パトカーの配備など警察活動を支える基盤の強化に取り組めます。
- ⑤サイバー空間の脅威に的確に対処するため、知見を有する学術機関、民間事業者等との連携を一層強化し、最新の情報技術等を悪用したサイバー犯罪の取締りや専門的な捜査員の育成、官民一体となった被害防止対策に取り組めます。
- ⑥警察活動を支える情報システムの維持、充実を図るため、その開発・運用に必要な人材の育成や機材の整備を図ります。

- ⑦高齢者等を狙った特殊詐欺被害や子供や女性が被害に遭う性犯罪等の重要犯罪が増加するなど、治安情勢は依然として予断を許さない状況にあります。地域の犯罪情勢に応じ、警察活動を強化するとともに、市町や地域住民、防犯ボランティア団体、事業者、学校等と連携し、犯罪防止に向けた取組を推進します。
- ⑧防犯ボランティア団体等の活動を活性化するため、防犯活動用物品の配布、犯罪情報・地域安全情報の提供等の支援を行うとともに、「子ども安全・安心の店」認定事業所の拡充に取り組みます。また、少年の犯罪被害等を防止するため、リモート形式による防犯教室等に取り組みます。
- ⑨人身安全関連事案は、事態が急展開し、重大事件に発展するおそれ大きいことから、組織的対応を徹底し、加害者の検挙措置や被害者等の保護措置等、被害者の安全確保を最優先とした対応を徹底します。
- ⑩特殊詐欺被害全体に占める高齢者の割合が8割を超えるなど、高齢者を中心とした被害が後を絶たないことから、引き続き、高齢者世帯等への警察官の訪問による注意喚起や市町や老人クラブ、金融機関等の関係機関・団体と連携した被害防止対策に取り組みます。

環境生活部

- ⑪犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、市町や県民の皆さん、事業者等と協働しながら地域の自主的な防犯活動等を促進し、地域防犯力の向上を図ります。また、犯罪被害者等の立場に立った支援が途切れることなく提供されるよう、市町や関係機関等が連携した総合的な支援体制を整備するとともに、犯罪被害者等への県民の皆さんの理解促進を図ります。

【主担当部局：環境生活部】

現状と課題

- ①県内の交通事故死者数は、長期的には減少傾向が続き、過去最少レベルにありますが、高齢者が当事者となる交通事故の占める割合が増加傾向にあるとともに、全国的に高齢運転者が当事者となる交通事故が社会問題化しているため、高齢者の交通事故抑止対策を推進する必要があります。
- ②交通安全施設等の老朽化が課題となっています。更新が不十分な状態では、信号機の誤作動や道路標識が腐食して倒壊するおそれがあるほか、道路標示が剥離して視認性が低下するなど、交通規制を担保することもできず、道路利用者の安全を確保することができません。このような状況をふまえ、交通安全施設等の計画的な更新整備を行う必要があります。

令和4年度の取組方向

環境生活部

- ①四季の交通安全運動をはじめとする広報・啓発活動を推進するとともに、子どもから高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象にした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。また、高齢者の交通事故防止対策として、市町や関係団体と連携の上、先進安全自動車の普及啓発に加えて、高齢運転者の運転継続に向けた取組を進めます。飲酒運転根絶のためには、規範意識の定着とともに再発防止対策が重要であることから、さらなるアルコール依存症に関する受診の促進、飲酒運転防止相談などの取組を推進します。

警察本部

- ②歩行者の安全を確保するため、摩耗した横断歩道等道路標示の塗り替え、老朽化した信号制御機の更新、歩行者支援システムの整備を行うなど交通安全施設等の適正な管理に取り組むとともに、道路交通環境の変化等により実態に合わなくなった交通規制の見直しにも取り組みます。

【主担当部局：環境生活部】

現状と課題

- ①消費者を取り巻く社会環境は大きく変化しており、新たな消費者トラブルの発生が懸念されていることから、県消費生活センターが中核センターとしての役割を継続して発揮し、消費者トラブル防止のため、さまざまな主体と連携した啓発活動や消費者教育を多様な手法により実施するとともに、市町を含む県全体の相談対応能力の向上等を図る必要があります。また、持続可能な社会の形成に寄与するため、人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及啓発に取り組む必要があります。

令和4年度の実施方針

- ①消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、若年者や高齢者を中心に各世代の特性に適した方法による効果的な啓発活動、消費者教育に取り組めます。特に民法の成年年齢引下げをふまえ、教育機関等と連携し、若年者向けの消費者教育に取り組めます。また、エシカル消費に対する理解が深まるよう、関係機関と連携して普及啓発を行います。県消費生活センターの専門性を確保するとともに、県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう、市町を含む相談員の資質向上等を図ります。また、適正な商取引や商品・サービスの表示が行われるよう、事業者を監視・指導します。

【主担当部局：医療保健部】

現状と課題

- ①一般社団法人三重県食品衛生協会等の関係団体と連携し、食品事業者に対して改正食品衛生法の周知等を行っています。全ての食品事業者が新たな許可・届出制度やHACCPに沿った衛生管理に対応できるよう、引き続き支援を行う必要があります。
- ②食の安全・安心の確保に向け、農林水産物の生産から流通に至る監視指導とともに、関係事業者における意識の醸成等に取り組んでいます。今後とも、食品関連事業者や生産者のコンプライアンス意識の向上、消費者と食品関連事業者の相互理解を図る必要があります。また、卸売市場や食肉処理施設における衛生管理の適正化を進める必要があります。
- ③医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導や医薬品等の検査を実施するとともに、県民の皆さんへの医薬品等に関する正しい知識の啓発に取り組んでいます。引き続き、医薬品製造業者等の監視指導や県民の皆さんへの啓発等を行う必要があります。
- ④薬剤師・薬局は地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を担っていることから、訪問薬剤管理指導等に取り組む薬剤師・薬局等を支援しています。引き続き、在宅医療への薬剤師・薬局の参画に係る取組や多職種連携、復職・転職の支援等により薬剤師の確保を進める必要があります。
- ⑤ボランティア団体や関係機関等と連携して、献血意識の向上に取り組むとともに、骨髄移植しやすい環境づくり等に取り組んでいます。将来にわたり献血や骨髄移植に対する協力者を確保するため、引き続き、特に若年層に対する啓発に取り組む必要があります。
- ⑥三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を県の動物愛護管理の推進拠点として、公益社団法人三重県獣医師会やボランティア団体等と連携し、殺処分数ゼロに向けた譲渡事業や動物愛護教室による普及啓発活動、災害時の動物救護に係る体制整備等を行っています。「第3次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、「人と動物が安全・快適に共生できる社会」をめざし、引き続き取組を推進する必要があります。
- ⑦年度ごとに策定する「三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、警察本部、教育委員会、ボランティア団体等と連携し、薬物乱用防止に関する啓発、立入検査、再乱用防止に取り組んでいます。引き続き、関係機関と連携し、大麻等の薬物乱用防止対策に取り組む必要があります。

令和4年度の取組方向

医療保健部

- ①食品事業者において、改正食品衛生法に基づく新たな許可・届出制度への対応が適切にできるよう周知・支援を行うとともに、HACCPに沿った衛生管理が適切に運用できるよう食品事業者自らが行う衛生管理計画の作成・運用について支援を行います。

- ②医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者等の品質管理に関する技能向上を図るとともに、県民の皆さんに対して医薬品等に関する正しい知識の啓発に取り組みます。
- ③在宅医療への参画や多職種との連携等に取り組む薬局・薬剤師を支援するとともに、復職・転職の支援など薬剤師の確保を進めます。
- ④安定した血液供給の維持や骨髄バンクの円滑な運用に向け、ボランティア団体等と連携し、特に若年層を対象とした啓発に取り組みます。
- ⑤三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を県の動物愛護管理の推進拠点として、「第3次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、公益社団法人三重県獣医師会やボランティア団体等さまざまな主体との協創により、殺処分ゼロに向けた取組を進めるとともに、終生飼養等の普及啓発や災害時における同行避難等の危機管理対応の取組を進めます。
- ⑥薬物乱用防止対策の推進は、関係機関が連携して取組を進めていくことが重要であることから、引き続き、「三重県薬物乱用対策推進本部」等を活用し、計画的な啓発、取締りや再乱用防止等を実施することにより、大麻等の薬物乱用防止に取り組みます。

農林水産部

- ⑦食の安全・安心に関し、食品関連事業者や生産者におけるコンプライアンス意識の向上を図るとともに、消費者との相互理解の醸成に取り組みます。また、畜産物の安定供給に向け、食肉処理施設の経営安定を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組みます。

【主担当部局：環境生活部】

現状と課題

- ①SDGsが国連総会において採択されるなど、地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感が高まっていることから、環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向けた取組や、環境教育・環境学習の充実が求められています。また、大規模な開発事業等の実施にあたっては、環境影響の回避や低減等の環境保全措置を講じるなど、適切な環境配慮が求められています。
- ②温室効果ガス削減のための国際枠組みである「パリ協定」の本格運用が開始され、国内でも 2050 年の脱炭素社会の実現に向け、令和 12 (2030) 年度に温室効果ガスを平成 25 (2013) 年度から 46% 削減することをめざすことが表明されるなど国内外で脱炭素の流れが加速している中、「三重県地球温暖化対策総合計画」についても、削減目標の見直しと必要な対策の追加・拡充を行う必要があります。温室効果ガスの排出削減等を行う地球温暖化の「緩和」だけでなく、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」の取組を進める必要があります。

令和 4 年度の実行方針

- ①SDGs の考え方を取り入れた「三重県環境基本計画」に基づく取組を推進し、環境・経済・社会の統合的向上を図ります。持続可能な社会の実現に向け自ら行動する人づくりを進めるため、県環境学習情報センター等を活用して環境教育・環境学習に取り組みます。大規模な開発事業等について、事業者が環境配慮を行い、環境に対する影響を低減させるため、環境影響評価等の取組を進めます。また、風力発電所に係る「環境影響評価法」の規模要件緩和に伴い、「三重県環境影響評価条例施行規則」の見直しを行います。
- ②脱炭素社会の実現に向け、「三重県地球温暖化対策総合計画」を見直すとともに、「県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会」の実現に向けた取組を推進します。「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度等により事業者の自主的な温室効果ガス排出削減の取組を促進するとともに、脱炭素経営に先進的に取り組む企業等を支援し、県においても事業者として再エネ電力調達の手法を検討するなどの取組を進めます。また、県民の皆さんや市町等のさまざまな主体と連携し、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」等が取り組む普及啓発活動等を通じて、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進するとともに、地球温暖化による本県の気候変動やその影響について、「三重県気候変動適応センター」と連携し、情報収集や分析、情報発信を行い、気候変動適応の取組を促進します。

【担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

現状と課題

- ①県では持続可能な循環型社会の構築をめざし、令和3年3月に「三重県循環型社会形成推進計画」を策定したところであり、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向けた取組を進めていく必要があります。
- ②廃棄物の排出量と最終処分量は、県民の皆さん、事業者、行政等のさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により一定削減が進んでいるものの、近年は横ばい傾向にあり、一層の取組が必要です。
- ③プラスチックごみ対策については、資源循環の高度化や海洋への流出防止を図るため、ペットボトルのボトル to ボトルのモデル事業等に取り組み、食品ロス削減については、令和3年7月から食品提供システム「みえ〜る」の運用を開始しました。引き続き、カーボンニュートラル等の社会的課題の解決に資する資源循環の取組を一層推進していく必要があります。
- ④廃棄物処理の安全・安心を確保するため、優良認定処理業者への委託を促進するとともに、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理に取り組む必要があります。また、南海トラフ地震等の大規模災害時においても速やかに対応できるよう、災害廃棄物処理体制を強化していく必要があります。
- ⑤産業廃棄物の不法投棄等は依然として後を絶たず、特に建設系廃棄物の割合が高い状況にあります。不法投棄等を根絶するためには、未然防止と早期発見・早期是正が重要であることから、これまでの取組に加え、ICTを活用した効率的・効果的な監視指導方法の検討が必要です。また、建設系廃棄物は解体工事に伴って排出されることから、排出事業者の意識向上に資する取組や解体工事に係る法令を所管する関係機関等との連携を進めていく必要があります。
- ⑥過去に産業廃棄物が不適正処理され、行政代執行による生活環境保全上の支障等の除去等を行っている4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、着実に環境修復を行い、安全・安心を確保する必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①持続可能な循環型社会の形成に向けて、「三重県循環型社会形成推進計画」に基づき、これまでの3RにRenewable（再生可能資源への代替）を加えた「3R+R」の促進および廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組めます。引き続き循環関連産業の振興に注力するとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス削減といった社会的課題の解決に取り組めます。

- ②県民の皆さんや事業者の「3R+R」に関する意識を高め、行動につなげてもらうため、一般廃棄物については、市町等と連携し、減量化やリサイクルに役立つ情報を発信します。さらに、産業廃棄物の発生抑制等に係る研究や施設整備に対する支援を一層拡充するとともに、新たに循環関連産業の人材育成、DX推進、資源循環を促進するためのガイドライン策定に取り組みます。また、ポストRDFに向けて必要となる施設整備に対する支援等を行います。
- ③プラスチックごみ対策については、新たに混合プラスチックを排出する事業者やマテリアルリサイクル技術を有する事業者と連携し実証事業を行うとともに、海洋プラスチックごみ対策として、県民の皆さんや事業者が楽しみながらごみ拾いができるアプリの導入に取り組みます。また、食品ロス削減については、食品提供システム「みえ〜る」の参加企業・団体の拡大に取り組むとともに、市町と連携し、新たにフードシェアリングサービスの導入等を進めます。
- ④排出事業者責任の徹底を図るため優良認定処理業者への委託を促進します。また、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については処分期間内に適正処理されるよう、PCB特別措置法等に基づく指導等を徹底します。さらに、大規模災害に備え災害廃棄物が適正かつ円滑に処理されるよう、引き続き人材育成や関係機関との連携強化に取り組みます。
- ⑤産業廃棄物の不法投棄等に対しては、監視カメラやドローン等を積極的に活用した的確かつ効率的な監視・指導を行うほか、新たに自動運用型ドローンによる監視手法を検討します。また、不法投棄案件の大半を占めている建設系廃棄物については、研修会の開催等による排出事業者等の意識向上に資する取組を進めます。
- ⑥行政代執行を継続している3事案については、令和4年度末までの対策完了に向け、工事を実施します。また、令和元年度に対策を完了した四日市市内山事案については、モニタリング等を継続します。

【主担当部局：農林水産部】

現状と課題

- ①生物多様性や豊かな自然環境の保全に向けて、「第3期みえ生物多様性推進プラン」に基づいた取組を進めています。引き続き、地域が主体となった自主的な保全活動が持続的に展開されるよう取り組むとともに、太陽光発電施設の設置等の大規模開発による自然環境への影響を軽減していく必要があります。
- ②自然やアウトドアへの関心が高まる中、県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、自然公園施設の適正な維持管理や整備を進めています。今後も、地域の資源を生かした集客・交流の取組を充実させ、自然公園の利用者数の増加や満足度の向上を図っていくことが必要です。

令和4年度の取組方向

- ①生物多様性の保全に対する関心の高まりや大規模な開発の増加など、生物多様性を取り巻く社会状況の変化をふまえ、希少野生動植物種の調査やデータ整理を進めるとともに、自然環境保全上重要な地域を明確化することによって、県民の皆さんに生物多様性の保全への配慮を求めています。
- ②自然公園やユネスコエコパーク、三重県自然環境保全地域の適正な保全と活用に取り組むとともに、利用者が安全に自然公園を楽しめるよう、老朽化や災害で修繕が必要な公園施設の整備を計画的に進めます。また、より多くの方が自然公園の魅力を満喫できるよう、エコツーリズムの質の向上やガイドの育成に取り組めます。

【主担当部局：環境生活部】

現状と課題

- ①これまで実施してきた「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」等の関係法令遵守指導等により、大気・水・土壌環境や土砂等の埋立て等に大きな影響は生じていませんが、将来にわたり良好な環境を確保していくためには、継続した環境保全対策を進める必要があります。
- ②生活排水処理施設の整備は、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき着実に進展していますが、令和 17（2035）年度末の長期目標達成のため、引き続き未整備人口の解消に向けて取り組んでいく必要があります。
- ③近年、海域の栄養塩類減少等により水産資源等の生物生産性が低下し、海域の豊かさの重要性が指摘されていることから、「きれいで豊かな海」をめざして、従来の「規制」から「管理」へと移行した総合的な水環境改善対策に取り組んでいく必要があります。
- ④伊勢湾等の海岸域では、河川等を経由して流入したごみの漂着により、砂浜等の景観の悪化のほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。海岸漂着物の問題は、本県のみでの対策では解決が困難なことから、他県、市町等の関係機関やさまざまな主体と連携して、海岸漂着物対策に取り組んでいく必要があります。

令和 4 年度の実行方針

- ①良好な環境を確保するため、大気環境や水環境の常時監視による環境基準等の適合状況を確認するとともに、大気、水質の対象工場等や土砂等の埋立て場所等への検査を行いコンプライアンスの徹底を指導します。
- ②市町と連携し、「生活排水処理アクションプログラム」に基づいた生活排水処理施設の整備を促進します。浄化槽については、補助制度を活用し、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。
- ③「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた「第 9 次水質総量削減計画」を策定し、工場等から排出される汚濁負荷量の管理等、総合的な水環境改善対策の取組を進めます。
- ④森から川、海へのつながりを意識した伊勢湾流域圏等における広域的な活動が広がるよう、引き続き、東海三県一市をはじめさまざまな主体と連携して「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」等の取組を展開するなど、効果的な海岸漂着物対策を進めます。

【主担当部局：雇用経済部観光局】

現状と課題

- ①旅行者が地域の文化に触れ、住民との交流や、豊かで深い体験を味わうことは、長期滞在やリピーターの獲得につながることを期待できるため、宿泊施設等を拠点とした、拠点滞在型観光を推進する必要があります。
- ②アフターコロナに向けて、地域全体の観光消費を拡大し、地域の稼ぐ力を向上させるために、三重県ならではの資源を生かした観光地の魅力向上や、快適な受入れ環境の整備など県内各地域での滞在時間の長期化を図っていく必要があります。
- ③三重県は、全国に先駆けて「バリアフリー観光」の推進に取り組んできたほか、事故、自然災害、感染症の拡大などによる三重の観光産業への影響を最小限にするための「観光危機管理」に取り組んでおり、引き続き、安全で安心して旅行できる環境の整備促進に取り組む必要があります。

令和4年度の実施方針

- ①県内宿泊施設を拠点に長期滞在を促進するため、市町等の観光関連団体や観光事業者等と連携し、地域ならではの観光資源を生かした体験コンテンツの創出や磨き上げ、魅力ある観光コンテンツを活用した周遊ルートを活用したモデル事業を実施し、拠点滞在型観光の実現に向けて取り組みます。
- ②伊勢志摩地域の各地で行われる地域経済活性化支援機構（REVIC）との連携を通じた観光地づくりの効果を高めるため、観光型Ma a Sを活用した二次交通による地域周遊促進モデルの実証実験を行い、伊勢志摩地域が一体となって行う持続可能な観光地づくりを促進します。
- ③新たな旅行者の誘客、地域での長期滞在や周遊性の向上、快適な受け入れ環境の整備など、市町等の観光関連団体や観光事業者が主体的に行う取組を支援します。
- ④パーソナルバリアフリー基準による、三重県版バリアフリー観光が浸透するよう、県内宿泊施設、観光施設等における受入れ環境の充実等を図ることで、障がい者や高齢者、外国人も安心して訪問できるバリアフリーの観光地づくりに引き続き取り組んでいきます。

【主担当部局：雇用経済部観光局】

現状と課題

- ①新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けた県内観光関連産業の早期再生のため、感染防止対策を徹底のうえ、県内への誘客や周遊を促進するための事業に取り組んできており、引き続き、観光需要を喚起していく必要があります。また、観光消費額の増加に向け、観光地域づくりを行う団体への支援など、観光の産業化を推進していく必要があります。
- ②旅の目的地として国内外から選ばれる三重の観光の実現に向けて、観光DXの取組を推進し、観光客の多様なニーズを的確にとらえるためのデジタルマーケティングの仕組みを確立するとともに、三重の美しい自然や食、地域の文化・歴史など、三重県ならではの魅力を多くの方々のニーズにあわせて効果的に伝えるためのプロモーションに取り組んでいく必要があります。
- ③海外における新型コロナウイルス感染症や国際航空便の運航状況等を注視しつつ、アフターコロナにおける外国人旅行者のニーズの変化に対応し、三重県の認知度の向上を図るとともに、来訪につなげるための取組を促進する必要があります。

令和4年度取組方向

- ①新型コロナウイルス感染症による影響が長期化しており、引き続き厳しい状況にある観光産業の再生に向け、旅行割引クーポン、地域応援クーポンの発行を、新型コロナウイルス感染症の状況や国の「新しいGoToトラベル事業」等の動向を踏まえつつ、継続的かつ機動的に実施することで、回復に向けた持続的な支援を行います。
- ②旅行者のニーズや動向に合わせた情報発信を行うとともに、データを活用した効果的・効率的なマーケティングを実施できるよう観光事業者や県内観光関連団体の人材育成を行い、観光分野におけるDXを推進していきます。
- ③官民一体の組織である「みえ観光の産業化推進委員会」において、観光の産業化と持続可能な観光地域づくりの推進に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けた県内観光関連産業を支援するため、観光需要を喚起する取組を実施します。
- ④アフターコロナにおける訪日旅行のニーズの変化に対応し、地域の文化体験や自然体験等を取り入れた拠点滞在型観光を推進するとともに、海外旅行会社の招請やオンライン商談会の実施等に取り組めます。また、日本政府観光局（JNTO）と連携し、その知見や情報発信力を活用したプロモーションを展開することにより、訪日旅行受入再開後の県内への誘客を促進します。
- ⑤新しい生活様式に対応した会議の開催を支援することで、国際会議等MICEの誘致に取り組むとともに、アフターコロナに向けたインバウンドの増加を図るため、観光産業の促進に向けた取組を進めます。

【主担当部局：雇用経済部】

現状と課題

- ①新型コロナウイルス感染症への対応や社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、首都圏、関西圏、中部圏および海外において、三重県の認知度の向上や県産品の販路拡大、観光客の増加に向けた戦略的なプロモーションを行う必要があります。また、全国的にテレワークの普及が進む中、コロナ後を見据え、サスティナブルで新しい働き方やライフスタイルへの変革に向けた取組として、ワーケーションを部局横断的に連携して推進していく必要があります。
- ②伝統産業・地場産業では、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、ライフスタイルや消費行動が大きく変化する中、魅力の発信や販路拡大につなげるため、事業者の多様な連携による商品開発など新たな魅力や価値を創造する取組を支援するとともに、オンライン等を活用した多様な手法による情報発信、販路開拓等の取組を進める必要があります。
- ③コロナ禍において、外出自粛やテレワークの増加など、消費者を取り巻く社会環境や日常生活が大きく変化し、自宅等での質の高い生活につながる商品・サービスの需要が高まっています。こうした消費者ニーズの変化等に対応した商品・サービスを創出するための支援を行うとともに、新たに生み出した商品等を効果的かつ効率的に情報発信し、販路を開拓していく必要があります。また、輸出に関して、食品の安全性を確保するためのHACCP等による衛生・品質管理が求められることから、輸出先の国からのニーズに対応した管理基準を満たすための施設整備等を行っていく必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①三重県の認知度の向上や県産品の販路拡大、観光誘客を促進するため、市町、関係団体等と連携し、首都圏、関西圏、中部圏および海外において戦略的かつ効果的なプロモーションを展開するとともに、三重テラスにおいては、三重の魅力情報の発信、三重ファンと連携した取組、ICTを活用したイベント開催や県産品の販売、安心・安全の消費者ニーズに対応した店づくりに注力します。また、令和7年開催予定の大阪・関西万博の機会を生かし、三重の魅力を強力に情報発信する活動を展開します。さらに、関係部局と連携しながらワーケーションを推進します。
- ②伝統産業・地場産業では、現代のライフスタイルや消費者ニーズに対応できるよう、伝統産業事業者や食関連事業者など異業種との多様な連携を促進し、SDGsやエシカルなど新しい視点を取り入れた付加価値の高い商品・サービスの開発に取り組むとともに、オンラインなど多様な手法を活用して商品の魅力を国内外に発信し、販路開拓の取組を支援します。
- ③「みえの食」のイメージを向上させ、新たな市場を獲得するため、最前線で活躍する人材等との多様な連携を推進し、洗練されたサービスや新商品の開発等を支援します。また、国内外のバイヤーを招聘した商談会の開催、地域商社の既存商流の活用等、県産品の販路開拓に取り組めます。さらに、海外への販路拡大に取り組む事業者等に対して、輸出先の国のニーズに対応したHACCP等の基準を満たすため、施設の改修、機器の導入等を支援します。

現状と課題

- ①「三重の水田農業戦略 2020」等に基づき、主食用米の生産調整とともに、需要に応じた米・麦・大豆等の生産拡大や販売促進に取り組んでいます。今後も引き続き、水田作物の生産体制の強化や販売拡大を図る必要があります。特に、米については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響も加わり消費量の減少・米価の下落が顕著なことから、県産米の需要拡大を図る必要があります。
- ②法人化や農地集積による経営規模の拡大など農業経営体の経営発展に向けた取組を支援するとともに、新規就農者の確保・育成に取り組んでいます。今後も農業経営体の経営発展を図るとともに、若者等の就農・定着に向け、スマート技術の導入を通じた、省力化などによる労働生産性の向上や技術習得の円滑化を図る必要があります。
- ③茶については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響も加わり、消費量の減少などから、販売価格が低迷し、生産者の経営は厳しい状況となっています。今後は、令和3年度に策定した「伊勢茶振興計画」に基づき、生産者の「所得向上」と伊勢茶の「消費拡大」を図る必要があります。
- ④環境に配慮した生産方式の拡大に向け、産地における地力の維持増進とともに、IPM（総合的病害虫管理）や有機農業などの取組を促進しています。今後は、国が展開する「みどりの食料システム戦略」に対応し、持続可能な農業生産の取組をさらに拡大する必要があります。
- ⑤畜産業では、飼料価格の高騰や和牛子牛価格の高止まりなど厳しい経営環境が続いています。今後も、畜産経営の持続的発展に向け、耕種農家や飼料販売事業者等の異業種と連携し、畜産の低コスト化や省力化、高付加価値化などを図る必要があります。
- ⑥豚熱や高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生とまん延の防止に向け、県内畜産農場における飼養衛生管理基準の遵守・徹底や防疫対策を推進しています。今後も、家畜伝染病の発生防止に向け、農場の防疫体制の強化を図るほか、特に、豚熱については、感染源の一つである野生イノシシの感染拡大の防止に取り組む必要があります。
- ⑦効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けて、担い手への農地集積・集約化等を通じた生産コストの削減や高収益作物への転換等を促進することが重要なことから、引き続き、営農の高度化・効率化に向けた生産基盤の整備を計画的に進めていく必要があります。
- ⑧これまで、大都市圏のホテル・レストランに対する県産食材のプロモーションや県内量販店等と連携した地産地消の推進に取り組んできました。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、販売先の変更等を余儀なくされている生産者も多いことから、県産農林水産物の販路拡大をさらに図る必要があります。

- ⑨新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、減収などの影響を受けた農業者等に対し、経営の維持・継続や販売拡大に向けた支援に、関係機関と連携しながら取り組んでいます。引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等における経営安定を図る必要があります。
- ⑩雇用力のある農業法人の経営者などを育成するため設置している「みえ農業版MBA養成塾」において、農業ビジネス人材の育成に取り組んでいます。今後も引き続き、こうした人材を効果的に確保・育成していくため、養成塾の一層の周知とカリキュラムの改善を図る必要があります。
- ⑪高齢農家や兼業農家など小規模な家族農業の収入確保に向け、米の生産安定と品質向上を図るため、ドローンを活用した肥料の散布などスマート技術を活用した栽培実証に取り組んでいます。今後も、小規模な家族農業が営農継続できるよう、スマート技術を活用しながら、低コスト化や省力化などを図る必要があります。
- ⑫家族農業の継続に向け、農繁期などに労働力が不足する農家と地域に存在する兼業や副業を志向する人材（ワンデイワーカー）とをマッチングする取組を進めています。今後も、家族農業における労働力不足を補うための仕組みづくりを早急に進める必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①「三重の水田農業戦略 2020」等に基づき、引き続き、需要に応じた米・麦・大豆等の生産振興を図ります。また、県産米の消費拡大に向け、県産米を積極的に活用していただいている県内の外食事業者や宿泊事業者等を通じ、それぞれの顧客に対する県産米のPRを促進するとともに、関西圏を中心に、県産米の販売拡大を図ります。
- ②農業の生産性と働く場としての魅力の向上を図るため、農業・畜産研究所と農業改良普及センターを中心に、産学官が連携し、スマート農業技術の現場実装に取り組めます。
- ③令和3年度に策定した「伊勢茶振興計画」に基づき、生産者の所得向上と伊勢茶の消費拡大を図るため、民間事業者による伊勢茶を使った新たな商品やサービスの開発・提供、伊勢茶の歴史・文化を活用した食育活動を進めるとともに、伊勢茶産地の振興に向け、地域の実情に応じた課題解決のためのプロジェクト活動に取り組めます。
- ④国が進める「みどりの食料システム戦略」に対応し、有機農業など環境にやさしい持続的な営農活動を促進するとともに、それらを推進する人材の確保・育成に取り組めます。
- ⑤畜産経営の持続的発展に向け、生産性向上に必要な畜産施設の整備を支援することを通じて、畜産事業者を核にさまざまな関係事業者が連携する高収益型畜産連携体の育成を図ります。
- ⑥豚熱や高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生とまん延の防止に向け、生産者における飼養衛生管理基準の遵守・徹底を図るとともに、防疫対策の推進に取り組めます。また、豚熱の感染源の一つである野生イノシシの豚熱検査の強化や経口ワクチンの散布に取り組めます。

- ⑦営農の高度化、効率化を図るため、スマート農業に適したほ場の大区画化や農業用水路のパイプライン化等の農業生産基盤の整備を計画的に進めます。
- ⑧県産農林水産物の売り込みに向け、飲食業や宿泊業、卸売・小売業に加え、交通関連事業者などターゲットに応じたさまざまなチャンネルを活用し、県内外への効果的な情報発信や販路拡大に取り組みます。
- ⑨新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けた農業者等の経営安定を図るため、関係機関と連携しながら、ネット販売の拡大など需要の変化に対応した販路拡大の取組を支援します。
- ⑩農業ビジネス人材を確保・育成していくため、「みえ農業版MBA養成塾」について、座学やインターンシップなどカリキュラムの充実を図りながら、運営を行うとともに、県内外に向けた一層のPRに取り組みます。
- ⑪県産米の生産安定と品質向上に向け、小規模な家族農業が実践できる栽培技術体系を確立するため、スマート技術を取り入れた栽培実証に取り組みます。
- ⑫農繁期に労働力の不足する小規模な家族農業と短期間でも農作業に従事可能な人材とのマッチングを図るため、求人アプリを活用した労働力確保に向けた仕組みづくりに取り組みます。

現状と課題

- ①「森林経営管理制度」の創設から3年が経過し、制度に基づく取組が定着しつつあります。一方で、市町ごとに抱える課題が多様化してきていることから、さらにきめ細かな支援が必要です。
- ②林業では、他産業に比べ高い労働災害発生率や、林業先進国と比較して低位な生産性などの課題を抱えています。今後はスマート化をさらに進め、効率的で持続可能な林業を実現していくことが必要です。
- ③県内の森林資源の大半が本格的な利用期を迎えている一方で、住宅着工戸数が伸び悩んでいます。今後は建築物のみならずさまざまな場面で木材利用を推進していくことが必要です。
- ④みえ森林教育ビジョンのめざす姿の実現に向けた取組を進めています。引き続き、森林や木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会づくりに向けて、子どもから大人までを対象として体系的に森林教育を進めていくことが必要です。
- ⑤開講から3年が経過した「みえ森林・林業アカデミー」において人材育成を進めています。今後、よりニーズにあった人材育成を行っていくためには、講座のさらなるブラッシュアップを図るとともに、スマート林業にも対応できる充実した教育環境を整えていくことが必要です。
- ⑥令和2年7月豪雨をはじめ、台風や集中豪雨による災害が多発しています。引き続き、災害に強い森林づくりに向けた取組を着実に進めていくことが必要です。

令和4年度の取組方向

- ①適切な森林管理の促進に向け、「森林経営管理制度」による市町が主体となった森林整備が円滑に進むよう、「みえ森林経営管理支援センター」の体制をさらに充実して市町への支援に取り組みます。
- ②林業の生産性と働く場としての魅力の向上を図るため、試験研究機関と普及組織を中心に、産学官が連携し、スマート技術の現場実装に取り組みます。
- ③令和3年10月に施行した「みえ木材利用方針」に基づき、日常生活や事業活動など幅広い場面で県産材の利用の促進に取り組むとともに、木材輸出等の新たな需要への対応を進めます。
- ④みえ森林教育ビジョンの実現に向け、小学生向け森林教育プログラムの作成や自然環境キャンプの指導者養成、各種講座やシンポジウムの開催に取り組みます。また、学校や地域で実施される森林教育や森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営し、指導者の育成を行います。

- ⑤「みえ森林・林業アカデミー」において、主に既就業者を対象とした専門的な知識や実践的な技術が学べる講座を運営するとともに、講座運営の拠点となる新校舎の整備を進め、次代を担う林業の人材育成につなげます。
- ⑥災害に強い森林づくりに向け、「みえ森と緑の県民税」を活用して、流木となるおそれのある溪流沿いの樹木の伐採・搬出やライフライン沿いの危険木の事前伐採を進めます。

現状と課題

- ① 本県海面養殖業は漁業産出額の約4割を占める重要な産業ですが、気候変動に伴う高水温化や餌不足など漁場環境の変化により収穫量が減少し、事業継続が厳しくなっています。今後は、気候変動に適応した養殖技術を確立する必要があります。
- ② 水産業では、小規模経営体が多く、漁業生産量や就業者数が減少しています。このため、スマート技術の導入による生産性の向上や労働環境の改善を図り、漁業就業者にとって魅力ある働く場を創出する必要があります。
- ③ 海女就業者数やその主な漁獲物であるアワビの漁獲量が減少しています。引き続き、アワビ資源の回復やその餌場である藻場の維持を図るとともに、持続可能な海女漁業の魅力発信に取り組む必要があります。
- ④ これまで、大都市圏のホテル・レストランへの県産食材のプロモーションや、県内量販店等と連携した地産地消の推進に取り組んできました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている生産者も多くいることから、さらなる県産農林水産物の情報発信や販路拡大に取り組む必要があります。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、減収などの影響を受けた漁業者等に対し、経営の維持・継続や販売拡大に向けた支援に、関係機関と連携しながら取り組んでいます。引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等における経営安定を図る必要があります。
- ⑥ 漁業就業者の減少や高齢化が進行する中、新たな担い手の確保が急務となっています。このため、都市部の若者等を本県水産業へ呼び込むための仕組みづくりとともに、就業の受け皿となる法人経営体の育成を図る必要があります。
- ⑦ 内水面地域は、水産物の供給や多面的機能の発揮など重要な役割を果たしているものの、カワウ等の食害、河川環境の悪化等による水産資源の減少や、遊漁者の減少などの課題に直面しています。このため、内水面水産資源や漁場環境の保全、食害生物の駆除、遊漁者確保などの取組支援を通じて、内水面地域の活性化を図る必要があります。
- ⑧ 南海トラフ地震発生の緊迫度が増すとともに、大型化する台風や豪雨による自然災害が頻発・激甚化する中、多くの漁港施設が築後50年を経過し、老朽化が進んでいることから、防災・減災に向けた施設の機能強化を進めています。引き続き、防災・減災に向けた取組を計画的に進めていく必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①気候変動に適応する強靱な養殖業を実現するため、真珠養殖では官民が連携してアコヤガイの高水温耐性種苗の生産、カキ養殖では高水温化に適応する養殖技術の開発、魚類養殖では免疫機能を高める新たな飼料の開発、藻類養殖では青ノリの天然の種を確実に網に付ける技術の開発に取り組みます。
- ②水産業の生産性と働く場としての魅力の向上を図るため、試験研究機関と普及組織を中心に、産学官が連携し、スマート技術の現場実装に取り組みます。
- ③海女漁業の振興に向け、海女による藻場管理の仕組みづくりやアワビ種苗生産、海女漁業の魅力発信に取り組みます。
- ④県産農林水産物の売り込みに向け、飲食業や宿泊業、卸売・小売業に加え、交通関連事業者などターゲットに応じたさまざまなチャンネルを活用し、県内外への効果的な情報発信や販路拡大に取り組みます。
- ⑤新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等に対する経営支援や販路拡大支援に、引き続き、関係機関と連携して取り組みます。
- ⑥既存の漁師塾を補完するオンライン漁師育成機関を運営し、都市部の若者など漁業就業希望者の円滑な着業・定着を支援するとともに、法人化等に取り組む若手・中堅漁業者の育成を進めます。
- ⑦内水面地域の活性化を図るため、稚アユの放流など資源増殖の取組を支援するとともに、遊漁券のオンライン販売、子ども等への河川環境教育や河川に親しむ機会の提供等、遊漁者確保に向けた積極的な取組を支援します。また、ドローンを活用した少労力かつ効率的なカワウ被害軽減対策を支援していきます。
- ⑧災害に強い水産基盤の整備に向け、漁港施設の地震や津波、高潮への対策および施設の老朽化対策を計画的に進めます。

【主担当部局：農林水産部】

現状と課題

- ①人口減少や高齢化に伴う集落機能の低下により、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の保全、文化の伝承など、農山漁村の多面的機能に支障が生じています。今後も引き続き、これらの多面的機能を維持・発揮していくための取組が必要です。
- ②リモートワークやオンライン教育の普及により、若者を中心に地方への関心が高まっています。この地方回帰の流れを好機と捉え、人口減少や高齢化が著しい農山漁村地域の関係人口の増加、ひいては地域活性化につなげていく必要があります。
- ③野生鳥獣による農林水産業被害は着実に減少していますが、依然として被害軽減が実感されていない集落があることや、列車等との衝突事故など生活被害も発生しています。今後も、さらなる獣害対策の推進が求められています。また、捕獲した野生獣を有効に生かす獣肉等の有効活用を図る必要があります。
- ④頻発・激甚化する豪雨や大規模地震等の自然災害に伴い、農業用ため池における堤体の決壊や、老朽化が進んでいる排水機場の機能低下などから、農村に被害を及ぼすおそれがあります。安全で安心な農村の暮らしを守るためには、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策をより一層推進することが必要です。

令和4年度の取組方向

- ①農業・農村の持つ多面的機能を発揮させるため、若い世代や女性などの多様な人材や企業等さまざまな主体が参画する地域資源の維持・保全活動に取り組む体制づくりを進めます。
- ②農山漁村における関係人口の拡大や地域経済の活性化につなげるため、農山漁村地域を応援する若者と農山漁村地域をつなぐ新たな仕組みづくりに産学官が連携して取り組みます。
- ③野生鳥獣による農林水産業被害のさらなる減少に向けて、被害対策や生息管理、体制づくりを進めるとともに、県が主体となった捕獲を実施します。また、高品質で安全・安心なジビエの普及に取り組みます。
- ④安全・安心な農村づくりに向け、農業用ため池や排水機場の豪雨・耐震化対策および長寿命化に取り組みます。

【主担当部局：雇用経済部】

現状と課題

- ①中小企業・小規模企業は県内企業の 99.8%を占め、地域経済を支える役割を担っています。一方、中小企業・小規模企業においては、後継者の不在や大規模災害、感染症対策への備え、経営力向上など様々な課題を抱えています。中小企業・小規模企業が事業を継続し、雇用を維持するためには、早めの準備による円滑な事業承継や大規模災害時及び感染症拡大時の対策、D X の対応等による経営力向上等が必要です。
- ②コロナ禍による生活様式やサプライチェーンの変化により、中小企業・小規模企業は自社のビジネスモデルの見直しを迫られており、アフターコロナを見据えた生産性向上や業態転換に向けた取組への支援が必要です。また、県内経済の再生に向けて、県内で安心して飲食できる機会を提供する飲食店第三者認証制度への的確な対応が求められています。さらに、多くの事業者は、感染防止対策を進めつつ事業活動に取り組んでおり、その両立に向けた一層の支援が必要です。
- ③新型コロナウイルス感染症の長期化の影響を受けた中小企業・小規模企業においては、事業継続に向けた手厚い資金繰り支援や、再成長に向けた取組に必要な資金の円滑な調達を支援する必要があります。また、事業者が借入を順調に返済できるよう経営改善の取組を支援するとともに、地域の核となる中小企業・小規模企業が経営体力の回復を図るため、脆弱化した財務基盤の強化に向けた資本支援が必要です。
- ④新型コロナウイルス感染症の長期にわたる影響から、強靱で安定的なサプライチェーンの再構築や県内ものづくり中小企業・小規模企業の経営基盤強化が求められています。県内ものづくり中小企業・小規模企業のアフターコロナを見据えた新たな販路の拡大を支援していくことが必要です。

令和4年度を取組方向

- ①中小企業・小規模企業が継続的に発展できるよう、引き続き、三重県版経営向上計画の作成等経営力向上に向けた企業の取組を商工団体と連携し、伴走型で支援を行います。特に、休廃業の増加を抑えるための事業承継や、新興感染症を含む今後も起こり得る災害に備えた事業継続計画（BCP）策定、経営力向上を図るためのD X の推進に取り組めます。
- ②コロナ禍による生活様式や経営環境の大きな変化に対応するため、中小企業・小規模企業が行う生産性向上や業態転換の取組を支援します。また、県内経済の再生につなげるため、「みえ安心おもてなし施設認証制度（通称：あんしんみえリア）」の利用を促進するとともに、新型コロナウイルスの感染防止対策と経済活動の両立を図る取組について、アドバイザーを派遣するなどの支援を行います。

- ③中小企業・小規模企業の事業継続に支障が生じないよう、引き続き切れ目のない資金繰り支援を行うとともに、事業者が新型コロナウイルス感染症の影響やDX・脱炭素化等の新たな経営課題を克服し、再成長に向けて取り組む設備投資に対して資金面から支援を行います。また、「新型コロナウイルス感染症対応資金」等を利用している事業者が順調に借入を返済し、発展的に事業継続できるよう、金融機関、商工団体など関係機関と連携して支援するとともに、地域経済の核となる企業の財務基盤を強化するため、官民一体となったプラットフォームによる資本力強化や経営改善の支援を行います。
- ④県内中小企業・小規模企業の販路拡大を支援するため、県内外の川下企業のニーズを収集・把握し、商談会や展示会等を実施することにより、県内中小企業・小規模企業と川下企業の出会いの場や情報発信の機会を提供します。また、こうしたマッチングの機会が、商談成約や新たな製品・技術開発につながるよう、工業研究所と連携して、商談時の課題へのフォローアップや共同研究の促進に努めます。

【主担当部局：雇用経済部】

現状と課題

- ① デジタル化の進展やカーボンニュートラルに向けた動きが国内外で加速する中、県内企業の省電力・脱炭素、DXに関する取組は十分に進んでいない状況です。そのため、新たな成長産業として期待される次世代自動車などの産業分野において、県内経済を牽引するものづくり企業が、早急に、デジタル技術の活用や、カーボンニュートラルの実現等に向けた事業・経営活動に取り組むことで、競争力の強化を図り、地域経済の持続的発展につなげていく必要があります。
- ② 脱炭素社会の実現には再生可能エネルギーの最大限の導入が求められるものの、その普及促進には地域の理解・協力が不可欠であるとともに、再生可能エネルギーによる地域経済活性化や産業振興を図るためには、産学官連携による多様な主体の協力が求められています。
- ③ 研究・支援機関等の参画や企業の参入を促進させることにより、ヘルスケア産業の振興やライフイノベーションの推進に取り組んでいます。開発ニーズの把握、市場特性、規制への対応等において、ヘルスケア産業特有のハードルも存在することから、企業が持つ技術・ノウハウを向上させるとともに、製品開発や市場開拓に向けた取組を支援する必要があります。
- ④ 令和元年9月に三重ごみ固形燃料発電所における焼却・発電を終了したことに伴い、施設撤去などを実施し、RDF焼却・発電事業を円滑に終了する必要があります。

令和4年度の取組方向

雇用経済部

- ① 「ゼロエミッションみえ」プロジェクトを具現化する取組の一つとして、より効率的・効果的にCO₂を削減していくとともに生産性向上による事業継続力や競争力を高めていくため、デジタル化を推進し、自動車関連産業をはじめ、県内ものづくり企業が、電化への対応、新たな領域への挑戦、業態転換、事業再構築、多角化等に前向きに取り組めるよう、積極的に支援を行い、新たな産業や雇用を生み出すグリーン成長につなげていきます。
- ② 地方における脱炭素社会の実現や地域内経済循環による地域活性化を図るため、地域のエネルギーを活用した再生可能エネルギーの導入を支援します。

医療保健部

- ③ ヘルスケア産業の振興やライフイノベーションの推進に向け、関係機関・企業等の参画を促進するとともに、ヘルスケア産業への参入に関心を持つ企業が、開発からマーケティングに向けた企業力を高められるよう、技術・ノウハウの向上や製品開発、市場開拓の取組を支援します。

企業庁

- ④ RDF焼却・発電事業の円滑な終了に向け、関係市町および関係部局等と協議・調整を行い、RDF焼却・発電施設の撤去等を進めます。

【主担当部局：雇用経済部】

現状と課題

- ① 脱炭素に向けた産業構造の転換や、IoT、AI等のICTの急速な技術革新によるDXの進展、感染症拡大や経済安全保障の観点からのサプライチェーンの見直しなど、企業を取り巻く環境が大きく変動する中、県内産業の高度化・強靱化を図り、魅力ある雇用の場の創出につなげるため、地域の特性をふまえた企業による投資を促進する必要があります。
- ② 新名神高速道路の開通等による操業環境の向上もあり、北勢地域を中心に県内への企業立地ニーズは高いものの、既存工業団地等の分譲可能用地が減少し、将来的にも用地不足による誘致機会の逸失が懸念されることから、新たな産業用地の確保が喫緊の課題となっています。また、立地済み企業については、県内での操業継続を促すためにも、国際競争力の強化や事業運営の円滑化につながる規制や法手続き面での環境整備への支援が求められています。
- ③ 四日市港においては、コンテナ貨物量の増加や船舶の大型化、サプライチェーンの強靱化に対応するため、港湾機能の強化が必要です。また、港湾・海岸施設の多くは供用から50年以上が経過しており、老朽化対策が課題となっています。さらに、国際物流や産業の拠点となる港湾において脱炭素化が求められる中、臨海部企業が競争力を維持した上で脱炭素化を推進していくため、カーボンニュートラルポートの形成に向けて取り組む必要があります。

令和4年度の実施方針

- ① 企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、グリーン・デジタル関連や食関連等の成長産業分野への投資やマザー工場化、スマート工場化、研究開発施設などの高付加価値化や拠点機能の強化につながる投資、観光関連のサービス業や県南部地域における地域資源を活用した産業への投資、さらにはサプライチェーンの強靱化を推し進めることにより、県内生産拠点の強靱化については本県産業の高度化を図ります。また、ものづくり基盤技術の高度化や付加価値の高いサービスの提供などに取り組む中小企業・小規模企業の設備投資を促進します。さらに、市町等と連携し、先進性のある地域経済牽引事業の促進を図ります。
- ② 産業用地の確保に向けて、新たな候補地を開拓するための適地調査を行い、市町や民間事業者に情報を提供することにより、新たな産業用地の整備を促進するとともに、計画中の産業用地開発に係る手続き円滑化や工場跡地等の未利用地の情報収集等に取り組めます。また、企業からのニーズの聴き取りを継続的に行い、操業に関する規制の合理化や法手続きの迅速化など操業環境の向上を図ることにより、県内における企業の新たな事業展開や事業継続を支援します。
- ③ 四日市港が背後圏産業の競争力の維持・強化に物流面から貢献できるよう、コンテナ船用の耐震強化岸壁（W81）の整備をはじめ、四日市港管理組合による港湾施設等の機能強化や、カーボンニュートラルポートの形成に向けた取組を促進します。また、新たな四日市地区の利活用については、港の資源を活用した販わいづくりの取組を促進します。

【主担当部局：雇用経済部】

現状と課題

- ①人口減少および少子高齢化に伴い、国内市場の縮小が見込まれることから、県内企業の国際展開は喫緊の課題となっています。現在、新型コロナウイルス感染症の影響で海外との人的往来に制約があるなど、県内企業の海外ビジネスは未だ困難な状況にありますが、海外ビジネスの本格的な再開が今後見込まれることから、県内企業の海外ビジネス展開を一層支援していく必要があります。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により海外渡航が制限されていることから、留学や国際交流の機会が大きく減少し、国際的な視野を持ち、地域で活躍するグローバル人材を育成するための貴重な機会が失われています。コロナ禍の収束が見通せない中においては、オンラインも活用し、国際交流や国際的な視野を持つ若者を養成する機会を積極的に提供していく必要があります。

令和4年度の実施方針

- ①日本貿易振興機構（ジェトロ）等の関係機関と連携し、県内中小企業の海外ビジネス展開を支援します。また、本県がこれまで構築してきた海外政府・自治体とのネットワークを生かしながら、商談会や交流会等に取り組みます。加えて、海外ミッションを実施し、県産品や県内観光資源のPRに取り組むとともに、産業連携の覚書（MOU）を締結している海外政府・自治体等との関係強化に努めます。
- ②友好・姉妹提携先、各国大使館および国際関係機関等との関係強化を図るとともに、高校生や大学生を対象とした連続講座の開催をはじめ、若者に対して国際的な交流や学びの機会を積極的に提供することにより、グローバル人材の育成を推進します。また、三重県知事が日本自治体側の代表である太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワークの構成道県との連携により、太平洋島しょ国との交流も推進します。

【主担当部局：雇用経済部】

現状と課題

- ①人口減少、少子高齢化の進行や、若者・子育て世代の転出超過などにより、県内中小企業・小規模企業では労働力不足が深刻化しています。全体の転出超過のうち、若者の割合が大部分を占めており、特に若者の県外流出が大きな課題となっています。このため、県内高等教育機関卒業生の県内企業への就労を促進するとともに、県外の大学に進学した学生を就職時に県内へ呼び戻す取組が必要です。
- ②県内企業での就職やインターンシップを希望する県外の大学へ進学した学生等に、県内企業の情報が十分に知られていない状況であるため、地域で働く魅力などの情報発信に地域が一体となって取り組むなど、地域における就業支援を含めた受入態勢の準備を進める必要があります。
- ③労働力不足を解消するためには、新規学卒者に加え、離職者、転職希望者等の幅広い人材の県内企業への就職・定着が必要であるとともに、無業者などの潜在的な労働力を確保することが重要です。
- ④IoTやロボット技術など成長・基幹産業に対応する人材や、生産性向上、競争力の強化を図る企業ニーズに対応する人材を育成するため、若者の職業能力の開発に取り組む必要があります。
- ⑤三重県の令和3年の転出超過数 3,480 人の約9割が15歳～29歳の若者となっており、その転出の要因は進学または就職によるものと推測されます。また、令和3年度の大学進学者収容力は40.6%（令和2年度 39.8%）と全国最低水準にある一方で、地元の大学に進学した者は、地元外の大学に進学した者に比べて、地元への就職を希望する率が高いという民間の調査結果があります。若者の県内定着を図るため、新たな県立大学の設置や既存の県内大学の定員増について検討していく必要があります。
- ⑥新型コロナウイルス感染症拡大により、若者の進学や就職に対する考え方、学生募集や就職活動の方法に変化が生じており、若者の県内定着を促進するため、これらの変化をふまえた県内入学者や県内就職者の増加をめざす県内高等教育機関の取組を促進する必要があります。
- ⑦大学生等の奨学金返還額の一部を助成する制度については、令和2年度から、過疎地域などへの居住等を条件とする「指定地域枠」に加え、県内での居住および県内産業への就業等を条件とする「業種指定枠」を設け、募集人数を40名に倍増しました。若者の県外流出が続いていることから、継続して取り組む必要があります。

雇用経済部

- ①若者の安定した就労に向けて、その支援拠点である「おしごと広場みえ」を中心として、総合的な就労支援サービスを提供するとともに、就職支援協定締結大学や経済団体等と連携した県内企業の情報発信や、県内企業へのインターンシップ、合同企業説明会の開催などにより、U・Iターン就職を促進します。
- ②若者の県内定着を図るため、県内外の学生やU・Iターン就職を検討している求職者等を対象として、インターンシップに参加した学生や県内企業等のSNSなどオンライン上のコミュニティ等を活用しながら、県内企業の情報や地域で働く魅力を発信するとともに、地域を挙げた採用活動や人材育成を推進します。
- ③若者をはじめとした多様な人材の育成・確保、さらには企業が行う生産性向上や新たな事業展開などを支援し、地域の産業政策と一体となった雇用機会の創出、拡大に取り組みます。
- ④成長が見込まれるIT分野や求人ニーズが高いものづくり分野への就労を目指した職業訓練など、地域産業の担い手となる人材を育成するとともに、技能検定等の円滑な実施や、民間の職業能力開発校への支援を行うことにより、企業や労働者のスキル・キャリアアップの機会を確保します。

戦略企画部

- ⑤大学進学時における学びの選択肢を拡大し、若者の県内定着を図るため、新たな県立大学の設置について、具体的な大学像を検討し、県立大学設置に係る費用や本県にもたらす効果等を調査するとともに、既存の県内大学の定員増の可能性についても検討します。そのうえで、県民を対象としたアンケートを実施するとともに、関係機関の参画を得て開催する検討会議において、議論を深めます。
- ⑥県内の高等学校を卒業した大学進学者が県内大学へ入学した割合は約2割にとどまっており、また、県内高等教育機関の卒業生が県内に就職した割合も5割に満たない中で、県内入学者や県内就職者の増加につなげるため、県内高等教育機関が新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う環境変化をふまえて講じる取組に対し継続的な支援を行います。
- ⑦若者の県内定着を促進するため、「過疎地域などの指定地域への居住」や「県内での居住および県内産業への就業」などを満たした場合、奨学金返還額の一部を助成します。

【主担当部局：雇用経済部】

現状と課題

- ①働く意欲のある全ての人が、いきいきと働くことができるよう、社会全体で働きやすい労働環境の整備を促進するとともに、ポストコロナの「新しい日常」に対応した働き方として、引き続きテレワークなど多様で柔軟な働き方が選択できる勤務形態の導入に取り組み、企業の人材確保・定着支援や生産性向上につなげていく必要があります。
- ②障がい者の雇用については、民間企業における障がい者の法定雇用率が未達成の企業が依然として多いことから、三重労働局など関係機関との連携を一層強化し、障がい者雇用の拡大と企業や県民の理解促進に取り組むとともに、働く意欲のある全ての障がい者が自らの能力や適性を生かし、希望に応じて働くことのできるよう、多様で柔軟な働き方を推進していく必要があります。
- ③女性や高齢者、外国人など、多様な人材が能力を発揮することができるよう、地域の中で活躍し安心して働き続けられる職場環境づくりを関係機関と連携して取り組む必要があります。特に、再就職後に非正規雇用となった女性や、様々な理由により離職したものの再就職をめざす女性を対象に、一人ひとりの希望に合った形で就労することができるよう支援する必要があります。また、高齢者においては、60歳以降も高い就業意欲を持つ方が多く、労働力不足が続く中、地域の実情に応じた高齢者の雇用促進を図る必要があります。さらに、外国人においては、受入にあたっての職場環境づくりを進めるとともに、日本での就労に必要なルールやマナー、技能等の習得支援が必要です。
- ④雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代については、現在も本意ではない非正規雇用や無業の状態である人が一定数存在しており、安定した就労に向けた支援の充実が求められています。

令和4年度の実行方針

- ①働く意欲のある全ての人が、やりがいや生きがいをもって自らの希望をかなえ、いきいきと働くことができるよう、職場環境の整備に取り組むとともに、テレワークの導入や継続の支援を行います。
- ②障がい者の雇用機会の拡大に取り組むとともに、障がい者雇用に関する企業や県民の理解を促進します。また、障がい者が自分に合った働き方を選択し、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、テレワークや短時間就労など多様で柔軟な働き方を推進します。
- ③再就職や正規雇用を希望する女性が能力を発揮し安心して働くことができるよう、スキルアップや資格取得を通して能力開発を行うとともに、マッチングイベントの開催による出会いの場の創出や、SNSによる様々な女性活躍事例の発信等を行うほか、多様な事情を抱える女性の就職に関する不安や悩みの解消を図り、就労継続の支援を行います。また、高齢者の雇用を促進するため、シルバー人材センターなどに関する取組の支援を行います。さらに、企業側が外国人労働者に配慮した労働環境を整備できるよう、労働関係法令の遵守や日本語教育・生活支援の必要性等について、周知・徹底を図るとともに、外国人労働者が企業ニーズを満たした知識や技能を習得できるよう、日本語能力に配慮した職業訓練を実施します。

- ④就職氷河期世代の安定した就労を希望する人を対象に、相談から就職まで切れ目ない支援に取り組むとともに、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等の開拓を行います。

【主担当部局：地域連携部】

現状と課題

- ①県と市町で構成する「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組みを活用し、地域課題の解決に向け検討を進めるとともに、全県的な課題となっている若者の力を地域コミュニティの活性化に生かすため、地域で活動する若者のトークイベントを開催するなど、地域づくりに携わるきっかけづくりを行いました。市町との連携を一層強化して、持続可能な地域コミュニティづくりがより多くの地域に広がるよう取り組む必要があります。
- ②人口減少の進行に伴い、市町は、これからも持続可能な形で行政サービスを提供し続け、その水準をいかに維持・向上していくかが課題となっています。このため、市町が基礎自治体として自主性、自立性を確保しつつ、効率的かつ効果的な行財政運営が行われるよう、支援する必要があります。
- ③木曾岬干拓地の伊勢湾岸自動車道以北については、工業団地として都市的土地利用を進めており、約6割を企業に分譲しました。また、伊勢湾岸自動車道以南については、都市的土地利用計画の策定に向けて検討を進めています。引き続き、市町等と連携のもと利活用を図っていく必要があります。
- ④大仏山地域については、散策路等を適切に維持管理するとともに、樹名板を設置するなどして利用促進に取り組んでおり、引き続き、地域住民など多様な主体が連携して利用促進を図っていく必要があります。また、宮川の流量回復の取組については、流量回復放流とかんがい放流との同時放流の試行運用ルールを策定（令和3年4月）しましたが、降雨状況に恵まれたため、試行する機会がありませんでした。一方、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間のより良い流況については、「宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議」において関係部局で情報共有を図りながら、検討を進めているところです。引き続き、県議会からの提言をふまえた流量回復の取組を進めていくとともに、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間のより良い流況に向けて関係部局で取り組んでいく必要があります。
- ⑤過疎地域等においては、地域を支える世代の人口流出が進み、地域の活力の維持が課題となっています。地域おこし協力隊のネットワーク化を図り、隊員の定住・定着を進めながら、地域の活力を維持していく必要があります。
- ⑥令和3年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、今後5年間における過疎地域の持続的発展を図るための方針である「三重県過疎地域持続的発展方針」を策定しました。今後も人口減少と高齢化が加速する過疎・離島・半島地域が持続可能な地域社会を構築することができるよう、市町と連携して地域活性化や定住促進などに取り組む必要があります。
- ⑦離島航路は、島民にとって医療などを支える生活の基盤であると同時に、産業や島外との交流の基盤であり、唯一の交通手段です。離島の存続発展には離島航路は必要不可欠であり、維持改善していく必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①住民に最も身近な自治体である市町と県の連携を一層強化して、地域における課題の解決に向けた取組を進め、地域・市町の実情に応じた持続可能な地域づくりを推進します。また、市町が策定した地方版総合戦略の推進を支援します。
- ②市町が行政事務を適正かつ的確に処理するとともに、安定的な財政運営が行われ、地域の活性化につながるよう、地方自治制度、地方公務員制度、地方財政制度の運用のみならず、公営企業の経営改革や公共施設等の適正管理の推進等について、必要な支援を行います。
- ③木曾岬干拓地については、伊勢湾岸自動車道以北の分譲地の都市的土地利用の促進による地域の活性化に向け、関係する町や部局と連携し、企業誘致に取り組むとともに、立地を希望する企業に対しては、立地・早期操業に結びつくよう支援を行います。また、伊勢湾岸自動車道以南の都市的土地利用計画策定に向け、土地利用の方向性を定めていきます。
- ④大仏山地域については、引き続き散策路等を適切に維持管理し利用促進に取り組むとともに、将来の多様な主体による里山の保全・活用に向けた検討を進めていきます。また、宮川の流量回復については、「粟生頭首工直下毎秒3トン」の年間を通じた安定的な確保に取り組みます。一方で、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間のより良い流況に向けて、引き続き関係部局で検討を進めるとともに利水者など関係者との意見交換を開始します。
- ⑤過疎・高齢化によって地域を支える世代の人口流出が進み、地域の活力維持が課題となっていることから、地域おこし協力隊のネットワーク化を一段と進め、人材育成やサポート体制を充実させることにより、任期終了後の定住・定着を促進する取組を進めます。
- ⑥過疎地域等の条件不利地域において、魅力と活力ある地域づくりを推進するため、市町が行う住民の身近な生活課題を解決するための取組や地域の特色を生かした活性化の取組を支援します。
- ⑦離島と本土、離島間を結ぶ唯一の交通機関である離島航路について、市が実施する老朽化船舶の代替船建造に対して支援を行い、航路の維持・改善、島民の生活基盤の安定、島外との交流促進につなげます。

【主担当部局：地域連携部】

現状と課題

- ①移住の促進に向け、平成 27 年 4 月から東京に設置している「ええとこやんか三重 移住相談センター」や、大阪および名古屋での相談会などにおいて、きめ細かな相談対応を行うとともに、移住者を受け入れる体制の整備など、市町と連携した取組を進めた結果、県および市町の施策を利用した県外からの移住者数は、平成 27 年度から令和 3 年度までの 7 年間で 2,460 人となりました。引き続き、市町と連携した取組を進めるとともに、移住者の県内への定着や移住促進の取組を地域の活性化につなげていく必要があります。
- ②新型コロナウイルス感染症の拡大などに伴い、地方への関心が高まっていることを受け、移住の促進に向けた取組が多くの自治体で行われている中、本県が“選ばれる地域”となるために、これまでも増して戦略的な取組が必要となります。
- ③新型コロナウイルス感染症拡大の影響をふまえ、オンラインを活用した相談を実施することで、「ええとこやんか三重 移住相談センター」においても、全国から相談をいただくようになり、センターでの相談件数は前年度の約 1.3 倍に増加しています。首都圏から全国に向けた情報発信に加え、関西圏、中京圏での取組をさらに充実させていくことが必要です。また、移住希望者と県内の地域の人たちが継続的につながる仕組みである「三重暮らし魅力発信サポーターズスクエア」での交流会等、移住希望者と地域が継続的につながる取組を着実に進める必要があります。
- ④移住希望者が安心して三重に移住し、暮らし続けていけるよう、市町の受け入れ態勢を充実させる取組を支援する必要があります。

令和 4 年度の取組方向

- ①持続可能な地域づくりにも寄与する移住という視点から、県外の若者と地域づくりに取り組む人々との交流の促進や、受け入れ態勢の充実を図ります。
- ②大阪・関西万博やリニア中央新幹線等により注目される「関西圏・中京圏」の人や仕事の流れを取り込むための情報発信の充実や、テレワークをはじめとする「転職なき移住」という新たな動きに対する企業へのアプローチなどに取り組めます。
- ③「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、きめ細かな相談対応を行うとともに、全国フェアへの出展や他県と連携した移住プロモーション、HP等での情報発信を行います。地方移住に向けた人の流れや関心の高まりを、三重への移住につなげられるよう、対面での相談対応等も重視しながら、オンラインを積極的に活用したハイブリッドでの事業実施など、相談会等のさらなる充実を図ります。また、「三重暮らし魅力発信サポーターズスクエア」の取組を、市町や「三重暮らし応援コンシェルジュ」と連携しながら進めます。

- ④市町の担当国会議や研修会を通じて、県と市町の連携を深め、移住促進に向けた課題や効果的な手法等について情報共有することで、市町を取組を支援します。また、東京 23 区在住者等の地方への移住を後押しする移住支援事業について、引き続き市町と連携し実施します。

【主担当部局：地域連携部南部地域活性化局】

現状と課題

- ①南部地域は、第一次産業の活力の低下に加え、大規模な工場誘致による雇用の場の確保も難しいことなどから、若者世代の人口の流出と高齢化に歯止めがかからない状況が続いています。南部地域活性化基金等を活用して市町が行う働く場の確保に向けた取組や住民の生活に寄り添った取組を支援することにより、持続可能な地域社会の実現を図ることが求められています。
- ②新型コロナウイルス感染症により、南部地域においても観光業をはじめ、多くの産業が影響を受けています。感染症対策と社会経済活動を両立させ、南部地域の経済の再生・活性化を図る必要があります。
- ③南部地域は過疎・高齢化により地域を支える世代の人口流出が進み、地域の活力の維持が課題となっています。持続可能な地域づくりを実現するため、関係人口の取組（度会県）を進め、地域コミュニティを維持、活性化していく必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①南部地域各市町の効果的な取組を促進するため、南部地域13市町や有識者、県で構成する南部地域活性化推進協議会において、情報共有や課題の解決に向けた検討を行い、南部地域活性化基金等により市町の取組を支援していきます。
- ②県内の学校が実施する南部地域を目的地とする教育旅行を支援することにより、南部地域が大きく注目・認識され、地域の魅力が見直されています。こうした気運を将来の若者人口の流出抑制、ふるさと三重へのUターン意識の涵養につなげていきます。また、南部地域の豊かな自然と歴史文化の魅力によって教育旅行の需要喚起を図り、地域経済に直接的な需要を創出するとともに、子どもたちの「活気」による「賑わい」を創出していきます。
- ③過疎・高齢化によって地域を支える世代の人口流出が進み、地域の活力維持が課題となっていることから、市町と連携して関係人口の取組（度会県）を進め、関係人口の裾野拡大と、地域と関係人口との関わりの深化に取り組み、地域への愛着や誇りを持ち地域づくりに主体的に関わる活動人口の拡大へと発展させていきます。

【主担当部局：地域連携部南部地域活性化局】

現状と課題

- ①東紀州地域では、過疎・高齢化の進行や若年層の流出などに伴い、県内でも特に人口減少が懸念されており、持続可能な地域社会の実現に向けた方策が求められています。
- ②伝統文化の担い手の高齢化が進み、その継承が危ぶまれつつあります。地域の大切な財産である地域文化や産業を次世代に継承し、地域の活力向上につなげるため、新たな担い手を発掘し、創出しようとする地域の気運醸成が必要となっています。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で、当面の間、外国人旅行者の来訪が見込めない一方、近場で観光を楽しむマイクロツーリズムへの関心の持続が見込まれることなどから、引き続き、新型コロナウイルス感染症影響下での観光振興の取組を進める必要があります。
- ④東紀州地域ではリピーター率が県全体よりも高い一方で、子ども連れの家族旅行の率が県全体よりも低いことから、潜在観光客の来訪意欲を喚起していく必要があります。新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、ターゲットに応じて新たな魅力を発掘・発信すること並びに初めて来訪される方や古道歩きに際し体力に自信がない方の不安を和らげるための情報を提供することが重要です。
- ⑤東紀州地域は、地理的条件もあって地域経済が低迷しており、また、観光関連産業を含めた産業分野には小規模な事業者も多いことから、さまざまな主体が連携して、商機拡大に向けた取組を進めるなど、地域経済の活性化を図る必要があります。

令和4年度取組方向

- ①持続可能な地域社会づくりに向けた基盤を整えるため、地域のコーディネーターとしての役割を担う東紀州地域振興公社と連携しながら、東紀州地域の観光振興、産業振興等の取組を促進します。
- ②地域製品のブランド力強化や販路拡大など、地域経済の活性化につながる取組を支援するとともに、観光関連産業が地域をけん引する産業となることをめざし、観光の産業化に向けて取り組みます。
- ③国内外に向けて、熊野古道をはじめとする東紀州地域ならではの魅力の発信に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた来訪者の受入環境整備や、県内や近隣県からの集客に向けた取組を進めます。
- ④来訪者にさまざまな楽しみや学びを提供しつつ古道歩きが具体的に思い描けるコンテンツの活用など、来訪者の不安軽減と一層の満足度向上に向けた取組を進めます。
- ⑤地域の伝統文化の担い手づくりに向けて、次世代を担う子どもや若者に、東紀州地域の生活の中に息づく価値や魅力を伝え、地域への誇りと愛着心を育む取組を進めます。

- ⑥熊野古道伊勢路の世界遺産としての価値を背景とした「歩き旅」を象徴的なイメージとし、その魅力を前面に出したブランディングの再構築に取り組みます。
- ⑦地元の有志を主体とする熊野古道伊勢路の保全活動は限界に近づいていることから、熊野古道伊勢路関係者が一堂に会し、意見交換や調整をしていく場である「熊野古道協働会議」に分科会を設け、持続可能な保全体制の構築に向けて検討を進めていきます。

【主担当部局：デジタル社会推進局】

現状と課題

- ①デジタル社会形成基本法の施行やデジタル庁の発足など、デジタル社会形成に向けた機運が高まっています。県民の皆さんや事業者、市町がDXを自分事と捉え、行動に移してもらうためには、各主体によるDXの取組を後押しする必要があります。また、DXに関する「取組を行っていない」・「概念を聞いたことがない」とする県内企業が8割以上を占めることから、企業の意識啓発を図りながら、DX人材の育成支援に取り組んでいく必要があります。
- ②新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、人々の働き方が変化するとともに、新たな地域課題・社会課題が発生していることから、革新的な技術やサービスを活用した新たなビジネスの創出を支援することで、多様な働く場の創出や新たな経済活性化につなげていく必要があります。
- ③令和元年度に策定した「空飛ぶクルマ三重県版ロードマップ」では、令和5年のドローン物流の事業化、令和9年の乗用の事業化をマイルストーンとして設定し、空の移動革命促進に取り組んでいます。今後の法整備等を見すえて、ドローン物流や「空飛ぶクルマ」関連ビジネスへの参入をめざす事業者に対する支援や地域受容性の向上に向けた機運醸成・環境整備を進める必要があります。
- ④昨年度に実施した行政手続の押印見直しに伴い、関係部局と連携し可能なものから行政手続のデジタル化を進めていますが、県民の皆さんの利便性向上を図るためには、一層のデジタル化の推進を図る必要があります。また、行政が保有する情報については、データ活用を促進するため利用者目線に立ち、容易に活用できるよう工夫する必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①デジタルの得意・不得意にかかわらず、それぞれが自分事としてDXを捉え、行動に移してもらうことが重要であることから、県民の皆さんや事業者、市町・県庁各部局がDXに取り組む「第一歩」を踏み出すことを応援するため、DXをけん引する専門家や企業と連携した「みえDXセンター」を運営し、相談支援やセミナー等を実施します。また、社会全体のデジタル化が進められる中、企業の経営者やDXを推進する担当者への研修の実施など、産官学各層のデジタル人材の育成および県内定着を支援します。
- ②県内外で活躍する起業家等から支援を受け成長したスタートアップが、その経験をふまえて後進の支援を行いネットワークを拡大していくことで、自律的・継続的にスタートアップが創出される「とこわかMIEスタートアップエコシステム」の構築をめざします。また、地域課題や社会課題を解決するため、革新的な技術やサービスを活用した社会実装の支援に取り組めます。
- ③ドローンや「空飛ぶクルマ」の活用によるさまざまな地域課題の解決や新たなビジネスの創出をめざして、実証実験の支援を行うとともに、レベル4飛行を想定したドローン物流の可能性調査、「空飛ぶクルマ」を活用した将来的なビジネス展開や地域受容性の向上に向けた取組を実施し、「空の移動革命」の促進に取り組めます。

④県民の皆さんの利便性向上を図るため、策定した行政手続デジタル化方針に基づき、電子申請システムの更新およびデジタル化の際に手続所管所属で課題となる業務フローの見直し等の支援を行うなど、行政手続のデジタル化を推進します。また、行政が保有するデータを県民の皆さんや事業者等に活用していただけるよう、県が保有するデータの調査を行うとともに、データの活用に向けた方針を策定します。

現状と課題

- ①熊野尾鷲道路（Ⅱ期）の開通をはじめ、多くの幹線道路の整備が進み、地域間の交流・連携が促進されるとともに、地域の安全・安心が高まるなど整備効果があらわれてきていますが、都市部における慢性的な渋滞の発生、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えなど多くの課題があります。このため、高規格道路および直轄国道の早期整備の必要性について、関係市町や地域住民、地元民間企業等と一体となって国等に要望していく必要があります。
- ②地域産業の生産性向上、ネットワークの選択性確保による広域連携強化、災害時も持続可能なネットワークによる防災性の向上のため、鈴鹿亀山道路が新規事業化されました。今後は、多額の事業費が必要なことから、早期整備のための推進体制の強化を図るとともに、有料道路事業の活用など整備手法の検討も国と連携して進めていく必要があります。
- ③幹線道路ネットワークの強化やバイパス等の抜本的な整備、早期に事業効果を発現できる待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜた道路整備を推進しています。しかし、頻発する自然災害への備えや安全・安心で円滑な通行の確保など多くの課題が残されています。引き続き、高規格道路等の主要幹線を補完し地域間交流を促進する道路ネットワークの強化や、第2次緊急輸送道路等の整備、観光復興に向けたアクセス道路の整備、生活道路で車両のすれ違いが困難な未改良区間の解消などに向けて、道路整備を着実に進めていく必要があります。
- ④コロナ時代の社会変容に対応し、インフラの新たな価値を創造しつつ、豊かで活力のある地方創生の実現のため、道路空間の再編による賑わいの創出や観光の復興に向けた道路整備により、ポストコロナを見据えた地域づくりを推進する必要があります。県都の顔となる津駅において、駅周辺の再編を図るため、三重河川国道事務所・三重県・津市で「津駅周辺道路空間検討委員会」を設置し、有識者、交通関係者、経済関係者および行政等が、さまざまな立場や観点から幅広く意見交換を行い、令和4年3月に「津駅周辺道路空間の整備方針」を策定したところです。今後は、策定した整備方針の具体化を図る必要があります。
- ⑤通行時の安全性・快適性の確保に向け道路施設のサービス水準を継続的に維持していくため、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルを確立し、計画的な修繕・更新を実施しており、区画線については平成29年度調査で判明した剥離度Ⅲ（剥離が進んだ）約800kmの引き直しが完了したところです。また、千葉県八街市の事故を受けて、通学路の合同点検による対策が講じられるまでの間に、注意喚起看板や防護柵の設置等すぐにできることを速やかに実施しています。引き続き、通行時の安全性・快適性の確保に向けて老朽化が進行する道路施設の計画的な修繕・更新を進めます。特に、区画線については一定の水準を確保し、定常化に向けた引き直しに取り組む必要があります。また、通学児童など歩行者の安全確保を図るため、関係者とスピード感をもって交通安全対策を着実に進めていく必要があります。

- ⑥近年、デジタル技術や情報通信基盤の技術革新が進展するなか、道路の維持管理を取り巻く環境は大きく変化してきており、道路管理の強化や効率化を図るため、ICT・AI技術等の先端技術の導入・活用が期待されています。このようななか、AIカメラによる常時観測システムの運用を令和3年4月から開始し、新型コロナウイルス感染症対策として交通量の増減を公表することで県民の行動変容を促す取組を進めています。また、観測体制の強化を図るため、令和4年3月に「道路DX中期計画2022～2026 ver.1」を策定したところです。引き続き、渋滞や交通安全等の交通マネジメントや道路空間の再編等の計画検討のほか、災害時の異常検知などにAIカメラの活用の幅を広げていく必要があります。
- ⑦県管理港湾について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、老朽化した施設を補修するとともに、大規模地震時の緊急物資輸送ルート of 機能を確保するため、臨港道路の橋梁の耐震対策を進めています。港湾は地域経済を支え、防災拠点としての役割を果たす必要があることから、引き続き、計画的かつ効率的な補修に取り組むとともに、緊急物資輸送ルートの機能を確保するための臨港道路橋梁等の耐震化を進める必要があります。また、尾鷲港をはじめ取扱貨物量が減少傾向にあることから、港湾の背後地に集積する企業等とも連携し、港湾の脱炭素化に向けた取組の推進や、地域産品の輸送、観光・レジャーを通じた交流人口の拡大など、地域が元気になる取組を支援する必要があります。

令和4年度 of 取組方向

- ①「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、「5年後の達成目標」をふまえ、防災・減災、国土強靱化を計画的に推進します。
- ②近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えなど、地域の安全・安心を支えるとともに、地域間の交流・連携を進め、地域の経済活動の活性化を図るため、新名神高速道路（6車線化）、東海環状自動車道、紀勢自動車道（4車線化）、近畿自動車道紀勢線等の高規格道路や、北勢バイパス、中勢バイパス、鈴鹿四日市道路等の直轄国道の整備促進に向けた取組を推進します。また、新たな幹線道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路の早期整備、名神名阪連絡道路の事業化に向けた取組を進めます。
- ③高規格道路等の主要幹線を補完し地域間交流を促進する道路ネットワークの強化、第2次緊急輸送道路等の整備、観光復興に向けたアクセス道路の整備及び生活道路で車両のすれ違いが困難な未改良区間の解消などに向けて、県管理道路の整備を着実に推進します。
- ④県都の顔となる津駅周辺において、道路空間の再編などによる賑わいの創出や公共交通の利便性の向上を図るため、令和4年3月に策定した「津駅周辺道路空間の整備方針」を基に、社会実験も含めて整備方針の具体化を進めます。
- ⑤千葉県八街市の事故をふまえた合同点検や通学路交通安全プログラムの対策箇所について、通学児童など歩行者等の安全確保を図るため、速効対策等も講じながら、関係者とスピード感をもって交通安全対策を進めます。

- ⑥道路利用者等が安全・安心・快適に利用できるよう、橋梁や舗装等の道路施設について、予防保全の考えを取り入れながら、計画的な点検、着実な修繕を進めるとともに、剥離が進行する路面標示については、一定の水準を確保し、定常化を図れるよう適切な維持管理を進めます。
- ⑦A Iカメラによる常時観測システムを運用し、新型コロナウイルス感染症対策として交通量の増減を公表することで県民の行動変容を促す取組を進めてきました。今後は、渋滞や交通安全等の交通マネジメントや道路空間の再編等の計画検討、災害時の異常検知など、A Iカメラの活用の幅を広げるとともに、観測体制の強化を図ります。
- ⑧加速する社会のデジタル化の動きをふまえ、路面標示の劣化状況の判定など、A I技術の導入に向けた課題や実用化等について警察等と共に検討し、管理の高度化、省力化をめざします。また、道路等施設の状況を遠隔で把握し、迅速に適切な管理を行うことができるよう、スマートフォン等を活用した写真共有システム等を運用します。加えて、道路インフラ側から自動運転を支援する手法等について、先進事例を調査し検討していきます。
- ⑨街路樹の樹形管理や地域との協働による花植え、美化活動など空間のグリーン化についてメリハリをつけながら進めます。また、公共土木工事への県産木材の活用や道路等での雨水浸透柵の整備など、生態系を活用した防災・減災対策に積極的に取り組みます。
- ⑩港湾施設が将来にわたり必要な機能を十分発揮するよう、点検・補修等の維持管理を実施するとともに、津松阪港（大口地区、新堀地区）等において老朽化対策を進めます。また、緊急物資輸送ルート of 機能を確保するため、長島港において臨港道路橋梁（江ノ浦大橋）、鳥羽港において岸壁の耐震対策を進めます。また、新たに設置した「三重県港湾みらい共創本部」のなかで、港湾の脱炭素化に向けた取組として、重要港湾におけるカーボンニュートラルポート形成計画の策定に向けた取組を進めるとともに、港湾を利用した地域産業活性化、観光活性化を図るための環境整備を進めます。

現状と課題

- ①県内公共交通については、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が大幅に減少し、厳しい経営環境が続いていることから、バスや地域鉄道等の安定的な運行の維持や感染拡大防止、利用回帰に向けた取組などへの支援を行う必要があります。
- ②複数市町等をまたぐ幹線バスの運行経費等を国と協調して支援するとともに、市町の地域公共交通会議などでの検討を通じ、路線の利便性向上や利用促進等を図っています。また、鉄道について、地域鉄道事業者が実施する安全対策等を国等と協調して支援するとともに、沿線市町や関係府県等と連携し、在来線や地域鉄道の利用促進に取り組んでいます。引き続き、県民の生活を支える地域公共交通の維持・活性化が図られるよう取り組んでいく必要があります。
- ③高齢者の交通事故が社会問題化し、自動車運転免許証の返納件数が大幅に増加する中、交通不便地域等における高齢者をはじめとする県民の皆さんの移動手段を確保していくことが重要な課題となっています。このため、交通分野と福祉分野等が連携した取組や、次世代モビリティ等を活用した取組をモデル事業として積極的に進めるとともに、こうした取組を核としながら新たな移動手段を導入する地域の拡大を図る必要があります。
- ④新型コロナウイルス感染症の影響により、国際線だけでなく国内線においても航空需要が大幅に減少していることから、感染症の収束状況や空港における検疫体制等をふまえて、「中部国際空港利用促進協議会」等関係者との連携を図りながら空港の利用促進に取り組む必要があります。中部国際空港の機能強化については、国への要望や将来構想の検討を進める等、二本目滑走路の整備による24時間完全運用の実現に向け取り組みました。引き続き事業推進に向け、関係者と意見交換を行っていく必要があります。また、津なぎさまちと中部国際空港とを高速船で結ぶ海上アクセスについても、大幅な利用者の減少から減便等を余儀なくされており、感染症収束後の利用促進や利便性の向上に取り組む必要があります。
- ⑤リニア中央新幹線は、令和3年10月に開催したリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会臨時総会において、亀山市から提案されたリニア三重県駅候補地案について、専門的見地から調査・分析を行うとともに、令和4年2月に様々な課題を検討するため、庁内に「三重県リニア推進本部」を設置しました。また、リニア事業を円滑に進めるためには、県民の皆さんの理解や協力が必要であることから、県内の大学や高校と連携して若い世代をターゲットに気運醸成を図りました。名古屋・大阪間の環境アセスメントの着手時期が近づく中、県内駅位置の早期確定と一日も早い全線開業の実現に向け、引き続き、事業主体であるJR東海の名古屋以西準備担当部門とさらに連携を密にし、必要な事前準備に取り組んでいく必要があります。また、県民の皆さんのリニア事業に対する理解や協力が得られるよう、情報発信を積極的に行う必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の交通事業者においては、厳しい経営状況となっていることから、安定的な運行の維持や、感染症拡大防止対策、割引企画などの利用回帰等の取組へ支援を行うことにより、地域公共交通の維持・確保を図ります。
- ②バス、鉄道の維持・活性化に向け、国と協調し市町や事業者への支援を行うとともに、地域の実情に応じた具体的な取組が進むよう、市町の地域公共交通会議などで検討を進めます。幹線バスについて、「特に利用状況が悪く、存続に向けた取組が必要」とされたバス路線の利用促進に取り組みます。鉄道について、県内の地域鉄道等の各事業者が実施する安全対策等に国や沿線市町と協調して支援を行います。また、県や関係市町等で出資する第三セクターの伊勢鉄道について、設備整備や厳しい経営状況に対する支援を行います。さらに、「三重県鉄道網整備促進期成同盟会」、「関西本線整備・利用促進連盟」、「JR名松線沿線地域活性化協議会」などの活動を通して、沿線市町や鉄道事業者、地域住民や企業等と連携して利用促進や利便性向上に取り組みます。
- ③車を持たない高齢者などの円滑な移動を支援するため、市町等と連携し、地域の実情に応じた次世代モビリティ等の活用や福祉分野等との連携などによる取組について、将来的な本格運行を見据えた実現性の高い取組を推進するとともに、ボランティアや地域の助け合いにより運営する取組についてもモデル事業として支援します。また、これまでのモデル事業と同様の取組を支援するとともに、モデル事業の成果をまとめたマニュアルの活用を市町等に働きかけることで、新たな移動手段の確保に向けた取組の横展開を図っていきます。また、令和元年度に策定した「三重県自転車活用推進計画」について、市町など関係機関と連携し着実な推進を図ります。
- ④中部国際空港について、早期の二本目滑走路の整備による24時間完全運用の実現に向け、空港会社や東海三県一市の自治体および経済団体と意見調整を進めるほか、「中部国際空港利用促進協議会」と連携して、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた将来の需要拡大や利用促進に取り組みます。また、海上アクセスについて、「海上アクセス利用促進調整会議」や「中部国際空港利用促進協議会」等を通じ、関係自治体、運航事業者、バス会社等と連携して、利便性の向上や利用回帰に取り組みます。
- ⑤リニア中央新幹線について、「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」において、令和3年度臨時総会で亀山市から提案された県内駅候補地案をふまえて、市町および経済団体と連携を密に県内駅候補地の検討を進めるとともに、ルート・駅位置の早期確定につながる円滑な環境アセスメントの実施に向け、JR東海と協議を進め、事前準備に取り組みます。また、「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」および「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議」の2つの枠組みにおいて、全線開業の実現に向けた取組を進めます。加えて、県民の皆さんのリニア事業に対する理解や協力を得られるよう、効果的な啓発を積極的に行い、気運醸成を図ります。

現状と課題

- ①人口減少・超高齢社会に対応した持続可能性が高い集約型都市構造の形成に向けて、令和2年度に策定した新都市計画区域マスタープランに沿った都市計画の策定を進めています。また、緊急輸送道路となっている区間の電線共同溝工事に着手するなど、都市基盤の整備を実施するとともに、市町の景観づくりに向けた取組の支援、屋外広告物の設置の適正化や安全対策の充実等により、地域の個性を生かした良好な景観まちづくりの取組を進めています。
 県営都市公園においては、新型コロナウイルス感染症の影響のもと普及が見込まれるワーケーションの推進にかかる施設整備や Park-PFI の手法を用いた新たな賑わいづくりのための取組を進めています。引き続き、持続可能性の高い集約型都市構造の実現とともに、発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害に対応したまちづくりに向けて、都市計画の策定や都市基盤の整備が求められています。
- ②建築物の安全性確保に向けて、特定行政庁の市と連携し、適法な建築物の建築や適正な既存建築物の維持保全のための取組を進めています。また、良質な宅地水準や立地の適正性を確保するため、開発許可制度の適確な運用に取り組んでいます。引き続き、建築基準法や都市計画法等に基づく許認可や指導・助言等により、安全・安心な建築物、宅地の確保を図ることが求められています。
- ③住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震診断や耐震改修等に対する支援を行っています。引き続き、住宅・建築物の耐震化等の取組を進め、地震災害などに対するまちの安全性を確保する必要があります。特に木造住宅については、診断実施の後、設計、改修につなげる必要があります。
- ④県営住宅の長寿命化工事に取り組むとともに、入居者が減少していることから、子育て世帯の優先枠の設定や単身入居が可能な住戸の拡大等の取組を行っています。また、民間住宅については、空き家対策を実施する市町への支援とともに、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する取組のほか、耐久性等を備えた長期優良住宅の認定を行っています。引き続き、人口減少に伴い増え続ける空き家問題への対処や住宅確保要配慮者への支援などが求められています。

令和4年度の取組方向

- ①「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、「5年後の達成目標」をふまえ、防災・減災、国土強靱化を計画的に推進します。
- ②コンパクトで賑わいのある安全なまちづくりに向けて、都市機能・居住機能の誘導や災害の危険性が高いエリアの土地利用規制を行うため、都市計画区域マスタープランをふまえた市町の立地適正化計画策定やまちづくりに資する関連事業を支援します。また、緊急輸送道路における電線類地中化等の防災・減災対策を実施するとともに、魅力ある景観を生かしたまちづくりを進めるため、景観に配慮した建築物や公共施設等への誘導に取り組みます。公園においては、広域的な集客力を強化し観光誘客を促進するため、ワーケーションの推進に必要な公園整備や、新たな賑わいを創出するための Park-PFI 手法などを活用した公園整備を進め、利用者の満足度向上に取り組みます。

- ③建築基準法に基づき、新築建築物等に対して確認審査や完了検査等を適確に実施するとともに、不特定多数の者が利用する既存建築物に対して定期調査報告の内容を確認し、必要な改善指導を行うなど、適正な建築物の維持保全の促進に取り組みます。また、良質な宅地水準や立地の適正性を確保するため、都市計画法に基づき開発許可申請の審査や開発工事の完了検査を適確に実施します。
- ④木造住宅について、引き続き戸別訪問や防災イベント等の機会に住宅所有者に耐震化を直接働きかけるほか、無料耐震診断や耐震改修工事、耐震性がない木造住宅の除却に対して支援を行います。耐震診断から設計、耐震改修工事につながるように、設計者や施工者に対して低コストの工法による耐震改修工事の普及を図ります。耐震改修促進法により耐震化を促進している緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物について、耐震改修工事等を実施するよう市町や関係団体と連携して必要な支援を行います。
- ⑤活用可能な空き家の改修や危険空き家の除却、市町が開催する空き家相談会等への支援を引き続き実施するとともに、空き家の適正管理等に関するセミナーを開催します。また、県営住宅の長寿命化のための改修、バリアフリー改修や子育て世帯向けの住戸内改修を進めるとともに、住宅確保要配慮者向け民間賃貸住宅の普及促進や相談会の開催など居住支援の取組を進めるほか、長期優良住宅の認定等を適確に実施します。

施策10-4 水の安定供給と土地の適正な利用

【主担当部局：地域連携部】

現状と課題

- ①長良川河口堰建設事業に伴う工業用水に係る管理費等については、一般会計から工業用水道事業会計に出資し先行的に水源を確保しており、今後も確保していく必要があります。また、川上ダムについては、伊賀市水道事業の安定水源となるため、関係部局とともに、令和4年度の事業完了に向け、必要な予算を確保するよう国や水資源機構に対して、働きかけを行いました。
- ②地籍調査については、市町とともに推進を図っていますが、令和2年度末時点の進捗率（9.7%）は全国平均（52%）を下回っています。このため、引き続き、大規模災害時の迅速な復旧・復興対策の推進やインフラ整備の円滑化など、優先度が高いと考えられる地域に注力し、市町等と連携して推進していく必要があります。
- ③県内の水道事業については、基幹管路の耐震適合率は全国平均と比較して低い状況にあることから、生活基盤施設耐震化等交付金等を活用して主要施設の整備や耐震化等を促進する必要があります。また、人口減少などの社会情勢が変化する中で、将来にわたり県内水道事業の経営環境を維持するため、県水道事業基盤強化協議会等で水道基盤強化の取組を促進する必要があります。
- ④水道用水供給事業および工業用水道事業については、今後発生が予想される南海トラフ地震などの大規模地震、近年多発する集中豪雨などの被害や施設の老朽化が懸念されています。こうした中で、「安全で安心な水道用水」と「良質な工業用水」を安定して供給するため、耐震化や老朽化対策などに取り組んでいく必要があります。

令和4年度を取組方向

地域連携部

- ①長良川河口堰建設事業に伴う工業用水に係る管理費等については、生活や産業活動に不可欠な水を安定して供給するため、引き続き一般会計から工業用水道事業会計に出資し、長期的な視点から水資源の確保を図ります。
- ②地籍調査については、南海トラフ地震等の大規模災害時の迅速な復旧・復興対策の推進やインフラ整備の円滑化など、優先度が高いと考えられる地域に重点を置き、国に対して市町の要望に応じた予算確保などを働きかけていきます。また、地籍調査がより効率的に進められるよう、新しい技術や既存測量成果を基にした申請手法などを活用して、市町と連携して取り組みます。

環境生活部

- ③生活基盤施設耐震化等交付金等を活用して、水道事業等における施設整備や耐震化等のライフライン機能強化の促進を図ります。また、認可等に係る指導監督、立入検査および災害時における応急給水活動の連携強化を行うとともに、県内市町水道事業が持続的な経営をしていけるよう、水道の基盤強化に向けた取組を進めます。

企業庁

- ④「安全で安心な水道用水」と「良質な工業用水」を安定して供給するため、引き続きISO9001を活用し、品質管理の徹底と業務改善に取り組むとともに、耐震化や老朽化対策などの施設の改良を計画的、効率的に実施します。

現状と課題

- ①「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権が尊重されるまちづくりや啓発等の人権施策を推進してきましたが、依然として、偏見等による差別や人権侵害は発生しています。人権尊重社会の実現には、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根つき、人権が尊重されるまちづくりが県内全域で実施される必要があります。
- ②人権相談の内容が多様化・複雑化してきていることから、相談機関の相談員の資質向上が求められるとともに、相談機関相互が連携できる体制づくりが必要です。また、SNS等インターネット上における誹謗・中傷等の差別的な書き込みについては、瞬時に広範囲にわたって流布されるなどの特性があることから、早期対応とともに発生防止のための取組が重要です。
- ③自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、それぞれの学校で作成されている人権教育カリキュラムに基づき、学校の教育活動全体を通じた取組が進められています。引き続き、カリキュラムに沿った取組を進めるとともに、カリキュラムを改善していく必要があります。

令和4年度の取組方向

環境生活部

- ①住民組織、NPO・団体、企業等、地域のさまざまな主体が行う人権尊重の視点に基づく活動を支援し、人権が尊重されるまちづくりを推進します。また、多様な手段と機会を通じて、県民の皆さんに人権に関する知識や情報を提供し、理解の促進を図るとともに、人権問題をより多くの県民の皆さんが自分自身の問題としてとらえられるよう効果的な啓発を実施します。
- ②人権に関わる相談機関の相談員の資質向上を図るとともに、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえ、県の相談体制の充実を図るとともに、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制づくりに取り組みます。また、インターネット上の差別的な書き込み等を防止するため、モニタリングを実施するなど、早期の発見・拡大防止に努めるとともに、関係機関と連携し削除要請に取り組みます。

教育委員会

- ③子どもたちが自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、教育活動全体を通じ、一人ひとりの存在や思いを大切に取る取組を進めるとともに、人権学習指導資料等を活用し、個別的な人権問題を解決するための教育を推進します。また、人権教育推進協議会や子ども支援ネットワーク等の取組の活性化を図るなど、学校・家庭・地域の連携体制の強化を促進します。新型コロナウイルス感染症については、引き続き、子どもたちの心のケアや人権侵害の未然防止に努め、ワクチン接種に関しても一人ひとりの事情や思いを尊重する態度を育みます。令和3年度に実施した教職員の人権問題や人権教育に関する意識調査の分析を行い、その結果や「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえ、人権教育の一層の充実に取り組みます。

現状と課題

- ① 県民一人ひとりが性別等に関わらず、個性と能力を十分に発揮し、参画・活躍できる社会の構築をめざし、令和3年3月に策定した「第3次三重県男女共同参画基本計画」および第一期実施計画に基づく施策を着実に実行していく必要があります。政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んできているものの、指導的地位に占める女性の割合は低く、地域活動等における女性の参画についても未だ十分とはいえない状況です。根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画社会への理解が広がるよう、一層の普及・啓発が必要です。また、コロナ禍において、県男女共同参画センター「フレンテみえ」における女性相談の件数は増加、高止まりしており、不安や困難を抱える女性への相談支援をさらに進める必要があります。
- ② 職業生活における女性の活躍については、趣旨に賛同いただく企業等のネットワークが拡大するなど、気運は高まりを見せているものの、事業所における管理職に占める女性割合は未だ低く、真に女性が活躍しているとはいえない状況です。コロナ禍では男女の経済的格差等が顕在化しており、働くことを希望する女性や職場でステップアップしたいと希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう取り組んでいく必要があります。
- ③ 多様性を認め合い、誰もが参画・活躍するダイバーシティ社会に対する県民の皆さんの理解や共感が高まり、ダイバーシティ推進に係る主体的な行動につながる必要があります。また、令和3年4月に施行した「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」や令和3年9月に運用開始した「三重県パートナーシップ宣誓制度」をふまえ、性の多様性について県民の皆さんの理解が広がり、性のあり方に関わらず誰もが安心して暮らせるよう、取り組んでいく必要があります。
- ④ 性被害に対する社会的関心や「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度向上、新型コロナウイルス感染症の影響等から、性被害の相談件数が大きく増加するとともに相談者の若年齢化が進んでおり、その傾向は今後も続くと推測されることから、引き続き相談・支援体制の充実強化が求められます。
- ⑤ DV被害者等からの相談について、より相談しやすい環境づくりに向けてSNS相談を実施しています。今後も、DV防止のためのさらなる啓発や、多様化、複雑化する相談への適切な対応、情報共有などに取り組む必要があります。また、DVと児童虐待は密接に関連するため、関係機関の連携強化に取り組む必要があります。

環境生活部

- ①男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、責任を担う社会づくりを進めるため、あらゆる分野における指導的地位に就く女性割合の増加に取り組みます。また、市町および関係機関等と連携し、男女共同参画意識の一層の浸透を図ります。さらに、コロナ禍で不安や困難を抱える女性への相談体制の充実に取り組みます。
- ②職業生活における女性活躍の推進については、企業・団体等と一層の連携を図り、経営者および男性の意識改革や女性のモチベーション向上等に取り組み、女性が希望に応じて活躍できる環境づくりを進めます。
- ③「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く(きらり)、多様な社会へ～」に基づき、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた気運醸成を図り、企業・団体等のダイバーシティ推進の取組を促進します。また、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」に基づき、多様な性的指向・性自認に係る社会の理解促進や「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先の拡充等を図ります。
- ④性被害者を誰一人取り残すことがないよう、相談体制の強化や連携協力病院の拡充、学校等に向けた広報啓発の強化など、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の支援体制の強化と認知度向上に取り組むとともに、増加傾向にある若年層被害者に対する支援強化を行います。

子ども・福祉部

- ⑤DVが起こらない社会の構築に向けて周知・啓発を行うとともに、DV被害者に対して適切な相談対応や支援を行うため、相談しやすい環境の整備や相談員等の対応力強化に取り組みます。また、一時保護されたDV被害者と同伴する子どもへの支援を充実するため、児童相談所との連携を強化します。

現状と課題

- ①外国人住民の日本語教育については、地域の日本語教室に支えられていますが、各主体との連携体制や実施方法等、さまざまな課題を抱えています。日本語学習を希望する外国人住民の学習機会を確保するため、県内の日本語教育環境を整備していく必要があります。
- ②新型コロナウイルス感染症の拡大は、外国人住民の生活に大きな影響をもたらしています。外国人住民が孤立することのないよう、相談体制の充実や適切な情報提供に努めるとともに、安全で安心して生活できる環境を整備していく必要があります。

令和4年度の実施方針

- ①「三重県日本語教育推進計画」に基づき、県内の日本語教育環境を整備するとともに、多言語による行政・生活情報の提供や、日本人住民と外国人住民がお互いの文化の違いや多様性を学び合う機会の提供に取り組みます。
- ②外国人住民が安心して暮らすことができるよう、相談体制の充実を図るとともに、外国人住民が抱える日常生活における課題の解決に向けた支援にさまざまな主体と連携して取り組みます。

現状と課題

- ①「重層的支援体制整備事業」について、市町における包括的な相談支援体制の整備に必要な人員を確保できるよう、相談支援包括化推進員等の人材養成に取り組みました。その結果、令和3年度から5市町が同事業を開始しており、令和4年度は新たに4市が取組を進めています。今後、より多くの市町で取組が進むよう、未実施の市町に寄り添いながら、職員の専門性の確保など市町が抱える課題の解決に向けた支援や、導入促進の場づくり等を行っていく必要があります。
- ②コロナ禍で現地での対面による指導監査が困難となる中、オンラインを活用した指導監査を実施したことで、感染防止対策はもとより、移動時間の削減や事業所等の負担軽減につながっています。引き続き、適切に指導監査等を行い、福祉サービスの質の向上を図っていく必要があります。
- ③要配慮者の福祉ニーズを把握し、災害時の適切な支援につなげるため、社会福祉士や介護福祉士等の福祉専門職で構成する「三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）」の養成研修等を行っています。今後も、DWA Tの体制を強化するとともに、福祉避難所の運営支援や広域受援体制の整備等に取り組む必要があります。また、社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定を推進する必要があります。
- ④高齢単身世帯が増加し、地域コミュニティ機能が低下する中で、負担感や困難さが増している民生委員・児童委員活動の質の向上を図るための研修を実施するとともに、モデル事業として活動報告のオンライン化などICTを活用し、活動の活性化や効率化に向けた支援に取り組みました。今後とも生きづらさを抱える方等に対して、民生委員・児童委員がより一層効率的に相談支援活動を行えるよう、活動しやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- ⑤ひきこもりが大きな社会問題となる中、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等を対象としたアンケート調査結果や、学識経験者等で構成する「三重県ひきこもり支援推進委員会」での議論などをふまえ、「三重県ひきこもり支援推進計画」を策定しました。今後は、ひきこもりに対する誤解や偏見を解消し、ひきこもりに関する理解を促進するとともに、ひきこもり当事者やその家族が社会から孤立しないよう、最も身近な相談窓口となる市町をはじめ、関係機関との連携による切れ目のない包括的な支援体制づくりに優先的に取り組んでいく必要があります。
- ⑥関係機関・団体等と連携し、自殺対策行動計画に基づく取組を進めるとともに、市町における自殺対策の推進に向け、市町担当者の人材育成等に取り組んでいます。また、新型コロナウイルス感染症を背景としたこころの悩みに寄り添い、自殺予防を図るため、相談体制の強化に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、引き続き、社会環境の変化に応じた総合的な自殺対策の推進が必要です。

- ⑦新型コロナウイルス感染症の影響により、県所管の生活困窮者自立相談支援機関「三重県生活相談支援センター」への相談が依然として多数寄せられていることから、相談支援員やアウトリーチ支援員の増員等を通じて強化した相談支援体制を維持し、相談者一人ひとりの状況に応じた相談支援や、増加する外国人からの相談対応等を行いました。また、生活保護の申請件数も増加傾向が続いており、適正な保護の実施に努めています。今後とも相談者に寄り添いながら、適切な支援を継続的に行っていく必要があります。
- ⑧「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に基づき、ヘルプマークの普及啓発などに取り組んでいます。また、事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化等を支援しています。今後も、ユニバーサルデザイン（UD）の考え方の浸透を図るとともに、誰もが安全で自由に移動できるよう取組を進める必要があります。
- ⑨県戦没者追悼式を開催するとともに、参列できなかった方々に向けて式典の様子を県HPに公開しました。なお、沖縄「三重の塔」での慰霊式については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和3年度の開催を中止しました。引き続き、遺族支援を中心に据えた取組を進める必要があります。

令和4年度の取組方向

子ども・福祉部

- ①多くの市町が重層的支援体制の整備に取り組めるよう、市町への交付金の交付に加え、制度内容や先進事例等の積極的な情報発信を行うとともに、複合的な課題を抱える相談者等を把握し、適切な相談支援機関等へつなぐことのできる人材育成等に取り組めます。
- ②社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス事業者等への指導監査について、市町と連携し、現地監査とオンライン監査の組み合わせなどにより、効率・効果的な指導監査等を実施し、社会福祉法人等の適正な運営と健全な経営を確保するとともに、提供される福祉サービスの質の向上を図っていきます。
- ③災害時に避難所で生活する高齢者や障がい者等の要配慮者を支援するため、「三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）」の体制強化や、県外からの介護職員等の受援体制の整備を進めます。また、災害等にあっても社会福祉施設等が最低限のサービス提供を維持していくため、社会福祉施設等の事業継続計画（BCP）の策定を支援します。
- ④令和4年12月の一斉改選が円滑に行われ、民生委員・児童委員が滞りなく活動できるよう、市町に対する委員推薦に係る経費の補助や、新任委員を対象とした研修会の開催等に取り組めます。
- ⑤「三重県ひきこもり支援推進計画」の計画初年度の取組として、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った切れ目のない包括的な支援体制の構築や社会全体の機運醸成のため、市町における相談支援機能の強化や当事者等の居場所づくりに向けた支援、積極的な情報発信等に取り組めます。

- ⑥新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する方が増加しているため、三重県生活相談支援センターにおけるアウトリーチ支援員等による相談支援体制の強化とともに、相談者に寄り添った相談支援に取り組みます。また、速やかな生活保護決定など、関係機関と連携して生活に困窮する方の支援に取り組みます。
- ⑦「第4次ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2019-2022）」に基づき、ユニバーサルデザイン（UD）の意識づくりや、UDに配慮された施設整備、公共交通機関のバリアフリー化などに取り組みます。また、同計画が最終年度を迎えることから、これまでの取組の成果と課題をふまえた次期計画を策定します。
- ⑧県戦没者追悼式や沖縄「三重の塔」での慰霊式等を通して、戦争犠牲者を追悼し、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承していきます。

医療保健部

- ⑨新型コロナウイルス感染症の影響により自殺リスクが高まっている状況をふまえ、関係機関・団体等と連携し、支援者の人材育成やこころの健康問題に関する正しい知識の啓発等に取り組みます。また、令和4年度末までを計画期間とする「三重県自殺対策行動計画」について、次期計画の策定に取り組みます。

施策 12-2 障がい者福祉の推進

【主担当部局：子ども・福祉部】

現状と課題

- ①医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、人材育成や多職種連携に取り組んでいます。また、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、「医療的ケア児・者相談支援センター」を令和4年4月1日に開設しました。今後も、医療、保健および教育等の分野と福祉分野が連携し、地域での受け皿を整備するとともに、「医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、医療的ケア児・者が居住する地域に関わらず適切な支援が受けられるよう取り組む必要があります。
- ②障がい者の地域移行や地域生活支援に向けて、グループホームの整備等を促進しています。また、福祉事業所における工賃向上に向けて、専門家の派遣や共同受注窓口の運営支援を行うとともに、障害者優先調達推進法に基づく優先調達にも取り組んでいます。今後も、ニーズの高い重度障がい児・者を対象とした通所施設やグループホームの整備を進めるとともに、工賃向上に取り組む必要があります。
- ③農林水産業における障がい者の就労の促進に向け、農林水産事業者や福祉事業所からの相談等に対応するワンストップ窓口の設置や農業の現場で障がい者への指導にあたる専門人材の育成等に取り組んでいるところです。今後は、林業や水産業の現場への障がい者の施設外就労を拡大するとともに、作業に従事する障がい者の体調管理や現場環境の改善、生産された農産物の効率的な出荷・運送体制の整備が必要です。
- ④精神科病院の長期入院患者の地域移行や地域生活を支援する取組を実施しています。引き続き、精神障がい者が地域で安心して生活できる体制づくりの推進が必要です。また、依存症対策として、相談拠点や治療拠点機関、専門医療機関を整備し、連携体制の構築を進めています。発症、進行および再発の各段階に応じた対策を講じ、依存症当事者とその家族等への支援を行う必要があります。
- ⑤障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい社会の実現に向けて、広く普及啓発に取り組むとともに、専門相談員を配置して障がい者やその家族等からの相談に対応しています。また、障がい者虐待の未然防止のため、施設等職員などへの研修を実施するとともに、虐待事案が発生した施設等への改善に向けた指導を行っています。引き続き、障がいを理由とした差別の解消に向けた啓発や相談体制の整備、虐待の防止に取り組む必要があります。

令和4年度を取組方向

子ども・福祉部

- ①令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、医療的ケア児・者が社会全体で支えられ、居住する地域に関わらず適切な支援が受けられるよう、医療的ケア児・者相談支援センターにおいて、当事者や保護者等からの相談への対応、情報提供や助言、関係機関への研修の実施と支援の調整等を行います。また、人材育成等により地域での受け皿の整備にも取り組みます。

②障がい者の地域生活を支援するため、障害福祉サービスの確保を図るとともに、グループホームや重度心身障がい児・者の日中活動の場等の整備促進に取り組みます。また、福祉事業所における工賃向上に向けて、専門家の派遣や共同受注窓口の運営支援等を行います。さらに、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、各部局と連携して調達目標額の達成に向けて一層の調達拡大を図ります。

③障がいを理由とする差別の解消をめざし、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発や障がい者への理解促進に向けた取組を進めるとともに、体制を整備して相談対応および紛争の解決を図ります。また、障がい者虐待への適切な対応のため、市町や施設等職員などに対して研修を実施するとともに、専門家チームを活用しながら虐待の発生した施設等に対する改善に向けた指導等を行います。

農林水産部

④障がい者の施設外就労を拡大するため、農林水産事業者と福祉事業所のマッチング活動を支援するほか、特に、林業・水産業の分野において、コーディネーター人材を育成するとともに、農福連携の生産性の向上に向け、生産された農産物の集出荷体制の構築やスマート技術の導入による労働環境の改善に取り組みます。

医療保健部

⑤「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、アウトリーチ事業やピアサポーターを活用した地域移行・地域定着支援の取組を進めます。また、依存症対策について、令和3年度に策定した「三重県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）」および「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき取組を推進します。

【主担当部局：教育委員会】

現状と課題

- ①令和3年度全国学力・学習状況調査の結果をふまえ、令和3年度下半期には「CD層の児童生徒のつまずきの克服」「経年課題の克服」「学習習慣の確立」を重点取組として進めました。今後も、一人ひとりの学習内容の理解・定着が進むよう、学校や子どもたちに応じた支援に取り組む必要があります。
- ②少人数学級の推進について、これまでの本県独自の小学校1、2年生の30人学級（下限25人）、中学校1年生の35人学級（下限25人）の取組に加え、令和3年度は国を先取りする形で小学校3年生を35人学級としました。今後も、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を進めるとともに、安全で安心して学べる環境を確保していく必要があります。
- ③「特別の教科 道徳」について、答えが一つではない課題に向き合い、物事を多面的・多角的にとらえ、主体的に考えを深められるよう、小中学校の教職員を対象に指導方法や評価についての指導助言を行っています。今後も引き続き、道徳教育が発達段階に応じて適切に推進されるよう取り組む必要があります。
- ④家庭、地域、学校等が連携して、発達段階に応じた読書活動が推進されるよう、家庭で家族とふれあいながら読書をする取組等を行っています。引き続き、読書に親しむ習慣づくりを図る必要があります。
- ⑤みえ高文祭は生徒の豊かな感性や情操を育むための貴重な発表の機会であることから、高等学校文化連盟と連携して感染症対策を徹底し、発表方法の工夫を行ったうえで開催しました。今後も、文化部生徒の交流により、さらなる芸術文化活動の推進に取り組む必要があります。
- ⑥発達段階に応じた体力の向上や技能の習得を図るとともに、日常的な運動習慣を身につけられるよう、授業の工夫・改善や各学校の状況に応じた取組を進めています。また、検討委員会を設置して持続可能な部活動についての検討を進めています。今後も、各学校における体力向上の取組の改善や、部活動のあり方について検討を進めていく必要があります。
- ⑦心の健康や性に関する指導について、専門家による児童生徒への講話や教職員への指導助言等を行うとともに、歯と口の健康づくり、がん教育、薬物乱用防止教育等に係る教職員研修会を実施しています。12歳児の一人平均むし歯の本数が全国平均と比べて高い状況にあることから、正しい歯みがき指導やフッ化物洗口の取組を進め、歯と口の健康づくりに取り組む必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①みえスタディ・チェックをC B T (Computer Based Testing) で実施するとともに、市町と連携し、学習端末に提供しているワークシートや、市町が導入しているドリルソフト等を活用して、一人ひとりに応じた学習を促進します。あわせて、学校訪問による授業への指導助言や研修会の開催を通して教員の授業力の向上を図ります。また、一人ひとりの状況に応じて補足的な学習支援や授業における教員の補助を行う学習指導員を配置し、児童生徒の学びを支援します。これらの取組を通して児童生徒の学習意欲の向上を図ります。
- ②モデル校(52校)を指定し、学力向上アドバイザーの指導・助言を得ながら、算数・数学の習熟度別指導において、習熟の違いに応じた学習端末の活用の工夫、実物を操作する学習方法と学習端末を用いた学習方法を組み合わせた指導方法の工夫等について研究実践し、好事例を県内小中学校に水平展開します。
- ③みえの学力向上県民運動を引き続き展開し、学校・家庭・地域が一体となって学力向上の取組を推進します。みえスタディ・チェックの実施にあわせて、学習習慣や生活習慣等に係る質問紙調査を実施し、その結果を分析して、早い段階から、課題の改善に向けて市町や学校の状況に応じた支援を行います。あわせて、成果のある市町や学校の取組を水平展開します。
- ④児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく行き届いた支援を行うため、これまでの本県独自の小学校1・2年生30人学級(下限25人)、令和3年度から実施している3年生35人学級に加え、令和4年度は国を先取りして4年生を35人学級とします。中学校については、引き続き1年生での35人学級(下限25人)を実施します。
- ⑤命を大切にする心や他者への思いやりの心、規範意識などの「豊かな心」を育む道德教育を進めます。道德教育推進教師等を中心とした「考え、議論する道德」の推進体制を充実するため、市町の担当者や教員を対象にした道德教育推進会議を開催し、日頃の取組や実践について協議するとともに、より効果的な授業づくりや評価に関する研修を実施します。
- ⑥発達段階に応じた読書活動の推進に向けた人材を育成するため、図書館関係者、読書ボランティア等を対象とした研修会・交流会等を実施します。子どもたちが本を身近なものと感じ、発達段階に応じ読書を楽しむことができるよう、「家読(うちどく)」の一層の普及啓発を図るとともに、同世代の子ども同士で本を紹介し合う読書経験の共有や、さまざまな図書にふれる機会の拡充を図ります。読書習慣が確立できるよう、子どもの読書活動の関係者を対象に「読書活動実践フォーラム」を開催します。
- ⑦生徒の豊かな感性や情操等を育むため、みえ高文祭を開催するとともに、全国高等学校総合文化祭や近畿高等学校総合文化祭への生徒の派遣や作品の出展等を支援し、生徒の発表や交流を進めることで、文化芸術活動を推進します。

- ⑧令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果をふまえ、各学校において体力向上の目標を立てるとともに、ICTを効果的に活用した動作の録画・再生機能による技能の向上や、演示や準備時間の短縮に伴う運動量の確保などをおして、体力向上のための授業改善を行います。さらに、各学校の状況に応じた1学校1運動の取組を推進することで、児童生徒の総運動時間を増やし、体力の向上を図ります。
- ⑨生徒への専門的な指導と教員の負担軽減のため、運動部活動指導員の増員や運動部活動サポーターの派遣を行うとともに、経験豊富な顧問教員の指導例や他府県の取組状況を把握して共有するなど、部活動ガイドラインに基づいた適切な部活動運営に向けて取組を進めます。主に中学校で実施する部活動において、休日部活動の段階的な地域移行が令和5年度から円滑に進むよう、費用負担や公式大会への参加、引率のあり方などについて、国の検討状況を確認しながら、休日部活動を地域団体で実施しているモデル校での取組を引き続き進めます。さらに、市町との意見交換会を定期的に行い、モデル校や市町の取組に係る課題を共有するなど、持続可能な部活動についての検討を進めます。
- ⑩基本的な生活習慣の確立や、多様化する健康課題の解決に向けて、関係機関等と連携を図りながら、「歯と口の健康づくり」や「心の健康づくり（学校メンタルヘルス）」、「性に関する指導」、「がん教育」、「薬物乱用防止教育」等の健康教育の取組を推進します。「歯と口の健康づくり」に係るフッ化物洗口は、円滑に市町や学校が実施できるよう、関係機関に対して安全性と有効性、連携や体制の参考例、感染予防対策の工夫などについて具体的に説明し、実施の拡大を図ります。また、日本人の死亡原因の1位であるがんを正しく理解し、健康の大切さを主体的に考えられるよう、教職員等が「がん教育」の意義や指導内容・方法等の理解を深める講習会を開催します。
- ⑪「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」等の取組を工夫し、正しい食生活について啓発するとともに、学校給食においては、積極的に地場産物を取り入れ、食に関する教材とすることで食育をより一層推進します。学校給食の安全については、食物アレルギー事故や異物混入防止および食中毒防止の徹底を図ります。また、県立特別支援学校や小・中学校の特別支援学級において、摂食に困難のある児童生徒に学校給食を安全に提供できるよう、「県立特別支援学校における個別対応食ガイドブック」の活用を進めます。

【担当部局：教育委員会】

現状と課題

- ①新型コロナウイルス感染症の影響の中でも、高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職を実現するため、就職実現コーディネーターを増員し、早期からの求人確保等の就職支援に取り組みました。インターンシップや職場見学がオンライン中心となっていることから、ミスマッチによる早期離職につながらないように、生徒が業種や職種、地域の魅力ある企業の情報を得ながら、リアルな体験とオンラインによる学習を組み合わせたキャリア教育に取り組む必要があります。
- ②グローバル化やデジタル化など社会状況の変化が進む中、地域や地球規模の課題を自らの事として捉え、他者と協働しながら持続可能な社会づくりにつなげていく力が求められており、創造的な資質・能力を育む教育に取り組む必要があります。
- ③令和4年度から実施された新たな高等学校学習指導要領に基づき、知識や技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力や主体的に学びに向かう力を育むため、探究的な学びなどを通して「主体的・対話的で深い学び」が実践できる教育を進める必要があります。
- ④発達段階に応じた主権者教育に取り組むとともに、将来の自立した消費者としての役割や責任についての学習を進めています。今後も主体的に社会を形成する力を育成する必要があります。
- ⑤手書きで作成している高等学校入学者選抜の入学願書等について、作成作業や中学校での点検・提出、高校での願書および調査書のデータ入力といった業務の負担が生じていることから、志願者の利便性の向上と学校の負担軽減のため、デジタルを活用した改善を進める必要があります。

令和4年度の実行方向

- ①新型コロナウイルス感染症の影響による、高校生の就職を取り巻く環境の変化に対応するため、就職実現コーディネーター（14人）を県立高校に配置し、早期からの求人確保に加え、地域の魅力ある企業や職種などの情報を学校に提供することで、就職を希望するすべての生徒の就職実現につなげます。外国人生徒や特別な配慮が必要な生徒に対しては、きめ細かな相談や求人開拓などの重点支援を行います。また、生徒の職業理解を促進し、自己の興味・関心に沿って、主体的に将来へ向けて行動を起こす生徒を育成するため、地域の魅力ある企業や仕事内容などの多様な情報をデジタル化し、キャリア学習支援員を配置して、学習端末を活用しながら、入学後の早い段階からキャリア教育に取り組めます。
- ②地域の小規模校で取り組んできた地域課題解決型キャリア教育について、これまでの取組から得られた成果と課題および実践事例をすべての県立高校に共有するとともに、新たに小規模校以外の学校においても地域を学び場とした教育活動を実施します。

- ③実習船「しろちどり」については、令和5年度末の竣工をめざして、新しい実習船の建造に取り組みます。生徒の安全性を確保するとともに、航海や船舶の機関に関する実習をとおして、最先端の航海技術が習得できる設備を整備します。
- ④予測困難なこれからの時代を生きる子どもたちに、主体的に考え行動する力や、他者と協働して課題解決に取り組む力を育みます。グローバル・リーダー育成プログラム研修会において、将来予測が困難な時代を生きる高校生が、学校を越えて仲間とチームを結成し、データサイエンスやプレゼンの能力を高めるとともに、フィールドワークや海外の生徒との交流等をとおして、これからの社会で必要とされる創造的な資質・能力（コンピテンシー）を育む学びに取り組みます。普通科において、グローバルな視点から社会の課題をとらえ、その解決に向けて取り組む人材を育成するため、モデル校で分野を横断して学ぶ学際的な教育プログラムの実践研究に取り組みます。ICTを活用し、複数の学校をつないだ放課後等の課外授業、生徒が自ら取り組んでいる探究活動について学び合うオンライン交流学習会など、学校の枠を越えた学びを進めます。
- ⑤子どもたちが将来、国際的な視野を持ち、さまざまな分野で活躍していけるよう、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ留学や海外研修を促進するとともに、Web会議システム等を活用した海外の学校との英語でのディスカッションや共同研究などの取組を進めます。
- ⑥児童生徒が英語を使って表現したり、伝え合ったりする力を高めるため、教員の指導力向上を目的とした研修会や、実践例の情報発信等を行います。また、中学生が郷土三重の魅力を英語で発信する「ワン・ペーパー・コンテスト」を民間団体や関係部局と連携して実施します。県内の複数市町で、課題解決型学習（PBL）の手法を取り入れた郷土教育に取り組むとともに、実践校の研究発表会を開催し、その成果を県内に普及します。
- ⑦企業や大学の協力を得て、各学校において実施してきたMa a Sや地域の第一次産業を題材にした探究学習に加え、経済産業省「未来の教室実証事業」で開発したSTEAMプログラムを活用して、より発展した探究活動に取り組み、これからの時代に求められる創造力や課題発見・解決能力等の資質・能力を育成します。また、異なる環境やプロセスで学んでいる高校生等が集い、スーパーサイエンスハイスクール指定校の課題研究や普通科高校の探究的な活動などを共有し合う「みえ探究フォーラム」を引き続き開催し、持続可能な社会の担い手に必要となる課題解決力、コミュニケーション力などの資質・能力を育みます。
- ⑧成年年齢の引き下げをふまえ、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自ら考え判断し課題の解決に向けて主体的に行動する力を育むため、公民科の新たな科目「公共」における法や政治、経済等に関わる諸課題の学習や、家庭科における消費者に係る学習など、主権者教育、消費者教育、環境教育などに取り組み、社会の形成者として必要な資質を育みます。
- ⑨高校入試における受検者や学校の負担軽減と利便性向上のため、令和5年4月入学生を対象とした高等学校入学者選抜から入学願書や調査書をデジタル化し、Web出願とするための取組を進めます。

【主担当部局：教育委員会】

現状と課題

- ①特別な支援を必要とする子どもたちが増加していることから、小中学校でのパーソナルファイルの活用や、中学校から高校への支援情報の引継ぎを進めています。高校では、発達障がい支援員による巡回相談を実施し、生徒や保護者との面談や教員の指導に関する助言等を行っています。引き続き、適切な指導・支援や校種間での確実な支援情報の引継ぎなど、早期からの一貫した支援を進める必要があります。
- ②小中学校も含め、学校に勤務する看護師の医療的ケアに関する専門性の向上を図るため、研修会等に取り組んでいます。引き続き、安全で安心な医療的ケアを実施する必要があります。
- ③特別支援学校にキャリア教育サポーターを配置し、生徒に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行っています。今後も、一般企業への就職を希望する特別支援学校生徒の就職率 100%を維持するとともに、生徒の進路希望の実現と、卒業後の地域生活への移行が円滑になされるよう、就労支援に取り組む必要があります。
- ④特別支援学校において、施設が狭隘化・老朽化している学校があることから、学校の状況に応じた対応を進める必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①小中学校へのパーソナルファイルのさらなる活用を進め、特別な支援を必要とする生徒が高校においても適切な指導・支援を受けることができるよう、支援情報の引継ぎを進めるとともに、発達障がい支援員による巡回相談を実施します。
- ②伊勢まなび高校およびみえ夢学園高校の通級による指導において、自己理解やコミュニケーション能力向上を図るための指導の改善に向けた取組を進めるとともに、高校のニーズに応じて実施校の拡充に向けた取組を進めます。
- ③医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、保護者、看護師免許を有する職員、教員の連携・協力のもと安全に実施します。高度な医療的ケアを必要とする子どもが在籍する学校に、指導医・指導看護師が巡回することで、安全で安心な環境を整え医療的ケアを実施します。小中学校も含め、学校に勤務する看護師免許を有する職員の医療的ケアに関する専門性の向上を図るため、研修会等を実施します。
- ④特別支援学校高等部生徒の進路希望の実現と、地域生活への円滑な移行をめざして、職場開拓および職場実習を進めるとともに、各特別支援学校のキャリア教育プログラムを活用して、計画的・組織的なキャリア教育を推進します。また、生徒本人の特性や体力等に応じたテレワークなど、ICTを活用した新しい働き方に対応した就労支援の取組を進めます。

- ⑤小学校、中学校、高校における教員の特別支援教育に関する専門性向上のため、各特別支援学校のセンター的機能による助言等を進めるとともに、小学校等の通級による指導担当教員等のニーズに応じた研修会等を実施します。
- ⑥ICT機器の活用にあたって、教員の指導力を高めるとともに、各教科や交流及び共同学習、職業教育等において、児童生徒がICT機器を主体的に活用し、障がいの特性に応じた学習活動を進められるよう、GIGAスクールサポーターの活用やICT機器を効果的に活用した実践事例の共有に取り組みます。
- ⑦新型コロナウイルス感染症対策として、特別支援学校の子どもたちが安全で安心して通学できるよう、引き続きスクールバスを増便します。小中学校等と特別支援学校間での交流及び共同学習では、対面による直接的な交流に加え、移動に係る時間や距離等に関係なく実施できるオンラインによる交流を行います。
- ⑧特別支援学校の施設について、計画的な老朽化対策および施設の狭隘化等に対応するための整備を進めます。盲学校および聾学校は、老朽化対策・安全対策として城山特別支援学校の隣地へ移転するため、新たな校舎の建築に係る設計を行うとともに、寄宿舍の建築工事を実施します。杉の子特別支援学校の知的障がいのある中学部生徒が令和5年4月から石薬師分校で学習できるよう校舎の一部改修工事、稲葉特別支援学校の寄宿舍棟を教室として活用する改修工事、西日野にじ学園で空調設備の更新を行います。また、松阪あゆみ特別支援学校の教室不足の解消を図るとともに、肢体不自由のある子どもたちの新たな就学先とするため、校舎増築に向けた土地取得を行います。
- ⑨特別支援学校の児童生徒が、一人ひとりの発達段階や障がいの状況、体力に応じて卒業後もスポーツに親しむ態度を育むため、体育の授業等への指導員派遣や、交流及び共同活動を通じた障がい者スポーツに取り組みます。教員の指導力向上のため、特別支援学校の教員を対象とした講習会を開催します。

現状と課題

- ①いじめについて、教職員間の情報共有や定期的な教育相談、アンケートなど、学校での早期把握に取り組み、いじめの疑いのある事案を把握した場合は、いじめ防止委員会などの組織で対応しています。「三重県いじめ防止条例」に基づき、三重県いじめ防止応援サポーターの登録や、いじめ防止強化月間におけるピンクシャツ運動などの取組を行いました。今後も、教員の認知力を高め、正確な認知を進めるとともに、地域が一体となりいじめ防止に取り組めるよう、サポーターと連携した取組を進める必要があります。いじめ防止に向けた取組の発信や、増加しているネット上でのいじめの防止に取り組む必要があります。
- ②いじめ、暴力行為などの問題行動や、不登校について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して、心理や福祉の面からの専門的な支援を行っています。今後、より一層、児童生徒や保護者に寄り添った対応ができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員、教育相談員の配置を含め、より効果的で多様な取組を進める必要があります。
- ③いじめ電話を実施するとともに、多言語でも相談できる、いじめ等に関する相談窓口「子どもSNS相談みえ」を実施しています。今後も、必要な場合に迅速な対応ができるよう関係課等との情報共有を密にし、より丁寧な相談を進める必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①深刻ないじめ問題を契機に、平成30年度から教科化された「考え 議論する道徳」について、いじめ防止につながる研修会や、道徳教育アドバイザーの指導・助言による授業改善を図り、子どもたちがいじめに関する問題を自分自身のこととして、生命を大切にすの心や互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼感や友情を育むことや、節度ある言動、思いやりの心、寛容な心といったよりよく生きるための基盤となる道徳性を育みます。また、いじめは人権侵害であるという認識のもと、子どもたちがいじめを許さない意識やいじめをなくすための行動力を身につけられるよう、人権学習指導資料や教職員研修資料「人権教育サポートガイドブック」を活用して、自他の人権を守るための実践行動ができる力を育みます。
- ②いじめについては、三重県いじめ対策審議会の答申をふまえ、学校がいじめの疑いを把握した段階から校内のいじめ防止委員会で組織的・実効的な対応を進めていくことや、いじめ防止対策推進法や国のガイドラインに則った重大事態の認定と対応について改めて徹底します。また、いじめ防止対策ワーキンググループを設置して、県立学校での体制のあり方や教職員の資質向上、情報モラル教育、相談しやすい環境づくり等に係る具体的な対応方を協議し、学校での取組につなげます。さらに、社会総がかりでのいじめの防止につなげるため、著名人によるいじめ防止のメッセージや、学校での効果的な取組や相談窓口など、いじめに関する情報を集約・発信するポータルサイトを新たに構築します。インターネットやSNSでのいじめが増加していることから、子どもたちのネットリテラシーや情報モラル向上のため、高校生による小学生を対象とした「SNS・ネットの上手な使い方講座」や、専門家や事業者による出前授業を実施します。

- ③いじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラー（ＳＣ）の各学校への配置時間を拡充するとともに、特別支援学校や教育支援センターにも引き続き配置します。スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の配置時間も拡充し、各学校からの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。また、ＳＣやＳＳＷ等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と高校に引き続き配置します。
- ④教職員の教育相談に係る力量の向上を図る研修や、校内の教育相談体制づくりを推進する中核的リーダーの育成をめざした教育相談研修を実施します。また、いじめ電話相談や多言語でも相談できる「子どもＳＮＳ相談みえ」を引き続き実施します。

【主担当部局：教育委員会】

現状と課題

- ①不登校児童生徒が年々増加し、不登校の要因や背景が複雑化・多様化していることから、市町の教育支援センターに心理や福祉の専門人材を配置し、専門的見地からの支援や相談を行うとともに、有識者の助言を得ながら、訪問型支援を進めています。今後は、高校段階で不登校等の状況にある子どもたちにも、学習支援や自立支援等の支援ができる体制づくりを進める必要があります。
- ②市町が実施する外国人児童生徒教育への財政的支援を行うとともに、日本語指導や適応指導等を行う相談員や翻訳等を行う支援員を配置し、外国人児童生徒への支援に取り組んでいます。本県では、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が高いことから、就学促進や日本語指導、進学支援を進めていく必要があります。
- ③子どもたちが登下校中に交通事故の犠牲となる事案が後を絶たないことから、各市町で策定する通学路交通安全プログラムに基づく対応状況を確認し関係部局と共有するとともに、学校安全アドバイザーによる登下校の安全対策に係る学校への助言、交通安全担当教員やスクールガードへの講習を行いました。今後、危険箇所に対する具体的な安全対策を関係機関へ働きかけるとともに、地域による学校安全推進体制の構築に向け、市町と連携し、学校安全ボランティアであるスクールガードによる見守りの強化や安全教育を一層進める必要があります。
- ④新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、学校における衛生物品の配備や通学時のスクールバスの増便などに取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても学びが継続できるよう、引き続き感染症対策を徹底するとともに、子どもたちの学習支援などに取り組む必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①不登校児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行うため、引き続き市町の教育支援センターを核とした不登校児童生徒への支援を行うとともに、高校段階で不登校や休学、中途退学により学校との関わりが希薄となる子どもたちに学習支援や自立支援を行うため、県立の教育支援センターの設置に向けた実証研究に取り組み、社会的自立の促進、将来的なひきこもりの防止につなげます。潜在的に支援を要する児童生徒について、早期の課題把握と学校での組織的な対応に係る取組を進めます。不登校児童生徒が社会につながるきっかけを得ることができるよう、ファシリテーターの適切な管理のもと、オンライン上で安全で安心して交流できる居場所として、不登校児童生徒が対話や体験活動ができるコミュニティを創出します。
- ②令和3年度に実施した通学路の一斉点検の結果をふまえ、関係部局や警察と連携して通学路の安全対策が進むよう取り組むとともに、安全教育の推進や見守り活動の強化等について、市町に働きかけます。また、学校安全ボランティアであるスクールガードの養成や、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成に取り組めます。加えて、県内の公立学校の教員を対象に校種別の講習会を行い、交通安全および防犯対策の指導者を養成し、各学校での交通安全教育・防犯教育を進めます。

- ③市町が行う初期の日本語指導や学校生活への適応指導等の取組を支援します。外国人児童生徒巡回相談員を1名増員し、16名を計画的に学校へ派遣することにより、外国人児童生徒への日本語指導・適応指導や保護者への支援を充実するとともに、翻訳や通訳を行う外国人児童生徒巡回支援員を3名配置します。外国人散在地域の小中学校でも適切に日本語指導を受けられるよう、オンラインを活用した日本語指導を実施するとともに、集住地域の初期日本語教室と散在地域の小中学校とをオンラインでつなぐ仕組みを構築します。また、外国人児童生徒の就学促進のため、児童生徒や保護者等に対して、日本での学校生活や進学に関する情報提供を行います。高校においては、外国人生徒支援専門員および日本語指導アドバイザーによる学習支援を行うとともに、入学の早い段階から日常生活で必要となる日本語の習得や、日本の社会制度・文化を学ぶセミナーや、教職員が日本語指導について専門的に学ぶ研修会を開催します。また、令和3年度に進路未定のまま県立高校を中途退学した方に対し、就労や進学等の悩みに関するアンケートを行い、関係機関に紹介するなど、適切な支援につなげます。
- ④外国人住民等を含め、さまざまな事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方に対し、令和4年度は夜間学級体験教室「まなみえ」を、より中学校に近づけた形で実施し、公立夜間中学の設置の可否について判断します。
- ⑤児童生徒が安心して学校で学習できるよう、消毒液等の保健衛生物品の配備や、感染症拡大防止のための業務等を行うスクール・サポート・スタッフを全公立学校に配置するとともに、県立学校における通学時の感染症対策としてスクールバスを増便します。

施策 13-6 学びを支える教育環境の整備

【主担当部局：教育委員会】

現状と課題

- ①学校の課題を保護者や地域の方々と共有し、子どもの豊かな学びの実現に向けて連携・協働して取り組むため、地域とともにある学校づくりサポーターの派遣や県の指導主事の訪問を通して学校等への助言を行うなど、コミュニティ・スクールおよび地域学校協働本部の拡充に取り組んでいます。さらに、地域の方々の参画により子どもたちの学習支援に取り組む市町を支援しています。今後も、コミュニティ・スクールおよび地域学校協働本部の拡充等の取組により、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を進める必要があります。
- ②人口減少や経済・社会のグローバル化、急速な技術革新に伴う超スマート社会など、教育を取り巻く環境が変化中、これからの時代を生きていくために求められる力を育むため、新たな県立高等学校活性化計画を策定しました。今後、県立高校の活性化の取組を進めるとともに、地域における県立高校の学びと配置のあり方について検討を進める必要があります。
- ③コンプライアンス等の素養や児童生徒理解、授業力向上等に係る研修を実施するとともに、生徒指導、人権教育、特別支援教育等、多様な教育課題やICT活用指導力の向上に係る研修を実施しました。引き続き、教職を担うにあたり必要な素養や専門性が身につけられるよう、教職員の資質向上に向けた研修を実施するとともに、今日的な教育課題に対応するための研修を実施する必要があります。
- ④学校におけるICT環境の整備を進めるとともに、専門人材を活用して、授業での効果的な活用や円滑な運用に係る助言等の支援を行っています。今後、ICTを活用して、より効果的な学びが実現できるよう取り組んでいく必要があります。
- ⑤令和2年3月に策定した「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの洋式化にも取り組んでいます。県立学校においては、建築から長期間経過している校舎が多いことから、今後も、計画的に老朽化対策を進める必要があります。
- ⑥個性豊かで多様な教育が推進されるよう私立学校への経常的経費等の補助を行う必要があります。

令和4年度の実行方針

教育委員会

- ①学校が地域と一体となって子どもたちを育む体制を構築するため、地域とともにある学校づくりサポーターの派遣や県の指導主事の訪問を通して、コミュニティ・スクールの拡充について国の動向や好事例を周知するとともに、各市町の成果と課題を共有し、課題解決に向けた協議が進められるよう推進会議を開催します。また、コミュニティ・スクールの導入とあわせ、地域と学校がパートナーとして連携・協働する地域学校協働活動を推進します。

- ②令和4年度からの5年間を計画期間とする新たな県立高等学校活性化計画に基づき、県立高校のさらなる活性化に取り組むとともに、地域協議会を開催し、地域の実情や地域の方々のご意見を大切にしながら、今後の高校の学びと配置のあり方について検討を進めます。
- ③「令和4年度三重県教員研修計画」に基づき、コンプライアンス等の教職を担うにあたり必要とされる素養や児童生徒理解、授業力等に係る研修を経験や職種に応じて実施し、教育課題に対応できる専門性、指導力の向上に取り組めます。また、子どもたちが、学習指導要領で求められる資質・能力を身につけられるよう、主体的・対話的で深い学びの授業改善につながる研修、言語活動を中心とした授業づくりのための英語指導力向上の研修や、1人1台学習端末等を活用した授業実践に向けたICT活用指導力向上の研修を実施します。新たにインターネット・SNS上でのいじめやトラブルの未然防止、安全に利用するための指導方法に係る研修や、不登校児童生徒への早期支援や学校での組織的支援を行うための研修を実施するとともに、不登校児童生徒や保護者へ適切な支援や対応ができるよう、教育支援センターの指導員等の実践力向上を図る研修を実施します。
- ④令和4年度の県立高校入学生から1人1台学習端末を活用し、授業においては動画やインターネット、AIドリルにより、紙教材では理解が難しい学習の理解を深めたり、一人ひとりの興味・関心に応じた調べ学習に取り組んだりするとともに、学校での活用に加え、家庭での予習・復習や、デジタル教材やアプリによる学習など、学校と家庭で切れ目のない学習を実施します。
- ⑤市町や小中学校に対し、セキュリティアドバイザーや教育コンテンツアドバイザーを派遣し、セキュリティや教育コンテンツ、授業での効果的な活用に関する助言を行います。また、引き続き「小中学校におけるICT教育推進連絡会議」を実施し、各小中学校でICTの効果的な利活用が進むよう情報共有・意見交換等を行います。さらに、小中学校におけるICT環境の状況把握や助言、学習ツールの利用や、教員や児童生徒のアカウントの管理に関するサポートなど、市町と連携し運用面での支援に取り組めます。
- ⑥子どもたちが安全、快適に学べる環境を整備するため、「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、県立学校の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの洋式やバリアフリー化、校舎のLED化など、施設・設備の機能の向上に取り組めます。
- ⑦公立小中学校における老朽化対策やバリアフリー化、屋内運動場等の天井等以外の非構造部材の耐震対策など必要な施設整備が円滑に進められるよう、市町に対して国の財政支援制度などについて、さまざまな機会を捉えて情報提供や助言を行います。

環境生活部

- ⑧公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育が一層拡充されるよう、学校運営に係る経費等の助成を行います。また、私立高等学校における若者の県内定着につながる取組に対して支援します。

現状と課題

- ①「三重県子ども条例」に基づき、地域の方々や企業・団体が主体的に子育て支援活動に関わる機会の創出を進めています。また、子どもの相談を受け止める子ども専用の相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営しています。今後は、子どもの権利に係るさらなる理解促進、子どもが主体となった活動の充実を検討する必要があります。
- ②子育て家庭の孤立を防ぐため、ワークショップの開催や子育てのヒントなどが学べるWeb講座の充実を図っています。今後は、市町においても主体的な取組がさらに展開されるよう、これからの家庭教育支援のあり方を検討していく必要があります。
- ③男性の育児参画への関心や理解を深めるため、「みえのイクボス同盟」加盟企業や市町等と連携し、「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」に取り組むとともに、ワークショップを通じて男性の育児参画の質の向上を図っています。令和4年4月から改正育児・介護休業法が順次施行されるのを機に、さらなる男性の育児参画の推進に取り組む必要があります。
- ④経済的に困窮しているひとり親世帯や、課題を抱えていても声を上げられない子育て世帯等の増加が懸念されているため、子どもや保護者等が気軽に集える子どもの居場所づくりを支援しています。今後は、学習支援などの取組を行う子どもの居場所の活動を支援する必要があります。
- ⑤ひとり親家庭への就業支援や日常生活支援に取り組んでおり、引き続き取組を進めるとともに、適切な情報提供等に取り組む必要があります。
- ⑥家族の介護や世話など年齢に見合わない負担を負い、自らの育ちや学びに影響を及ぼしているヤングケアラーと呼ばれる子どもたちに対して支援を行うため、支援の状況把握や関係機関等における課題の共有を進める必要があります。
- ⑦私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、就学支援金および奨学給付金の支給や授業料減免を行った学校法人等に対する助成等により、保護者等の経済的負担の軽減を行っています。引き続き、保護者等の経済的負担軽減のため、支援を行う必要があります。
- ⑧県立高校の授業料に充てる就学支援金や、授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学給付金の支給、経済的な事由により修学が困難な生徒に対して修学奨学金の貸与等を行っています。奨学給付金においては、新型コロナウイルス感染症等の影響による家計急変世帯を支給対象とするとともに、家庭でのオンライン学習に必要な通信費に一定の支援を行っており、引き続き、高校教育に係る経済的負担の軽減を図るための支援を行っていく必要があります。

- ⑨身近な地域での発達障がいへの支援体制を強化するため、県立子ども心身発達医療センターにおいて小児科医等を対象とした連続講座を開催しています。また、地域の医療機関や市町の相談支援窓口などによるネットワーク構築を支援しています。さらに、途切れのない発達支援体制の構築のため、発達障がい児等への早期支援ツールである「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を推進しています。引き続き、支援が必要な児童への取組を進める必要があります。

令和4年度の実行方針

子ども・福祉部

- ①子ども一人ひとりが大切にされ、豊かに育つことができる地域社会づくりに向けて、子どもを支援したいという思いを持つ企業等や地域の皆さんが、より主体的に子育て支援活動に関わる仕組みを検討するなど、子どもの権利が守られ、子どもの育ちを見守る取組を進めます。
- ②コロナ禍で、親も子ども家庭で過ごす時間が増えたことで、子どもとの接し方に悩む保護者がいるなど、家庭を取り巻くさまざまな環境の変化を捉え、これからの家庭教育支援のあり方を検討します。
- ③男性が育児休業を取りやすい環境づくりに向けて、企業を対象としたセミナーや情報発信に取り組みとともに、男性の育児参画に向けた気運を醸成するため、育児のノウハウ習得等への支援や、これから親になる世代への普及啓発に取り組みます。
- ④生まれ育った家庭の経済状況等により、子どもの学習や体験機会が奪われ、将来の夢を諦めてしまうことがないように、子ども食堂等の居場所を拠点とした学習支援や体験機会の充実など、身近な地域での支援体制を強化する取組を進めます。
- ⑤ひとり親家庭の就業や自立を促進するため、就労支援を行うとともに、効果的な情報発信等により、さまざまな支援に適切につなげる取組を推進します。
- ⑥ヤングケアラーの早期発見や適切な支援のため、要保護児童対策地域協議会等を通じた実態調査や研修等を行います。
- ⑦子ども心身発達医療センターにおける途切れのない発達支援体制の構築のため、市町との連携強化や専門人材の育成に取り組みます。また、発達障がいの初診待機を解消し、早期発見・支援につなげるため、身近な地域における医療の確保と支援体制の充実を図ります。加えて、「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入を促進します。

環境生活部

- ⑧家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校等で安心して学べるよう、就学支援金および奨学給付金の支給や授業料減免を行った学校法人等に対する助成等により、保護者等の経済的負担の軽減を行います。

教育委員会

- ⑨高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、きめ細かに修学支援制度を周知するとともに、就学支援金および奨学給付金の支給ならびに修学奨学金の貸与等を行います。奨学給付金については、新型コロナウイルス感染症等の影響による家計急変世帯を支給対象とするとともに、家庭でのオンライン学習に必要な通信費に一定の支援を行います。また、小中学校における就学援助費の「新入学学用品費等」の入学前支給について、引き続き市町の状況を把握し、早期支給を働きかけていきます。

施策 1 4 - 2 幼児教育・保育の充実

【主担当部局：子ども・福祉部】

現状と課題

- ①保育所等への待機児童を解消するため、施設整備等の支援や、低年齢児保育のための保育士の加配など支援を行っています。また、保育士確保や就労継続のために保育士・保育所支援センターにおいて、就労相談や新任保育士の就業継続支援研修を行うとともに、Webサイト「みえのほいく」で職場環境の改善に取り組む保育所の紹介等を行っています。引き続き、待機児童解消に向けた取組を進める必要があります。
- ②地域の子育て支援を充実するため、病児保育事業の施設整備や運営、障がい児等の受入に向けて支援を実施しています。引き続き、地域の実情に応じた子育て支援の取組を進める必要があります。
- ③放課後児童対策を推進するため、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行うとともに、支援員認定資格研修や資質向上研修等を実施しています。また、地域の人材を活用した放課後子ども教室の運営への支援に取り組んでいます。引き続き、放課後児童クラブや放課後子ども教室への支援を行う必要があります。
- ④私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人に対して、幼稚園教諭の処遇改善の取組や運営経費を補助しています。引き続き、個性豊かで特色ある幼児教育の充実に向けた支援を行う必要があります。

令和4年度の取組方向

子ども・福祉部

- ①保育士等の不足により生じる待機児童の解消や幼児教育・保育の質の向上に向けて、保育士育成の取組への支援や処遇改善、保育職場の環境改善の取組を支援します。あわせて、保育の仕事の魅力発信を行い、保育士の確保を支援します。
- ②病児、医療的ケア児、障がい児、家庭環境に配慮を必要とする子どもの保育を支援するため、保育環境の整備や保育士の加配、保育支援者等の配置に取り組む市町を支援します。
- ③保護者が昼間家庭にいない小学生の育成支援や安全・安心な居場所の確保のため、放課後児童クラブの施設整備や運営費の補助を行います。また、ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、放課後児童クラブの利用料を補助します。さらに、地域住民等の参画を得て、学習や体験活動等を行う放課後子ども教室を設置する市町に対する支援を行います。
- ④私立幼稚園や認定こども園を設置・経営する学校法人に対して、充実した幼児教育に取り組めるよう支援するとともに、幼稚園教諭の処遇改善への支援を行います。

教育委員会

- ⑤県内各市町の幼児教育の質向上を図るため、幼児教育アドバイザー等を派遣し、県内の取組や成果をまとめ、施設や保育者が研修に活用できるよう情報提供します。保育人材の専門性の向上を図るため、保育者自身が必要な研修を受講できるよう、県教育委員会、幼児教育センター主催の研修に加え、新たに保育士等を対象とした研修を保育者のライフステージと資質能力ごとに整理、見える化します。小学校教育への円滑な接続を図るため、保幼小接続アドバイザーを配置し、各施設等での取組に関する指導・支援を行います。また、就学前の子どもたちの適切な生活習慣を確立するため、引き続き、生活習慣チェックシートの活用を促進します。

施策 14-3 児童虐待の防止と社会的養育の推進

【主担当部局：子ども・福祉部】

現状と課題

- ①児童虐待相談対応件数が増加する中、県内全ての児童相談所でAIを活用した児童虐待対応支援システムを運用するとともに、専門職の増員を進め、児童相談所の虐待対応力の強化を図っています。また、市町への対応力強化に向けて、子ども家庭総合支援拠点の早期設置に向けた支援を行っています。今後も、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童相談所における専門職の増員を進めるとともに、拠点未設置市町への早期設置に向けた取組を進める必要があります。さらに、増加する外国につながる子どもの虐待防止対策に引き続き取り組む必要があります。
- ②「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親支援業務を包括的に実施するフォスタリング機関を県内に3か所設置し、里親制度の普及啓発を行っています。引き続き、里親委託の推進に向けて、フォスタリング機関の整備を進めるとともに、施設養育においてもより家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進する必要があります。また、施設退所者等の自立に向けた支援に取り組む必要があります。

令和4年度の実行方針

- ①児童相談所における虐待対応力の強化を図るため、虐待対応へのAI技術の活用やリスクアセスメントツールの運用、児童福祉司等の専門職の増員を進めます。また、市町の児童相談体制の強化のため、要保護児童対策地域協議会の体制強化や子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた支援を行います。さらに、外国人支援員を配置し、外国につながる子どもの虐待防止に努めます。加えて、子ども等が相談しやすい環境整備のため、SNSを活用した相談支援を行います。
- ②「三重県社会的養育推進計画」に基づき、子どもが家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができるよう、フォスタリング機関の整備を進め、里親委託の推進に取り組みます。また、施設養育においても小規模グループケア化や地域分散化等を推進します。さらに、児童養護施設退所者等の自立に向けて、切れ目のない支援に取り組みます。

現状と課題

- ①子どもたちが家族の大切さや自らのライフデザインについて考える機会を確保するため、子どもたちを含めた若い世代が妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考える機会を引き続き提供する必要があります。また、思春期の性の悩みや予期しない妊娠、妊婦健診未受診などで妊娠等に悩みを抱える若年層を支援するため、相談しやすい体制を強化する必要があります。
- ②結婚を希望する方のニーズをふまえ、みえ出逢いサポートセンターにおいて、相談支援や出会いの場の創出に取り組んでいます。コロナ禍で出会いの機会が減少しているため、引き続きニーズに応じた取組を進める必要があります。
- ③不妊や不育症に悩む方への精神的支援について、不妊専門相談センターで相談対応を行うとともに、不妊ピアサポーターによる当事者の精神的なサポートに取り組んでいます。また、令和4年4月からの不妊治療の保険適用に伴い、国の特定不妊治療助成制度は終了しましたが、県独自の新たな特定不妊治療費助成制度を創設しています。さらに、治療と仕事の両立に向けては、理解促進のための講演会等を開催するとともに、企業内で治療への理解を深めるための不妊症サポーターの養成などに取り組んでいます。引き続き、当事者に寄り添い、精神的・経済的支援や両立支援に取り組む必要があります。
- ④産後の子育ての孤立感等を軽減するため、産後ケア事業や産前・産後サポート事業に従事する保健師等を対象に、母子保健コーディネーターの養成研修を引き続き実施し、地域における専門人材の育成を行う必要があります。また、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する医療専門職によるケアや、濃厚接触者など、不安を抱える妊産婦に対する相談支援体制を整備する必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①家族生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考えてもらえるよう、思春期世代を対象としたセミナーの開催や普及啓発に取り組みます。また、妊娠等に悩みを抱える若年層に対して、相談しやすい体制整備を進めます。
- ②結婚を希望する方に対して安全で信頼できる出会いの場を提供するため、市町や企業等が行う出会いイベントの開催等を支援するとともに、県と市町が連携した広域的な出会いの場の創出などを進めます。
- ③不妊や不育症に悩む方の精神的負担を軽減するため、不妊専門相談センターにおいて電話相談、面接相談を実施するとともに、身近な地域での当事者同士の交流会を開催します。また、不妊治療と仕事の両立に向けた支援に取り組むとともに、県独自の新たな特定不妊治療費助成について、市町と連携のうえ実施します。

- ④各市町において妊娠・出産から育児まで切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう、専門人材を養成するとともに、関係機関の連携を強化し、産前産後の支援体制の充実に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症等に対して不安を抱える妊産婦等が、健やかな出産・育児を行えるよう、専門職に気軽に相談できる体制を整備します。

現状と課題

- ①新型コロナウイルス感染症の影響をふまえつつ、「新しいみえの文化振興方針」に基づき、「人材の育成」や「文化の拠点機能の強化」など5つの方向で取組を展開し、年齢や障がいの有無、国籍等に関わらず、全ての県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供していく必要があります。また、コロナ禍など大きな社会情勢の変化や国の文化政策の動きをふまえつつ、今後の文化振興施策の方向性を検討していく必要があります。
- ②「人生100年時代」の到来を見据え、県民の皆さんが人生をより豊かに過ごすことができるよう、ライフステージ等に応じた多様な学習ニーズを把握し、魅力的な学びの場や学んだ成果を発表できる場の提供など、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりが必要です。
- ③国・県指定等を受けている文化財が適切に保存・継承されるよう、所有者等に財政的・技術的支援を行いました。引き続き、文化財所有者への支援や市町への指導助言を積極的に行っていく必要があります。
- ④社会教育関係者の人材育成とつながりづくりのため、地域と学校をつなぐコーディネーターの養成を行うとともに、多様な主体が学び合う機会を設けました。引き続き、社会教育関係者の育成とネットワークの強化に取り組み、社会教育施設における地域課題の解決に資する場づくりをサポートしていく必要があります。
- ⑤鈴鹿青少年センターについては、隣接する青少年の森公園と一体となり、PFI法に基づく事業者選定手続きを進め、民間のノウハウや資金活用も含めた事業契約の締結を行いました。今後は、民間活力の導入により、魅力ある施設の管理・運営が円滑に図られるよう進めていく必要があります。

令和4年度の実行方針

環境生活部

- ①展覧会・公演や調査研究等を通じて文化のおもしろさや価値等を伝えるとともに、人材育成や顕彰制度の運用、発表の場づくりなどにより、さまざまな主体の文化活動を促進します。また、今後の文化振興施策を一層推進するため「三重県文化振興条例(仮称)」の制定に向けた取組を進めます。
- ②県立生涯学習施設において、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流等を通じて、県民の皆さんのさまざまなライフステージやライフスタイルに応じた一層魅力的な講座やセミナー等の学習機会を提供するとともに、生涯学習に係る情報発信や学びの成果を発表する場を充実します。

教育委員会

- ③歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、保存・継承のため指定・登録等の措置を講じます。また、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、市町や文化財所有者等による文化財の保存・活用・継承への取組を支援するとともに、パネル展やSNSを通じた文化財の魅力情報の発信に取り組みます。さらに、地域の文化財への理解や関心を深めるきっかけとして、受講生を募集し、まつりや行事に係る映像視聴や講話、遺跡等の発掘等を行う体験講座を開催します。現在、県内3市が作成に取り組んでいる文化財保存活用地域計画については、関係市と連携を深め、充実した計画内容となるよう助言等の支援を行います。
- ④社会教育の振興を図るため、市町の社会教育委員や社会教育担当職員等を対象に研修や情報交換を行います。また、公民館等の社会教育施設において地域課題の解決に資する学びの場が創出されるよう講習等を実施するとともに、地域と学校をつなぐコーディネーターの資質向上を図る講座を開催し、社会教育に携わる人材の育成とネットワークの強化に取り組みます。
- ⑤熊野少年自然の家および鈴鹿青少年センターについては、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、感染防止対策を徹底し、来館者が安心して利用できるよう施設運営や施設維持を進めます。鈴鹿青少年センターについては、隣接する鈴鹿青少年の森と一体となり、青少年をはじめとした幅広い世代の県内外の方々が集い、交流する施設とするため、PFI事業契約に基づき、令和4年度は施設の改修に係る設計が、要求水準書や提案内容に沿ったものとなっているかのモニタリングを行うとともに、魅力ある施設として令和6年度にリニューアルオープンできるよう、多くの方が学び楽しむことができる学習プログラムやイベントの実施について、事業者との協議を進めます。

施策 15-2 競技スポーツの推進

【主担当部局：地域連携部スポーツ推進局】

現状と課題

- ①三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯の獲得に向け、選手やチームは着実に実力を高めてきました。令和4年度の「いちご一会とちぎ国体」では、本県の競技力を発揮し、男女総合成績 10 位以内を獲得するため、これまで培ってきた競技力向上のノウハウを生かしつつ、強化活動を支援するとともに、その後も高まった競技力を一過性のものとせず、安定的に維持できるよう取り組む必要があります。
- ②東京 2020 パラリンピックや三重とこわか大会に向けた取組により、パラアスリートの活躍への関心が高まっていることから、一定の競技レベルを有するパラアスリートの強化活動を支援し、国際大会や全国大会で活躍できるよう取り組む必要があります。
- ③三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて県営スポーツ施設の整備を行いました。今後は、すべての利用者の皆さんがより一層安全、快適に利用できるよう、施設環境の整備を進める必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数の回復・拡大を図る必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①三重とこわか国体に向けて取り組んだ競技力向上の成果を、「いちご一会とちぎ国体」で存分に発揮し、男女総合成績 10 位以内を獲得できるよう、引き続き、少年選手・成年選手の強化活動を支援します。今後も安定した競技力を維持するため、本県国体に向けて培った競技力向上のノウハウを生かし、次代を担うジュニア選手・少年選手の発掘・育成や指導者の養成に取り組めます。
- ②パラスポーツにおける競技力の向上を図るため、新たにパラリンピックなど国内外のスポーツ大会での活躍を目指すパラアスリートを支援します。
- ③県営スポーツ施設について、両大会に向けて整備してきた施設の機能を維持しながら、利用者が安全、快適に利用できる環境を提供するため、老朽化設備等の必要な改修・修繕を行います。また、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数を回復し、スポーツに親しむ機会の充実に努めます。指定管理者とより一層連携して感染防止対策や各種事業・サービスの充実に努めます。

施策15-3 地域スポーツと障がい者スポーツの推進

【主担当部局：地域連携部スポーツ推進局】

現状と課題

- ① 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けた取組の結果、県や市町において、競技施設の新たな整備や大規模な改修が行われるとともに、選手・指導者や競技役員などの人材が育成されたことにより、多くのレガシーが各地域に遺されました。今後は、これらのレガシーを活用した取組を進めることにより、スポーツの振興やスポーツを通じたまちづくりにつなげていく必要があります。
- ② スポーツへの興味・関心を促すためには、まず、トップレベルのプレーを「みる」機会を充実させ、さらに、各地域でスポーツイベント等が自主的・主体的に開催されるなどスポーツに触れ親しむなど「する」機会を拡充することで、それを「支える」人たちの活動も活性化することが期待できます。こうしたスポーツのさまざまな効果により、スポーツを通じた地域の一体感や絆づくりを促進していく必要があります。また、地域の皆さんがスポーツを身近に感じられるきっかけとして、国のスポーツ基本計画において地域スポーツの担い手として位置付けられている総合型地域スポーツクラブに対し、その役割が発揮されるよう働きかけていく必要があります。
- ③ 障がい者スポーツをきっかけとして、障がいのある人の自立と社会参加の推進や、県民の障がいへの理解促進に取り組んでいます。また、三重とこわか大会に向けて選手の発掘・育成や指導員等の養成、障がい者スポーツ普及に取り組みました。今後は、障がいのある人もない人も、障がい者スポーツに関わることができる取組を総合的に展開し、障がい者スポーツの一層の裾野拡大に取り組む必要があります。

令和4年度を取組方向

地域連携部

- ① 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて積み上げたレガシーを活用した、大規模大会の誘致・開催や、両大会開催競技に関わる普及イベントの開催、人材育成などについて、市町や競技団体等と連携して取り組みます。
- ② 三重のスポーツフォーラム等、県民の皆さんが、スポーツへの興味・関心を促すイベントを開催するとともに、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催予定であった競技をきっかけとして、市町・競技団体等が各地域で行うさまざまな地域スポーツ推進の取組と連携して、あらゆる世代の皆さんがスポーツに参画する（する・みる・支える）機会の拡充を図ります。また、総合型地域スポーツクラブの質的充実が図られるよう取組を進めます。さらに、三重県スポーツ推進条例がめざす「県民力を結集した元気なみえ」の実現に向けて、第3次スポーツ推進計画を策定します。

子ども・福祉部

- ③ 三重とこわか大会に向けて取り組んできた成果等を生かし、障がい者スポーツのさらなる裾野の拡大に向けて、合同練習の実施やフォーラムの開催、関係団体と企業をつなぐ役割を担う相談窓口の設置などの取組を進めます。

行政運営の取組 取組概要

現状と課題

- ① デジタル化や脱炭素化の推進など直面するさまざまな課題への対応を進め、将来世代も含めた県民の皆さんが元気に、かつ安全・安心に暮らすことのできる持続可能な地域を県民の皆さんと共に作り上げていくため、本県のめざすべき姿や取組方向を検討し、今後の県政運営の基本となる計画を策定し、着実に取組を推進する必要があります。
- ② 令和2年国勢調査結果では、本県の人口は約177万人と平成27年調査結果に比べ約4万5千人以上減少し、人口減少に歯止めがかかっていません。人口減少が進む中でも地域が持続的に発展していくよう、全庁を挙げてより強力に取り組んでいく必要があります。
- ③ 県民の皆さんの意識を把握し、今後の県政運営や各種計画の策定等に活用するため、アンケート調査を実施しています。県民の皆さんの意識をより効果的に把握できるよう調査内容を検討した上で、継続して実施していく必要があります。
- ④ 令和2年10月に改訂した「三重県国土強靱化地域計画」の着実な推進を図るため、進行管理を図っていくとともに、県内市町の国土強靱化地域計画の内容充実を支援していく必要があります。
- ⑤ 先の大戦から75年以上が過ぎ、戦争体験者が高齢化していく中、戦争を実体験として語り継いでいくことが年々難しくなっていることから、県民の皆さん一人ひとりが平和に関する理解を深め、悲惨な戦争の記憶と教訓を風化させないよう、引き続き、多くの県民の皆さんに戦争の悲惨さと平和の大切さを伝えていく必要があります。
- ⑥ 本県の施策を推進するうえで必要な国の制度の創設や改正、翌年度の政府予算に反映を求める事項について、県独自で国への提言を実施しました。引き続き、地域の実情に応じた制度改正や予算編成がなされるよう、国に対して、時機を捉え提言・要望活動を実施していく必要があります。
- ⑦ 全国知事会や東海三県など圏域の知事会等において、新型コロナ対策をはじめ広域的な課題に関して連携した取組や共同メッセージの発表等を実施しました。引き続き、広域的な課題に対して他の自治体と連携した取組を進めていく必要があります。
- ⑧ 県民の皆さんや、企業、団体等のさまざまな活動に生かせるよう、基礎資料となる各種統計情報を積極的かつ正確に、わかりやすく提供することが必要です。
- ⑨ 誰にとっても身近な課題をテーマにしたセミナーを開催し、県民の皆さんの参画とNPO間の連携を図っています。引き続き県民の皆さんの社会参画や連携を促進するとともに、NPOが多様化、複雑化する地域の諸課題に対応できるよう支援していく必要があります。

戦略企画部

- ① デジタル化や脱炭素化の推進などの直面する課題を克服し、将来世代も含め県民の皆さんが元気に、かつ安全・安心に暮らすことのできる持続可能な地域を県民の皆さんと共に作り上げていく必要があるため、今後の県政運営の基本となる「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」および「みえ元気プラン（仮称）」を策定します。
- ② 人口減少の課題に的確に対応していくため、人口減少の現状や要因について調査研究を進めるとともに、本県の人口減少対策にかかる取組の方向性を示す「三重県人口減少対策方針（仮称）」を策定し、自然減対策と社会減対策を両輪とした総合的な対策に取り組みます。また、県と市町が連携してこの課題に効果的に取り組むため、連携会議を新たに設置し、共同して調査研究やモデル事業等を実施するなど、人口減少対策を強力に推進していきます。
- ③ 県民の皆さんの意識を把握し、今後の県政運営の参考としていくため、県民を対象としたアンケート調査を実施します。
- ④ 「三重県国土強靱化地域計画」に基づき、県内市町の国土強靱化地域計画の改訂等に向けた取組を支援するとともに、適切に進行管理を行います。
- ⑤ 県民の皆さん一人ひとりに平和に関する理解を深めていただけるよう、若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝える機会づくりに取り組みます。
- ⑥ 全国知事会や圏域の知事会等に参画し、新型コロナウイルス感染症や防災・減災、人口減少等への対策について、広域的に連携した取組を進めるとともに、地域の実情に応じた制度改正や予算編成がなされるよう、国等に対して提言・要望活動を実施します。
- ⑦ 県、市町の行政をはじめ、県民の皆さんや、企業、団体等のさまざまな活動に生かすため、迅速かつ正確な統計調査の実施、審査、集計等を行い、調査結果を分かりやすく公表するとともに、統計調査への理解促進を図ります。

環境生活部

- ⑧ 県民一人ひとりが自らを社会の担い手として認識し、NPO活動への理解、参画が促進され、さまざまな主体との連携による地域課題の解決に向けた取組が一層進むよう、「みえ県民交流センター」*を拠点とした情報発信、NPOや中間支援組織の基盤・機能強化に取り組みます。

【主担当部局：総務部】

現状と課題

- ①「第三次三重県行財政改革取組」に基づき取組を進めてきた結果、概ね計画どおり進捗しました。今後も引き続き行財政改革の着実な推進に取り組んでいく必要があります。
- ②県政の諸課題に的確に対応できるよう、必要な組織体制を整備しました。今後も引き続き、限られた経営資源の中でも、より一層効率的・効果的な組織体制を整備していく必要があります。また、新型コロナウイルス感染防止対策に係る業務等が増加する中、所属長と職員との対話を進め、業務の平準化、業務の見直し等に取り組みました。引き続き、職員一人ひとりが「ライフ」と「ワーク」を自身でコントロールできる状態をめざし取り組んでいく必要があります。
- ③「三重県職員人づくり基本方針（令和2年3月改定）」にもとづき、コロナ禍における職員研修、勤務制度の見直し等の取組を進めました。引き続き、同方針に基づき人材育成を進めます。また、「県職員育成支援のための人事評価制度」等の適切かつ円滑な運用を進め、職員の意欲・能力の向上と組織力の向上に努めました。今後も引き続き、制度を適切かつ円滑に運用していく必要があります。
- ④コンプライアンス意識の向上のため、各所属においてコンプライアンス・ミーティングを実施するとともに、適正な業務執行のために内部統制制度を運用しました。今後も、県民の皆さんからの信頼を高めていくため、コンプライアンスの推進に取り組む必要があります。
- ⑤三重県公文書等管理条例（令和2年4月施行）の適切な運用により、公文書の適正管理の徹底に取り組みました。今後も引き続き、公文書の適正管理について職員の意識を高めるための研修の実施等に取り組んでいく必要があります。
- ⑥一定以上の時間外労働を行った職員に対し、面接指導を行うことにより、健康障害の防止に取り組みました。また、ストレスチェック制度を円滑に運用し、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、セルフケア研修の実施や復職支援・相談支援を行いました。引き続き、健康課題への対応や過重労働対策、メンタルヘルス対策に取り組んでいく必要があります。
- ⑦危機発生を未然に防止する事前対策を行うとともに、危機発生時において、迅速かつ的確な対応が行えるよう、引き続き職員の危機管理意識の徹底や危機対応力を備えた人材育成を行っていく必要があります。

総務部

- ①県民の皆さんから信頼される県行政を推進するため、引き続き行財政改革を効果的に進めていきます。
- ②より一層効率的・効果的な組織体制の整備を図るとともに、引き続き職員一人ひとりが主体的に「ライフ」と「ワーク」をコントロールできる状態をめざします。
- ③「三重県職員人づくり基本方針」に基づく人材育成を進めるとともに、「県職員育成支援のための人事評価制度」等の適切かつ円滑な運用により、引き続き職員の意欲・能力の向上と組織力の向上に取り組めます。
- ④県民の皆さんからの信頼を高めていくため、引き続きコンプライアンスの推進に取り組むとともに、内部統制制度について、実効性のある取組となるよう運用していきます。
- ⑤三重県公文書等管理条例の運用を通して、公文書の適正管理の徹底に取り組めます。
- ⑥職員の安全を確保し、こころと体の健康保持・増進を図るため、安全衛生管理に取り組めます。

防災対策部

- ⑦研修等を通じて、危機発生の未然防止や危機発生時等に的確な対応が行えるよう、引き続き職員の危機対応力の向上に取り組めます。

【主担当部局：総務部】

現状と課題

- ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、状況変化に応じて、累次にわたる補正予算を編成し、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする諸課題に迅速かつ適切に対応してきましたが、引き続き公債費が高水準にあることや社会保障関係経費の増加が見込まれることなどから、今後も持続可能な財政運営を確保していく取組を進める必要があります。
- ②税込確保については、県内8県税事務所における財産調査や滞納処分等の早期着手等滞納整理の徹底、市町支援窓口を通じた市町と連携した取組等により、県税収入未済額の縮減に努めています。今後もさらに収入未済額を縮減していく必要があることから、市町や三重地方税管理回収機構と連携した個人住民税徴収対策の強化に取り組むとともに、引き続き、県民の皆さんが納税しやすい環境の整備を推進する必要があります。
- ③「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づく具体的な取組を進めるため、各部局と情報共有等を行いました。県庁舎等において、引き続き各庁舎管理者による点検や修繕履歴の蓄積を行うメンテナンスサイクルを実施することによって、庁舎の長寿命化を図っていく必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題に、県民の安全・安心の確保など喫緊の課題に対応しつつ、経常的な支出の抑制と多様な財源の確保に取り組み、持続可能な財政運営を推進します。
- ②県税の滞納整理については、早期調査に着手し、差押、搜索、公売等を含めた滞納処分を進めるとともに、市町や三重地方税管理回収機構と連携して個人住民税の徴収対策を推進します。また、スマートフォン決済アプリによる納付など、引き続き納税環境の整備を推進することで、税込確保に取り組めます。
- ③「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づく取組を進め、県庁舎等について、引き続きメンテナンスサイクルを実施することで、庁舎の長寿命化を図ります。

【主担当部局：出納局】

現状と課題

- ①会計事務を適正に行うため、所属からの会計相談への対応、各種研修の実施及びe-ラーニングの整備、メールマガジン「出納かわら版」の毎月配信などにより、会計事務担当職員を日常的にサポートしています。また、出納局検査において、内部統制制度を踏まえた指導や評価を行うことにより法令遵守の徹底を図り、適正な会計事務の運用に努めています。引き続き、会計事務担当職員の資質の向上と各所属のニーズに合った支援に取り組み、不適切な事務処理の防止に努めていく必要があります。電子調達システム（物件等）については、会計事務担当職員が適正かつ円滑に業務を実施するために安定稼働と円滑な運用に取り組んでいます。今後、現行ブラウザのサポート終了に伴い、次期ブラウザへの変更に対応するため、システムを改修していく必要があります。
- ②県債管理基金の運用については、令和2年度から始まった市場公募債の償還に対応するため、流動性の確保を優先した、短期・中期の債券運用に取り組んでおり、歳計現金については、資金の動向を見極めながら運用益の確保に努めています。今後も、基金及び歳計現金の資金管理を適正に行うとともに、運用益の確保に向けて不断の検討を進める必要があります。収納方法の多様化としては、県民の公金納付方法の利便性を向上させるため、令和3年度から税外収入の一部（使用料、手数料など）で、キャッシュレス収納等（コンビニ・スマホ収納）を導入しました。今後も、納付者の更なる利便性の向上に向けた取組を進める必要があります。また、財務会計システムについては、会計事務担当職員が業務を適正かつ円滑に実施するため、安定的な稼働と円滑な運用に取り組んでいます。今後、現行システムの運用期間が令和6年度中に満了することから、円滑な機器更新に向けて検討を進める必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①会計事務担当職員が適正に事務を進められるよう、業務に関する相談など日常的なサポートを行います。会計事務に対するさまざまな知識の習得および法令遵守の徹底を図るため、各種研修や出納局検査（事前・事後）を実施し、会計事務担当職員の能力向上を支援します。また、公平・公正で透明性の高い入札・契約制度を確保するため、国の会計制度や社会情勢の変化などを踏まえて、会計規則等を見直し、適正に財務会計制度を運用します。電子調達システム（物件等）については、会計事務を行う所属が正確かつ適正に業務を遂行できるよう、安定稼働と円滑な運用に取り組めます。
- ②公金を適正に管理するとともに、支払資金の安定的な確保や資金の安全かつ効率的な運用を行います。また、県民の皆さんの利便性を向上させるため、県歳入金の収納において、令和3年4月に導入したキャッシュレス決済等を拡充するなど、今後も収納方法の多様化に向けた検討を進めます。会計事務担当職員が業務を適正かつ円滑に実施できるよう、財務会計システムを安定的に稼働させるとともに、機器更新に向けて検討を進めます。

【主担当部局：戦略企画部】

現状と課題

- ① 県民の皆さんが県政に関する情報を入手する際には、新聞・テレビ・ラジオなどが大きなウェイトを占めています。より多くの方に情報が届くよう、手話通訳なども活用し積極的かつ正確に報道機関へ情報を提供していく必要があります。
- ② 県の施策に関する情報を県民の皆さんに的確に届けるためには、県ホームページをはじめ、各広報媒体を効果的に組み合わせ、伝わりやすさを意識した情報発信に取り組む必要があります。
- ③ 県民の皆さんが県政に関する情報を滞りなく入手できるよう、県ホームページについては、常時安定した運用・保守を行っていく必要があります。
- ④ 県民の皆さんの意見や提案が県政に反映されるよう、幅広い広聴活動を行うため、従来の広聴ツールのブラッシュアップを行っていく必要があります。
- ⑤ 県民の皆さんの参加による公正な県政を推進していくためには、行政情報を積極的に公開し、情報公開制度を適正に運用していくとともに、県が保有する個人情報も適正に管理していくため、職員の理解促進を図ることが必要です。

令和4年度の取組方向

- ① 県から発信した情報がテレビニュースや新聞等に取り上げられるよう適切に取り組むとともに、知事定例記者会見における手話通訳を実施するなど、より多くの方に情報が届くよう発信を行います。
- ② 新型コロナウイルス感染症に関する県の施策や感染状況をはじめ、県政に関する重要な情報を県民の皆さんに的確に届けるため、県ホームページや県広報紙、新聞、テレビ、ラジオ、SNSなどのさまざまな広報媒体を活用し、効果的に情報発信を行います。
- ③ 県ホームページについては、常に安定した運用を維持する必要があることから、OSのアップデートやセキュリティの確保など、Webシステムの運用保守を適切に行います。
- ④ 県民の皆さんの声を県政に反映できるよう、「県民の声相談」を実施するとともに、「みえ出前トーク」「e-モニター」等を活用した広聴活動を行います。その際、よりの確な広聴活動が実施できるよう、DXを活用した広聴ツールのブラッシュアップを行います。
- ⑤ 職員を対象とした研修等に取り組むなど、意識の一層の向上を図り、情報公開・個人情報保護制度を適切に運営します。また、個人情報保護法の改正により地方公共団体の個人情報保護制度が新たに法律に規定され、令和5年4月から全国共通ルールによる運用となることに備え、必要な措置を講じていきます。

【主担当部局：デジタル社会推進局】

現状と課題

- ①県庁DX推進の核となる人材の育成に加え、全所属でDXについての職場内研修を実施し、職員間の意識、理解の差の解消を図るとともに、意欲のある職員に対しe-ラーニングを提供するなど、知識の習得、能力の向上に取り組んでいます。県庁DXを推進していくためには、今後も核となる人材を育成するとともに、職員全体の能力向上に取り組む必要があります。
- ②県情報ネットワークや各庁内システムについては、適切な運用管理や情報セキュリティ対策の徹底等により安定運用を確保する必要があります。また、県庁DXがめざす利用者目線の行政サービスの創出や、テレワーク等による多様で柔軟な働き方を実現するためには、職員が日常的に業務で利用する新たな情報基盤の整備に取り組む必要があります。
- ③業務を可視化し業務プロセスを見直す業務改善やAI-OCR・RPA等のデジタル技術を活用した業務効率化に取り組んでいます。引き続きデジタル技術を活用した業務プロセス改革やデジタルコミュニケーションを推進する必要があります。
- ④各部局が保有している情報システムの最適化に向けて、企画・構築・運用に至る各工程において、支援・審査・評価を行ってきましたが、今年度からは、情報システムに加え、各部局が取り組むデジタル技術を活用したDX関連事業についても、助言・支援を行っています。今後も全庁の情報システム及びDX関連事業が適切に実施されるよう、引き続き各部局の取組を支援していく必要があります。
- ⑤市町のDXを推進するため、「三重県・市町DX推進協議会」を設置し、市町から要望のあった共同調達等に関する協議・調整のほか、情報システムの標準化等の自治体DX推進に係る情報提供や意見交換を進めてきました。さらに、モデル市町と連携した業務改善取組や市町のDX推進の基礎となる情報基盤の検討にも取り組みました。引き続き、情報システムの標準化や共同調達など、市町間および県と市町の連携を一層強化するとともに、専門的な立場からの助言や情報提供等の必要な支援を行う必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①昨年度に引き続き、部局のDX推進を牽引していく「DX推進スペシャリスト」、デジタルツール活用全般のサポート等を行う「デジタル活用推進員」を育成します。また、職員の役割に応じて必要なスキル等を身に着ける「階層別研修」や、行政のDXを進める上で必要となる考え方の理解を促進するため、「職場内DX研修」を実施します。
- ②県情報ネットワークや各庁内システム、職員の業務環境について、引き続き、適切な情報セキュリティ対策を実施しながら安定運用の確保に努めます。また、インターネット接続環境の改善や、主要システムのクラウドサービスへの刷新、テレワーク環境の強化、データ活用を前提とした政策立案等に取り組むため、新たにDX推進基盤を整備します。

- ③多数の職員が関係しデジタル化による効果が大きい業務を対象とした業務改革支援に注力するなど、デジタル技術を活用した業務プロセス改革を進めるとともに、新たに整備するDX推進基盤を活用し庁内におけるデジタルコミュニケーションを推進します。
- ④各部局が取り組むDX関連事業の助言・支援を行うとともに、情報システムの適正化を図るための審査・評価・支援を継続して行います。
- ⑤「三重県・市町DX推進協議会」において、引き続き、市町の情報システムの標準化に対するきめ細かな支援や市町間における共同調達の実現に向けた協議・調整等を進めるとともに、新たに県と市町とのデータ連携・活用に向けた検討を進めます。また、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及等に取り組めます。

現状と課題

- ①公共事業評価については、「三重県公共事業評価審査委員会」における調査審議により公共事業の適正化に取り組んできました。引き続き、公共事業の効率性およびその実施過程の透明性を確保していく必要があります。
- ②入札契約制度については、「三重県入札等監視委員会」の調査審議をふまえ、制度の改善、適正な運用に取り組んできました。引き続き、適正な入札制度の運用に努め、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した制度の改善等に取り組む必要があります。
- ③地域の建設業が、地域の安全・安心や雇用の確保などの役割を将来にわたって果たせるよう「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、担い手確保や労働環境改善の取組として週休二日制工事の試行拡大、生産性向上への取組として施工時期の平準化やICT活用工事の試行拡大などを進めています。引き続き、これらの取組を進める必要があります。
- ④電子調達システムなどの安定運用を図るとともに、設計積算システムを更新し、令和3年10月に運用を開始しました。引き続き、更新した設計積算システムにより効率的な業務が実施できるよう必要に応じて改善等を進める必要があります。
- ⑤コロナ禍においても遅滞なく社会資本の整備・維持管理を進めるとともに、スマート改革の推進を図るため、建設現場における遠隔臨場のモデル工事を実施しています。引き続き、同感染症対策を講じるとともに、建設工事等における非接触・リモート型の働き方への転換等を図る必要があります。
- ⑥県発注の公共工事の受注者に対する不当要求等の根絶に向け、警察や建設業界などと連携した「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を設立し、体制の強化を図っています。引き続き、建設工事等の円滑な施工に寄与するため、協議会を継続的に運営していく必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①「三重県公共事業評価審査委員会」の調査審議を受け、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した事業の評価を行い、適正な執行に取り組めます。
- ②「三重県入札等監視委員会」の調査審議を受け、公共工事の公正性・透明性を確保しつつ、公共事業を取り巻く状況の変化に対応するための入札契約制度の改善、適正な運用に取り組めます。

- ③地域の建設業が未来に存続し、その役割を果たせるよう、「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、担い手確保に向けた建設業の魅力発信や働き方改革推進のための週休二日制工事の拡大に取り組みます。また、生産性向上への取組として施工時期の平準化およびICT活用工事の工種拡大、BIM/CIMの試行の継続などの各種取組を進めます。さらに、労働環境の改善や技術の継承に向け、建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用促進に取り組みます。これらの取組を引き続き市町へ要請します。
- ④公共事業の適正な執行のために、引き続き、電子調達システムや設計積算システムなどの安定運用を図ります。
- ⑤コロナ禍においても遅滞なく社会資本の整備・維持管理を進めるため、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じるとともに、建設工事等における非接触・リモート型の働き方への転換等に向け、ウェアラブルカメラやスマートフォン等を使用した建設現場の遠隔臨場を全ての工事で活用できるようにします。
- ⑥建設工事等の受注者への不当要求等に対して、警察や建設業界などと連携した「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を積極的に運営し、建設工事の不当要求根絶に取り組めます。また、「漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する新たな基本方針」については、定期的に検証し継続運用を行っていきます。